

平成 22 年度～ 25 年度 日本学術振興会科学研究費補助金
若手研究 (B) 「前近代の治水・利水技術と環境変化に関する研究」 報告書
研究代表者 西川広平 課題番号 22720259

山梨県立博物館 調査・研究報告10

甲斐の治水・利水技術と環境の変化

Traditional technique of flood management
and environmental change in Kai province

西川広平編

2014



山梨県立博物館
Yamanashi Prefectural Museum



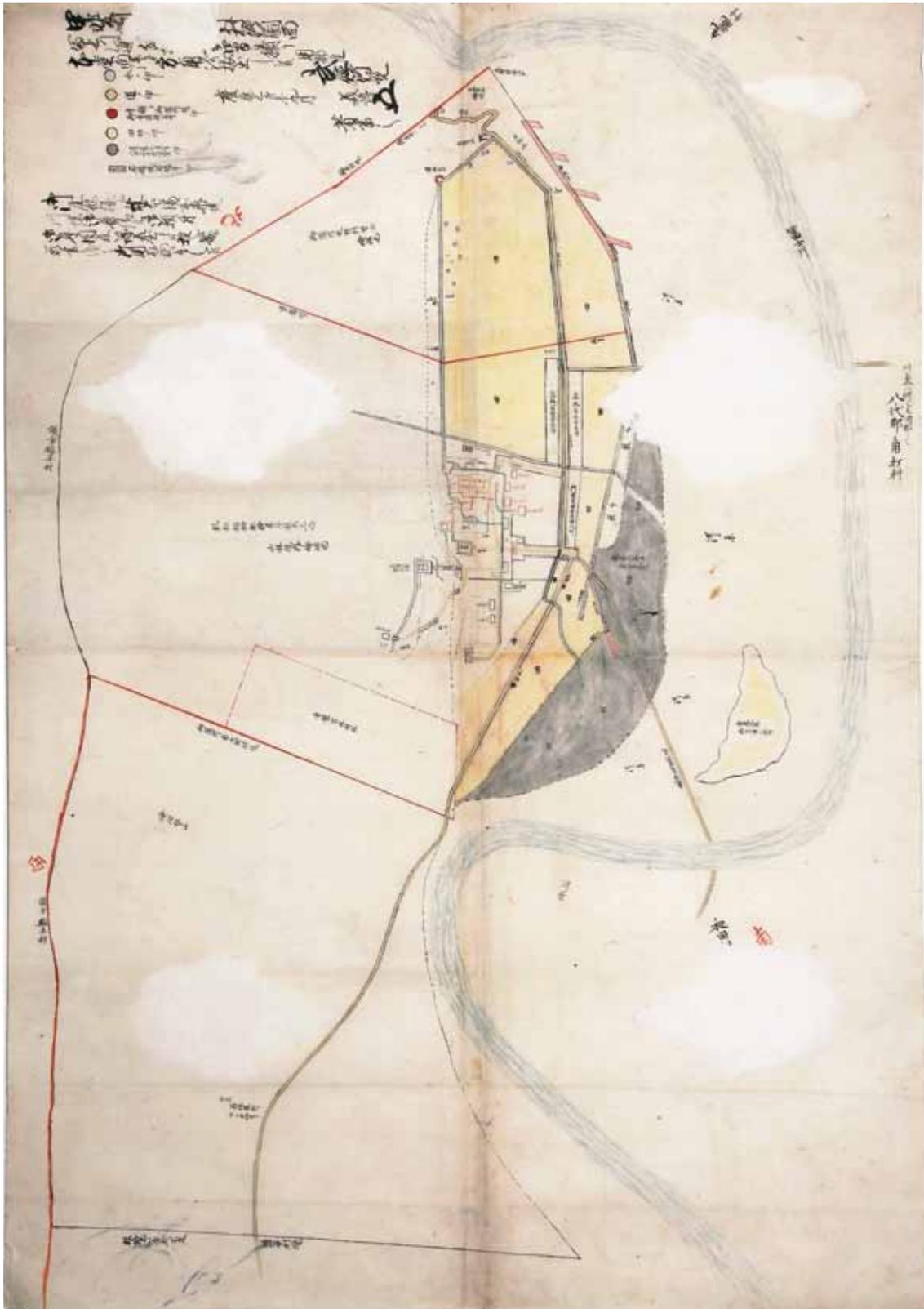
巻頭図版 1 御勅使川流域の空中写真 (1962年、国土地理院撮影)





巻頭図版 2 有野村堤絵図
江戸時代 (19世紀) 山梨県立博物館 (千野家文書)

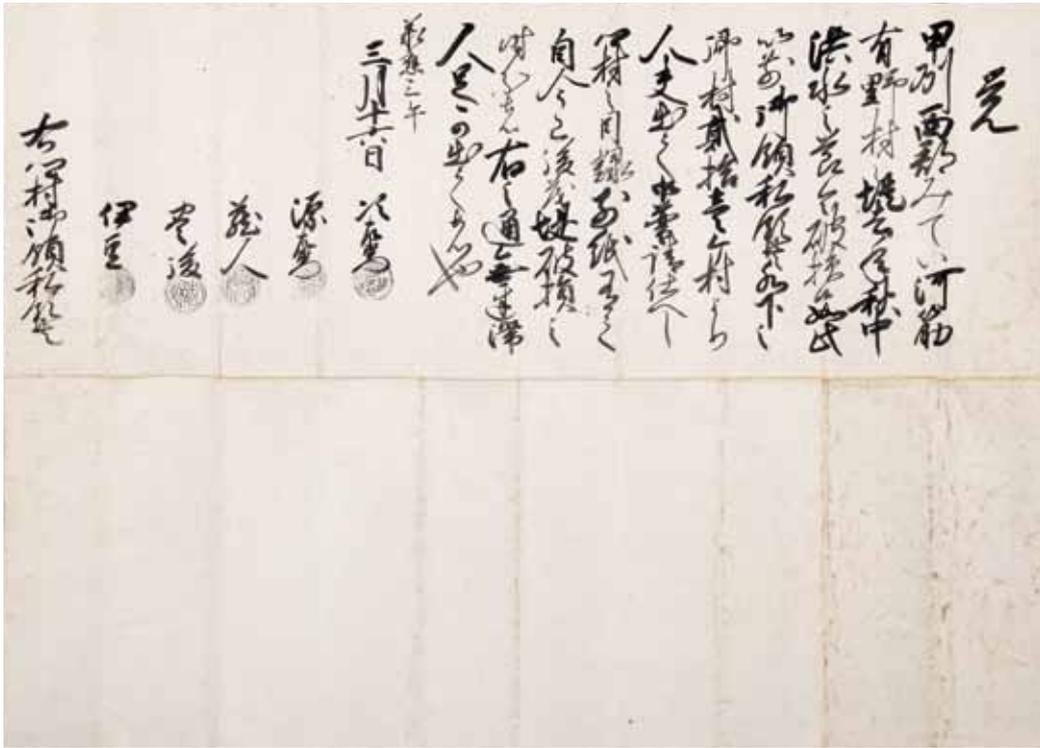
(石積出一番堤)



巻頭図版3 甲斐国巨摩郡大野村絵図面
慶応3年(1867) 身延町 個人



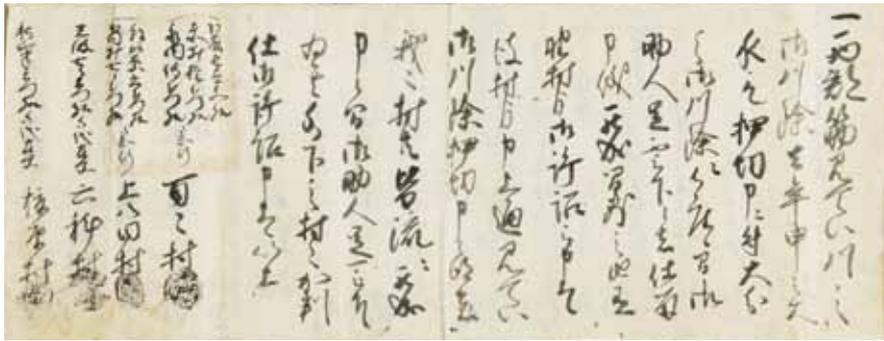
(発掘された大野堤防遺跡)



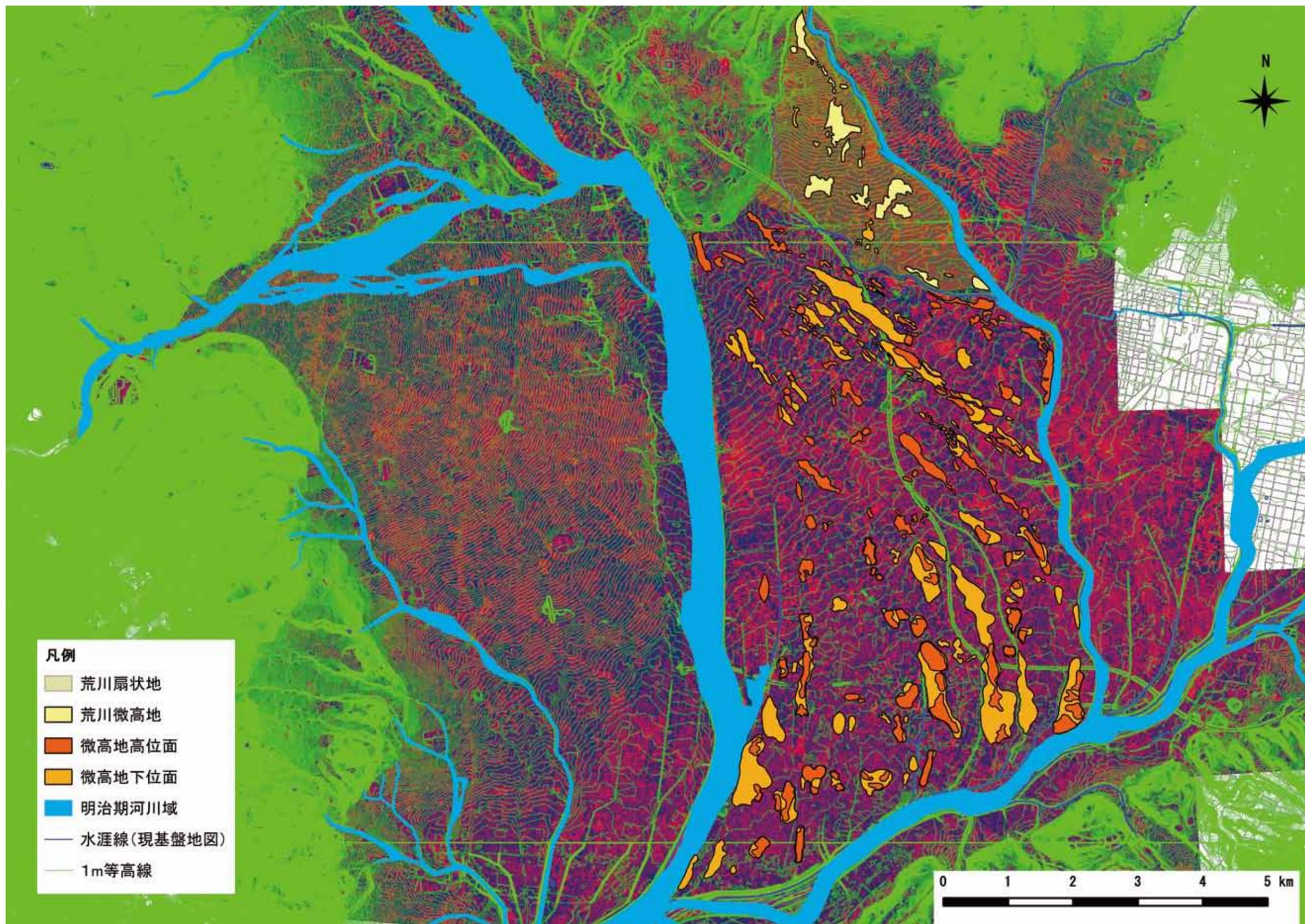
卷頭図版4 江戸幕府奉行連署状 承応3年(1654) 南アルプス市 個人(矢崎真里家文書)



卷頭図版5 有野村堤御普請人夫差出下水22か村覚書 承応3年(1654) 南アルプス市 個人(矢崎真里家文書)



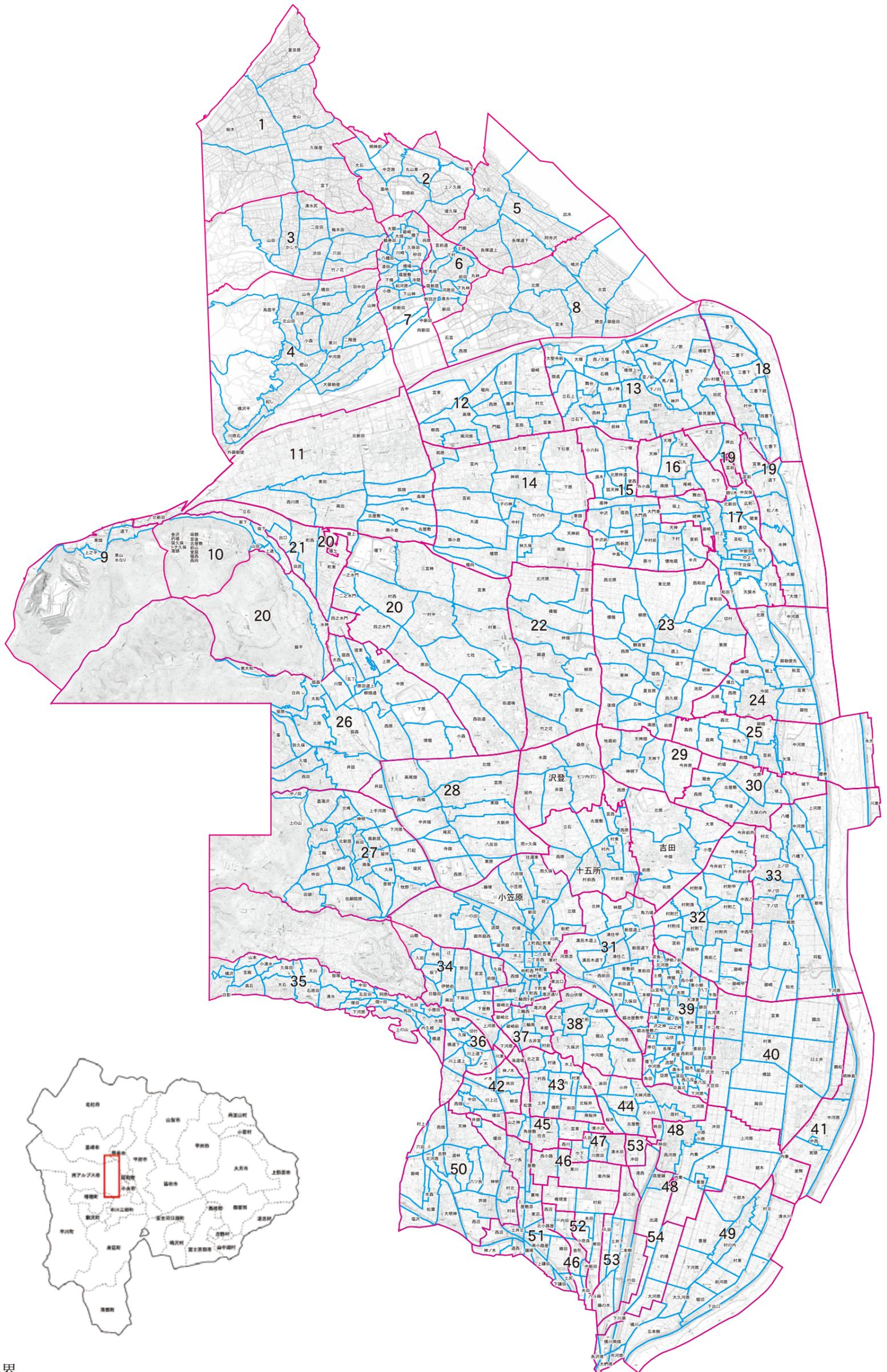
卷頭図版6 西郡筋有野村川除御訴詔之村々書立 江戸時代(17世紀) 南アルプス市 個人(矢崎真里家文書)



卷頭図版7 釜無川・御勅使川流域地形分類図

旧大字（旧村）名

- 1 上條北割
- 2 上條東割
- 3 上條中割
- 4 上條南割
- 5 下條東割
- 6 下條中割
- 7 下條西割
- 8 下條南割
- 9 駒場
- 10 築山
- 11 有野
- 12 六科
- 13 野牛島
- 14 百々
- 15 上八田
- 16 榎原
- 17 徳長
- 18 上高砂
- 19 下高砂
- 20 飯野
- 21 飯野新田
- 22 在家塚
- 23 西野
- 24 上今諏訪
- 25 下今諏訪
- 26 曲輪田
- 27 上宮地
- 28 桃菌
- 29 上今井
- 30 下今井
- 31 十日市場
- 32 寺部
- 33 加賀美中条
- 34 山寺
- 35 一之瀬
- 36 鋳物師屋
- 37 下宮地
- 38 江原
- 39 加賀美
- 40 藤田
- 41 浅原
- 42 川上
- 43 鮎沢
- 44 田嶋
- 45 古市場
- 46 大師・南大師
- 47 清水
- 48 西南胡
- 49 東南胡
- 50 落合
- 51 荊沢
- 52 宮沢
- 53 戸田・戸田新町
- 54 和泉

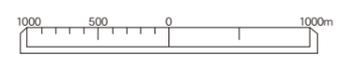


— 旧大字の境界
— 小字の境界

※本図は、1/10,000「南アルプス市都市計画図」（南アルプス市発行、2004年）、1/5,000「韮崎市地籍図」（韮崎市発行、2013年）をもとに制作した。
 ※旧大字の番号は、第II章2の番号と一致させた。但し、小笠原・沢登・十五所・吉田は、検地帳の調査データがないため、第II章2には掲載されていない。

原図に対する縮小率
 南アルプス 縮小率 21.6%
 韮崎 縮小率 11.875%

巻頭図版8 旧大字・小字境界図



序

近年、大規模災害への対応や自然環境の改変が社会問題化する中で、開発の進行を社会の発展として一面的にとらえることが見直されつつあり、歴史学界においても環境史が一つのテーマとしてクローズアップされている。

中でも周囲を山々に囲まれた山梨は、豊富な水資源に恵まれている一方、歴史を紐解けば、明治時代には大規模な森林伐採を原因の一つとする水害が発生し、当時の社会に大きな影響を及ぼした史実がある。また近年では、観光地化や交通網の整備にともなう水質汚染や水資源の枯渇などが問題となっている。

こうした近現代社会における自然環境の改変という問題に対して、歴史学の視点から向き合い、人と自然との関係を見つめ直すきっかけとするためには、前近代の甲斐国において、人々が地域社会の内外でどのように水に取り組み、生活や開発を営んできたのかを明らかとすることが、重要であると考えます。

そこで、日本学術振興会 科学研究費補助金（科研費）の交付を受け、山梨県立博物館の学芸員である研究代表者と館外の研究協力者が一緒になって、4年間にわたり甲斐国の治水・利水事業やその技術の展開、並びに甲府盆地の開発の状況などを調査・研究してきた。

本報告書は、この調査・研究の成果をまとめたものであり、この成果が、甲斐国で育まれた治水・利水の足跡や、それをふまえた人や技術の交流の歴史を、山梨のみならず全国の多くの方々に知っていただく一助となれば幸いです。

末筆となるが、多大なお力添えを賜った関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

2014年3月

研究代表者

西川 広平
(山梨県立博物館 学芸員)

目 次

序	
調査・研究の経緯と方針	3
調査・研究活動の記録	5
第 I 章 文献史料の調査	7
1 牛柞類の分布調査	8
(1) 調査の目的	8
(2) 各都県の調査結果	8
(3) 分析結果	16
2 甲斐国における治水事業の調査	44
(1) 調査の目的	44
(2) 鳥取藩・岡藩による甲斐国御手伝普請	44
(3) 甲斐国巨摩郡大野村絵図面	48
第 II 章 検地帳の調査・分析	49
1 調査の目的・概要	50
(1) 調査の目的	50
(2) 調査の概要	51
(3) 分析データの見方	51
2 分析データ	53
3 分析結果	69
第 III 章 特 論	71
1 静岡県における近世治水用牛柞類の展開と山梨県国中地域との比較	畑 大介 72
2 近世御勅使川流域における川除普請の一事例	西川広平 80
3 釜無川流域微地形分析（その 2）－甲府盆地西部－	村石眞澄 86
まとめ	92
執筆・作成分担	93

凡 例

1. 本報告書は、2010年度から2013年度まで実施した日本学術振興会 科学研究費補助金若手研究（B）「前近代の治水・利水技術と環境変化に関する研究」（課題番号22720259）の調査・研究報告書であり、科学研究費補助金（若手研究 B）の交付を受けて行った研究成果の一部である。
2. 本報告書の編集は、研究代表者である西川広平が担当し、データの作成や論考の執筆は、「執筆・作成分担」にあげた各研究協力者が行った。また、第 I 章・第 II 章の図版作成は、調査補助者である青柳美沙が補佐した。
3. 掲載した資料写真及び地図は、山梨県立博物館並びに研究協力者が撮影・制作したほか、次の方々からの提供を受けた（敬称略）。
国土地理院、韮崎市教育委員会、南アルプス市教育委員会
穂坂熊男、矢崎真里

（表紙写真）信玄堤絵図（山梨県立博物館蔵、部分）

調査・研究の経緯と方針

(1) 経緯

歴史学における開発・環境を対象とした先行研究には長い蓄積がある。例えば日本中世史の分野では、すでに1960・70年代、歴史地理学的手法を採り入れて、荘園における田地開発の状況が考察されたが、1980年代になると開発史が提唱され、山地・漁場・交通など様々なレベルでの自然に対する人間の能動的な働きかけの解明とともに、田畠など耕地開発の状況が考察された。

さらに1980年代半ば以降、村落による山地空間の開発過程を考察した、いわゆる村落領域論が展開され、人と自然との関わりという視点に立った村落史研究の新技术として注目された。また同時期に、圃場整備事業などにとまなう現地調査を前提にして、考古学・地理学・民俗学などの学際的な成果を採り入れながら荘園や村落の景観復元を試みる景観論的な研究が行われ、文献史料だけでは解明できなかった事象を含めて、荘園や村落の開発過程を具体的かつ動的に解明した。

そして、2000年代に入り「環境史」として概念化された研究が見られるようになった。ここでは、「人が自然へ」という「開発」の視点だけではなく、「自然から人へ」という視点を重視し、人と自然との双方向的な交流の中で形成された「環境」を中軸において歴史像の再構築を図ることが提唱され、現代社会における環境意識の高まりを背景にして、現在積極的に行われている。

ところで、山梨県の甲府盆地周辺地域は、四方を標高2,000～3,000m級の山々に囲まれており、急峻な山地から山麓の扇状地や盆地中央の平地に流れ込む大小の河川によって、有史以来、数々の水害の影響を受けてきた。このため、盆地西部を流れる釜無川に16世紀以降築造された竜王信玄堤（甲斐市）などの大規模な治水・利水事業や、当地で生まれた治水・利水の技術がクローズアップされ、前近代における治水・利水事業の代表例として注目されている。山梨県立博物館では、2004年度にシンポジウム「信玄堤の再評価」を山梨県内の学術団体と共同開催し、甲斐国で営まれた治水・利水事業に関する先行研究の到達点を明らかにした。しかしながら、これらの先行研究の多くは、専ら古文書研究を中心とした戦国大名武田家の事績の考察として扱われ、開発・環境の視点からの考察が欠如しているのが現状である。

そこで、山梨県立博物館では、2007年度から2009年度にかけて共同調査・研究「甲斐の治水・利水と景観の変化」（以下「共同研究」という）を実施し、博物館学芸員と館外の研究者が共同で、河川流路の変遷や耕地開発にとまなう景観の変化を調査・研究することをとおして、甲斐国の人々が、自然環境と向き合いながら営んできた開発の状況や、甲斐国で生まれた治水・利水技術の内容について考察した。この一方、共同研究では、甲斐国で多用された牛柀類の全国的な分布や伝播の状況、また近世甲斐国内で実施された治水・利水事業の様相など、新たな課題が残されている。

こうした課題を解明するため、2010年度から2013年度までの4年間をかけて、科学研究費補助金（科研費）若手研究「前近代の治水・利水技術と環境変化に関する研究」（以下「本研究」という）を実施し、歴史学・考古学・微地形分析を専攻する山梨県内の研究者が学際的に連携して、調査・研究に取り組むこととした。

(2) 本研究の方針

本研究は、甲府盆地周辺地域を対象にして、人々が自らの生活基盤を守るために育んだ治水・利水技術の

有様や、それらを駆使して行われた開発行為によって引き起こされた自然環境の変化の状況などを考察する。そして、これらの考察をとおして、技術の変遷や伝播の状況、及び当時の開発行為のあり方や人々の自然観の内容などを明らかにし、前近代社会における自然と人との関係を探る研究の具体的事例とすることを基本的な方針として掲げた。そして、この実現のため、本研究は研究期間内に下記にあげた研究内容を実施することとした。

- ①竜王信玄堤や牛柀類の設置に代表される甲斐国で営まれた治水・利水技術を、他地域における治水・利水技術の状況と比較するため、各地の堤防遺跡等の巡見や関係史料の調査などを実施する。そして、この結果をとおして治水・利水技術の変遷や伝播の状況を明らかにする。
- ②甲斐国で営まれた治水・利水事業に関係する未確認の史料を調査し、それらを反映した新たな治水・利水史を提示する。
- ③甲府盆地を流れる河川の流路変遷や井堰（用水路）の開発にともなう土地利用の変遷を考察するために、近世の検地帳の記載内容を分析し、開発にともない自然環境が変化した状況を地図上で視覚的に復元する。
- ④空中写真の分析や現地景観の確認などにより、扇状地・氾濫原・微高地などの地形分類を行い、③で考察する土地利用の変遷状況と比較する。

このうち、①は山梨・静岡・和歌山の各県内において堤防遺跡を巡見するとともに、牛柀類に関する文献史料の記述を、東京・神奈川・埼玉・千葉・群馬・栃木・茨城・長野・愛知の各都県内で刊行された自治体史の収録史料から抜粋・整理した。また必要に応じて、文献史料を実見し、調査を行った。

次に②は、近世甲斐国で実施された治水・利水事業のうち、これまで解明が進んでいなかった延享4年（1747）11月から翌延享5年（寛延元年・1748）4月にかけて行われた、鳥取藩（鳥取県）・岡藩（大分県）による甲斐国御手伝普請を主な研究対象とし、関係する文献史料を実見し、調査を行った。

続いて③・④は、共同研究において実施した、釜無川東岸・荒川西岸・笛吹川北岸にかけての釜無川扇状地を対象とした分析を継承する目的で、現在の韮崎市南部から南アルプス市東部にかけて広がる御勅使川扇状地及び釜無川右岸地域を調査の対象にして実施した。

（3）本報告書の内容

本報告書は、以上のような本研究の方針に基づく調査・研究活動の成果などをまとめたものである。

第Ⅰ章では、上記①、②をふまえて、牛柀類に関する文献史料の記述を、山梨県周辺の各都県内で刊行された自治体史の収録史料から抜粋・整理するとともに、鳥取藩・岡藩による甲斐国御手伝普請に関する文献史料などの紹介及び考察を行った。

第Ⅱ章では、上記③をふまえて、検地帳を調査した分析データを表とグラフにより報告するとともに、その分析結果からうかがわれる河川流路の変遷や耕地開発の状況について考察した。

第Ⅲ章では、共同研究の基本方針をふまえた、参加者による個別研究の成果を特論としてまとめた。この中には、上記④をふまえた研究の成果も含まれている。

その他、巻頭図版に研究成果を反映した図や資料写真を掲載したほか、巻末に「まとめ」として、3章にわたる本研究の成果を総括した。

調査・研究活動の記録

(1) 名称

日本学術振興会 科学研究費補助金 若手研究(B)
「前近代の治水・利水技術と環境変化に関する研究」(課題番号22720259)

(2) 期間

2010年度～2013年度(4年間)

(3) 研究代表者

西川広平

(4) 研究協力者

関間俊明、数野雅彦、斎藤秀樹、田中大輔、畑 大介、平山 優、保阪太一、
村石眞澄、山下孝司

(5) 活動記録

○2010年度

- ・2011年 2月8日(火) 史料調査(於 奈良県 大和郡山市教育委員会)
…大和郡山市教育委員会所蔵 豊田家史料の調査
- ・同 2月9日(水) 史料調査(於 奈良県 柳沢文庫)
…財団法人 郡山城史跡・柳沢文庫所蔵資料の調査
- ・同 2月10日(木) 現地巡見(於 京都府宇治市)
…宇治川流域の太閤堤防遺跡の所在地確認
- ・同 2月12日(土) 第1回研究会(於 山梨県立博物館)
- ・同 3月3日(木)～3月30日(水) 検地帳データ整理(於 山梨県立博物館)

○2011年度

- ・2011年 6月5日(日) 第2回研究会(於 山梨県立博物館)
- ・同 5月18日(水) 史料調査(山梨県南アルプス市 個人宅)
…矢崎信次家文書のうち徳嶋堰に関する古文書の調査
- ・同 7月6日(水)～8月10日(水) 史料調査(於 南アルプス市ふるさと文化伝承館)
…矢崎信次家文書のうち徳嶋堰に関する古文書の調査
- ・2012年 1月18日(水) 史料調査(於 静岡県立中央図書館 歴史文化情報センター)
…天竜川・大井川流域の治水・利水関係史料の調査
- ・同 1月19日(木) 現地巡見(於 静岡県浜松市)
…彦助堤跡ほか天竜川流域の堤防遺跡の巡見
- ・同 3月3日(土) 第3回研究会(於 神奈川県 厚木市ヤングコミュニティセンター)
- ・同 3月22日(木) 史料調査(於 大分県 竹田市歴史資料館)
…甲斐国御手伝普請に関する岡藩関係史料の調査
- ・同 3月26日(月)～3月31日(土) 検地帳データ整理(於 山梨県立博物館)

○2012年度

- ・2012年 5月30日(水) 史料調査(於 山梨県中巨摩郡 昭和町教育委員会)
…かすみ堤遺跡出土 聖牛の調査
- ・同 6月2日(土) 史料調査(於 山梨県立考古博物館)
…宮沢中村遺跡・二本柳遺跡出土 杭類、斎串状木製品の調査
- ・同 6月15日(金) 史料調査(於 東京都 八王子市郷土資料館)
…多摩川・浅川流域の治水・利水関係史料の調査
- ・同 8月22日(水)～9月28日(金) 検地帳データ整理(於 山梨県立博物館)
- ・同 9月11日(火) 史料調査(於 和歌山県立博物館)
…紀ノ川流域の治水・利水関係史料の調査
- ・同 9月12日(水) 現地巡見(於 和歌山県伊都郡かつらぎ町)
…紀ノ川流域の窪・萩原遺跡出土石造堤防の所在地確認、文覚井・小田井の巡見

- ・ 同 10月25日 (木) 現地巡見 (於 山梨県南巨摩郡身延町)
…富士川流域の大野堤防遺跡出土石積堤防の巡見
- ・ 同 11月8日 (木)～11月9日 (金) 史料調査 (於 鳥取県立博物館)
…甲斐国御手伝普請に関する鳥取藩関係史料の調査
- ・ 同 11月30日 (金) 史料調査 (於 東京都 八王子市郷土資料館)
…多摩川・浅川流域の治水・利水関係史料の調査
- ・ 同 12月19日 (水) 史料調査 (於 茨城県常陸太田市 個人宅)
…永田家文書のうち辰ノ口江堰に関する古文書の調査
- ・ 同 12月20日 (木) 史料調査 (於 茨城県立図書館)
…茨城県内自治体史に収録された治水・利水関係史料の確認
- ・ 2013年 1月22日 (火) 史料調査 (於 東京都 八王子市郷土資料館)
…多摩川・浅川流域の治水・利水関係史料の調査
- ・ 同 1月28日 (月) 史料調査 (於 山梨県西八代郡市川三郷町 一宮浅間神社)
…一宮浅間宮帳の調査
- ・ 同 1月30日 (水) 史料調査 (於 山梨県南アルプス市 個人宅)
…矢崎真里家文書のうち有野村堤防に関する古文書の調査
- ・ 同 2月27日 (水)～3月26日 (火) 検地帳データ整理 (於 山梨県立博物館)
- ・ 同 3月14日 (木) 史料調査 (於 東京都八王子市 中央大学図書館)
…埼玉県内自治体史に収録された治水・利水関係史料の確認

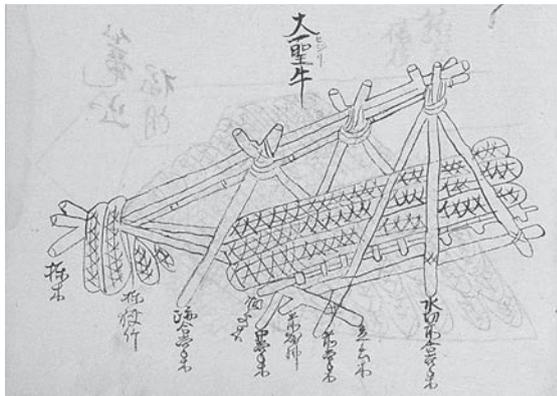
○2013年度

- ・ 2013年 8月7日 (水) 史料調査 (於 愛知県図書館)
…愛知県内自治体史に収録された治水・利水関係史料の確認
- ・ 同 8月9日 (金) 史料調査 (於 岐阜県 海津市立歴史民俗資料館)
…木曾川・長良川・揖斐川流域の治水・利水関係史料の調査
- ・ 同 8月30日 (金)～9月6日 (金) 検地帳データ整理 (於 山梨県立博物館)
- ・ 同 9月4日 (水) 第4回研究会 (於 南アルプス市ふるさと文化伝承館)
- ・ 同 10月1日 (火) 史料調査 (於 埼玉県立浦和図書館)
…埼玉県内自治体史に収録された治水・利水関係史料の確認
- ・ 同 10月10日 (木) 史料調査 (於 東京都立中央図書館)
…東京都内自治体史に収録された治水・利水関係史料の確認
- ・ 同 10月11日 (金) 史料調査 (於 千葉県立中央図書館)
…千葉県内自治体史に収録された治水・利水関係史料の確認
- ・ 同 11月15日 (金) 第5回研究会 (於 南アルプス市ふるさと文化伝承館)
- ・ 2014年 1月27日 (月) 史料調査 (於 東京都立中央図書館)
…群馬県内及び栃木県内自治体史に収録された治水・利水関係史料の確認
- ・ 同 1月28日 (火) 史料調査 (於 埼玉県立浦和図書館)
…埼玉県内自治体史に収録された治水・利水関係史料の確認
- ・ 同 2月4日 (火) 史料調査 (於 神奈川県立図書館)
…神奈川県内自治体史に収録された治水・利水関係史料の確認
- ・ 同 2月14日 (金) 史料調査 (於 県立長野図書館)
…長野県内自治体史に収録された治水・利水関係史料の確認
- ・ 同 2月16日 (日) 史料調査 (於 愛知県図書館)
…愛知県内自治体史に収録された治水・利水関係史料の確認

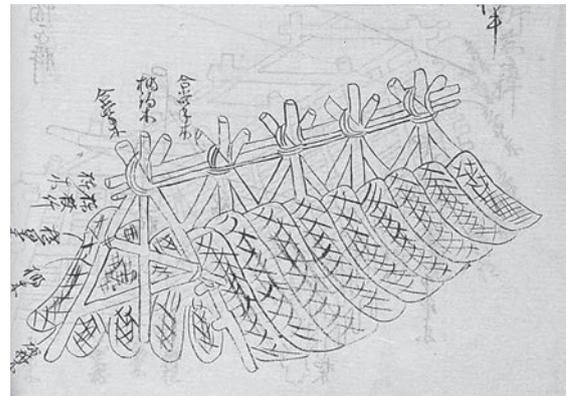
(6) 研究成果の発表

- ・ 2011年 12月6日 (火) 西川「戦国期の治水・利水と村落」(中央史学会中世史部会、於 中央大学)
- ・ 2012年 2月15日 (水) 西川「戦国期における川除普請と地域社会 - 甲斐国を事例として -」(『歴史学研究』889号)
- ・ 同 12月1日 (土) 西川『中世後期の開発・環境と地域社会』(高志書院)
- ・ 2013年 1月24日 (木) 西川「治水・利水の歴史と文化」(やまなし再発見講座、於 山梨県生涯学習推進センター)
- ・ 同 3月23日 (土) 西川「近世甲斐国における川除普請 - 鳥取藩・岡藩による御手伝普請をめぐる -」(『山梨県立博物館研究紀要』第7集)
- ・ 同 3月30日 (土)～5月27日 (月) 企画展「富士の国やまなし国文祭記念事業「水の国やまなし - 信玄堤と甲斐の人々 -」」(於 山梨県立博物館)
- ・ 同 3月30日 (土) 「水の国やまなし - 信玄堤と甲斐の人々 -」展示図録 (山梨県立博物館)
- ・ 同 5月11日 (土) 西川「甲府盆地の開発と用水路」(「水の国やまなし」シンポジウム、於 山梨県総合教育センター)
- ・ 2014年 3月21日 (金) 西川「甲斐国湖水伝説の成立について」(『山梨県立博物館研究紀要』第8集)

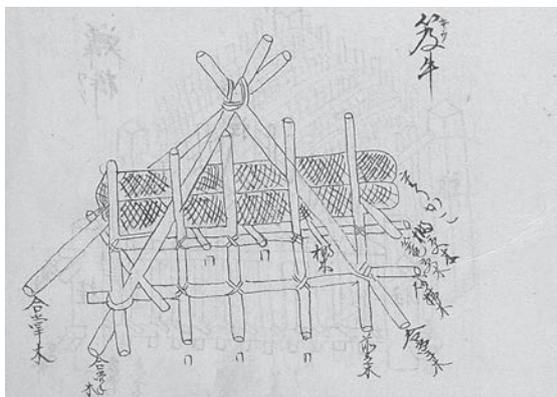
第I章 文献史料の調査



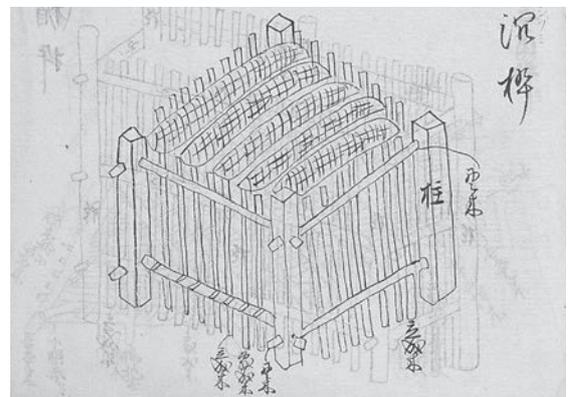
大聖牛



棚牛



笈牛



沈杵

「水盛町見并川除普請等其他種々術書」(天保7年[1836]、山梨県立博物館蔵)に描かれた牛杵類

1 牛柵類の分布調査

(1) 調査の目的

前近代の甲斐国で用いられていた治水・利水技術の特徴として、牛柵類の使用が指摘されている⁽¹⁾。牛柵類は、木材を組み上げて蛇籠で固定した牛類と、木材を組んだ中に石を充填した柵類に分かれており、表紙写真「信玄堤絵図」（山梨県立博物館蔵）に描かれた柵牛の設置のように、河川の水流や流木・流石から堤防や井堰（用水路）を防御するほか、水流の方向を調整する役割を果たしていた。

近世を代表する地方書である「御普請一件」⁽²⁾には、「元来柵牛・大聖牛・尺木牛・胴木牛・尺木垣などは、甲斐国に往古より仕来候を、享保年中より諸国に用いる也、信玄時分よりの川除と言伝ふ」と記されている。すなわち、柵牛・大聖牛・尺木牛・胴木牛・尺木垣などの牛柵類が甲斐国で戦国時代に開発されたと伝わり、享保年間（1716～1736）以降、諸国の治水工事に採用されたという。また『地方凡例録』にも、「元来柵牛・大聖牛・尺木牛・胴木牛・菱牛・尺木垣等は甲州にて古来より用ひ、信玄工夫の川除の由、享保年中以前は余国には余り無かりしに、享保以来右の類の川除を用ふる様に成たり」と記されており、「御普請一件」と類似した内容を確認できるほか、牛柵類の種類ごとにその構造と効果、使用地域について記載されている⁽³⁾。

これらの牛柵類の使用事例について、先行研究では、甲斐国内を対象に近世の村明細帳・御普請仕様帳・出来形帳・目論見帳・願箇所付帳・流失箇所付帳などを分析した結果、河川規模・勾配・資材調達などを反映し、使用された牛柵類の種類が河川ごとに異なること、また、牛柵類の名称や仕様が明確化するのには18世紀以降であり、特に19世紀半ばには柵牛・菱牛から中聖牛・中柵への転換が確認されることが指摘されている⁽⁴⁾。

この一方、周辺地域への牛柵類使用の普及状況については、これまで静岡県域を流れる安倍川・大井川・天竜川の流域において、柵牛・大聖牛をはじめ甲斐国内と共通する牛類が多く使用されたことが指摘されている⁽⁵⁾。しかしながら、その他の地域における牛柵類の使用事例については、『地方凡例録』の記載内容以外に未だ研究が進展していない。したがって、大聖牛ほか甲斐国で発祥したとされる治水技術の伝播の状況は、具体的に明らかとなっていない。

そこで、本研究では、関東地方および長野県域・愛知県域を対象にして、牛柵類が各河川流域の治水技術として使用された分布状況を把握することにした。今回は、東京・神奈川・埼玉・千葉・群馬・栃木・茨城・長野・愛知の各都県内で刊行された自治体史に収録されている文献史料を調査の対象とし、それを各都県ごとに一覧表に整理した。なお、必要に応じて、実物の文献史料の調査を行った。また、静岡県域については、静岡県立中央図書館歴史文化情報センターに収蔵されている『静岡県史』編纂の調査データから、現地で使用された牛柵類の状況を確認した。

(2) 各都県の調査結果

①東京都

東京都内では、多摩地区を西から東に流れる多摩川流域に、笄牛・菱牛・沈柵・続柵など多様な種類の牛柵類の使用が確認された。一方、墨田川・中川・江戸川が流れる東京低地には、杭木の使用が自治体史の記述で確認された。

特に、多摩川水系の河川における牛柵類の使用事例については、八王子市郷土資料館に収蔵されている古文書群を調査した。この結果、多摩川流域の粟之須村（八王子市小宮町）名主家に伝来した関根家文書のうち、

文政5年(1822)11月の年記があり、多摩郡豊田村(日野市)から高幡村(同)にかけて流れる多摩川支流浅川の堤防を描いた絵図(「関根家文書」992号)には、河原に蛇籠出と並んで牛類を表現したと見られる構造物が描かれている。また、弘化4年(1847)3月付「未春用水路塚樋川除御普請諸色代・人足賃其外勘定帳」(同1175号)には、大菱牛・菱牛・大杵・中杵・大沈杵・沈杵の名称が記載されている。

さらに、粟之須村に隣接する平村(八王子市平町)の名主家に伝来した平家文書のうち、文政8年(1825)3月付「国役普請願箇所絵図面」(「平家文書」386号)には、多摩川に設けられた日野用水の取水口付近に菱牛・蛇籠出が設置されていた状況が確認されるほか、年不詳の「川除御普請籠遣改」(同397号)には、平村字下川原において中聖牛・川倉・笈牛が使用されていたことが記載されている。

【確認した自治体史】

- ・『奥多摩町誌』歴史編
- ・『青梅市史』上巻
- ・『羽村町史』
- ・『福生市史』資料編近世3
- ・『檜原村史』
- ・『五日市町史』
- ・『日の出町史』通史編中巻
- ・『秋川市史』
- ・『新八王子市史』資料編3近世1
- ・『日野市史』通史編二(中)近世編(一)
- ・『稲城市史』資料編2古代・中世・近世
- ・『昭島市史』附編
- ・『立川市史』下巻
- ・『国立市史』中巻
- ・『府中市史』上巻
- ・『調布市史』中巻
- ・『狛江市史料集』第二、第四
- ・『新修世田谷区史』上巻
- ・『目黒区史』資料編
- ・『大田区史』中巻
- ・『北区史』通史編近世
- ・『新修荒川区史』
- ・『荒川区史』上巻
- ・『墨田区史』前史
- ・『江東区史』上巻
- ・『新修足立区史』上巻
- ・『新修葛飾区史』
- ・『葛飾区史』上巻
- ・『江戸川区史』第一巻

②神奈川県

神奈川県内では、県西部を流れる酒匂川流域、中央部を流れる相模川流域、東部を流れる多摩川流域等を対象に調査した。

このうち、酒匂川上流域の山北町域で菱牛・棚牛・笈牛・大杵・弁慶杵、南足柄市域で菱牛・牛杵出・弁慶杵、中流域の大井町域で笈牛・菱牛・牛杵出・弁慶杵の使用が確認され、多様な牛杵類が使われていることが判明した。

また、相模川中流域の厚木市域では、菱牛・沈杵が杭出・杭箒とともに使用されている。この一方、同川下流域の平塚市域・茅ヶ崎市域・寒川町域では籠出・乱杭・杭出・並杭、多摩川下流域の川崎市内では杭箒の使用が見られる。相模川・多摩川では、上中流域と下流域において、相互に異なる治水技術の使用を確認できる。

【確認した自治体史】

- ・『山北町史』史料編近世
- ・『まっただの歴史』

- ・『大井町史』資料編原始・古代・中世・近世（1）
- ・同 資料編近世（2）
- ・『南足柄市史』2資料編近世（1）
- ・同 3資料編近世（2）
- ・『開成町史』資料編古代・中世・近世（1）
- ・同 資料編近世（2）
- ・『小田原市史』史料編近世Ⅱ藩領1
- ・同 史料編近世Ⅲ藩領2
- ・『秦野市史』第2巻近世史料1
- ・同 第3巻近世史料2
- ・『伊勢原市史』資料編近世1、2
- ・『大磯町史』2資料編近世（2）
- ・『平塚市史』2資料編近世（1）
- ・同 3資料編近世（2）
- ・同 4資料編近世（3）
- ・『藤野町史』資料編上
- ・『相模湖町史』歴史編
- ・『津久井町史』資料編近世1、2
- ・『城山町史』2資料編近世
- ・『相模原市史』第5巻
- ・『愛川町郷土誌』
- ・『厚木市史』近世資料編（2）村落1
- ・同 近世資料編（4）村落2
- ・同 近世資料編（5）村落3・荻野山中藩
- ・同 近世資料編（6）村むらと生活
- ・『大和市史』4資料編近世
- ・『座間市史』2近世資料編
- ・『海老名市史』3資料編近世Ⅰ、Ⅱ
- ・『綾瀬市史』2資料編近世
- ・『寒川町史』2資料編近世（2）
- ・『茅ヶ崎市史』1史料編（上）古代・中世・近世
- ・『藤沢市史』第1巻資料編
- ・同 第2巻資料編
- ・『鎌倉市史』近世資料編第1、第2
- ・『新横須賀市史』資料編近世Ⅰ
- ・『川崎市史』資料編2近世

③埼玉県

埼玉県内では、県南西部を流れる入間川流域、西部・中央部を流れる荒川流域、北部から東部にかけて流れる利根川・江戸川流域等を対象に調査した。

このうち入間川流域では、籠出・杭出・並杭とともに菱牛・続杵・沈杵といった牛杵類の使用が確認されたが、これは隣接する東京都内を流れる多摩川流域と類似した状況である。

一方、荒川中流域の江南町・大里村域において笈牛・菱牛・沈杵の使用が確認されたが、それ以外の荒川・利根川・旧利根川・江戸川流域では、東京都・千葉県・茨城県内を流れる下流域の状況と同様に牛杵類が確認されず、杭出・乱杭・並杭・杭箭等が多く使用された傾向がある。

【確認した自治体史】

- ・『名栗の歴史』（上）
- ・『日高市史』近世資料編
- ・『入間市史』近世史料編
- ・『狭山市史』近世資料編Ⅰ
- ・『坂戸市史』近世史料編Ⅰ、Ⅱ
- ・『川越市史』史料編近世Ⅲ
- ・『川島町史』資料編
- ・『大滝村誌』資料編1～11
- ・『荒川村誌』資料編、同Ⅱ
- ・『秩父市史』資料編第1巻～第11巻
- ・『皆野町誌』歴史編
- ・『寄居町史』近世資料編
- ・『川本町史』通史編
- ・『江南町史』資料編3近世
- ・『大里村史』通史編
- ・『川里村史』資料編2
- ・『騎西町史』近世資料編
- ・『菖蒲町の歴史と文化財』通史編、資料編
- ・『蓮田市史』近世資料編Ⅰ、Ⅱ
- ・『伊奈町史』通史編 原始・古代・中世・近世

- ・『吹上町史』
- ・『吉見町史』 下巻
- ・『鴻巣市史』 資料編3近世1
- ・同 資料編4近世2
- ・『北本市史』 第4巻近世資料編
- ・『桶川市史』 第四巻近世資料編
- ・『上尾市史』 第三巻資料編3近世2
- ・『大宮市史』 第3巻上近世編
- ・同 第3巻中近世編
- ・『浦和市史』 第3巻近世史料編Ⅱ、Ⅲ
- ・『上福岡市史』 資料編第2巻古代・中世・近世
- ・『富士見市史』 資料編4近世
- ・『志木市史』 第三巻資料編3近世2
- ・『朝霞市史』 通史編
- ・『和光市史』 史料編2近世
- ・『戸田市史』 資料編2近世1
- ・同 資料編3近世2
- ・『川口市史』 近世資料編Ⅰ、Ⅱ
- ・『神泉村誌』 歴史編
- ・『神川町誌』 資料編
- ・『上里町史』 資料編
- ・『本庄市史』 資料編
- ・『深谷市史』 上巻・追補篇
- ・『行田市史』 資料編近世1
- ・『羽生市史』 上巻
- ・『加須市史』 資料編Ⅰ 原始・古代・中世・近世
- ・『鷲宮町史』 史料二近世
- ・『大利根町史』 資料編（上巻）
- ・『久喜市栗橋町史』 第四巻資料編近世
- ・『久喜市史』 資料編Ⅱ近世1
- ・『幸手市史』 近世資料編Ⅱ
- ・『杉戸町史』 近世史料編
- ・『春日部市史』 第三巻近世史料編Ⅴ
- ・『岩槻市史』 近世史料編 資料編Ⅰ
- ・『吉川市史』 史料編近世
- ・『越谷市史』 第三巻
- ・『八潮市史』 史料編近世Ⅰ
- ・『三郷市史』 第三巻近世史料編Ⅱ

④千葉県

千葉県内では、県西部を流れる江戸川流域、北部を流れる利根川流域等を対象に調査した。この結果、いずれの流域においても杭出・並杭・杭箆の使用が多く見られる一方、牛棹類の使用は確認されなかった。

この状況は、江戸川対岸の埼玉県域や東京低地、利根川流域の茨城県内と共通する傾向があり、河川下流域における水制使用の特徴が表れている。

【確認した自治体史】

- ・『流山市史』 近世資料編Ⅱ
- ・『松戸市史』 史料編（一）
- ・『市川市史』 第六巻上
- ・『浦安市史』
- ・『柏市史』 資料編三、五、七、九
- ・『我孫子市史資料』 近世編Ⅱ、Ⅲ
- ・『印西町史史料集』 近世編四
- ・『本埜村史史料集』 近世編二
- ・『栄町史』 史料編一近世一
- ・『下総町史』 近世編史料集Ⅱ
- ・『神崎町史』 史料集一
- ・『佐原市史』
- ・『小見川町史』 通史編
- ・『東庄町史』（上巻）
- ・『銚子市史』
- ・『市原市史資料集』（近世編2）

⑤群馬県

群馬県内では、県北部から南東部にかけて縦断して流れる利根川流域、及び東部を流れる渡良瀬川流域を対象に調査した。

この結果、県西部を流れる碓氷川流域（利根川支流）の安中市域において柵牛・杵出、利根川流域の高崎市域・旧尾島町域（太田市）において笈牛・杵・続杵の使用が確認された。そのほかは、埼玉県域・千葉県域・茨城県域の利根川中・下流域と同様に、主に杭箒・乱杭が使用されている。

特に、宝暦4年（1754）の「人見堰普請につき諸材料・人足等書上帳」（節末⑤「群馬県 自治体史水制記述一覧」番号1）によると、碓氷川に設けられた堤防に杵出が使用されていたが、水害により破損したため柵牛に変更されたことがわかり、治水に用いられた技術の変遷が確認された。

【確認した自治体史】

- ・『中之条町誌』資料編
- ・『長野原町誌』上巻
- ・『沼田市史』資料編2近世
- ・『北群馬・渋川の歴史』
- ・『子持村誌』上巻
- ・『安中市史』第5巻近世資料編
- ・『吉井町誌』
- ・『鬼石町誌』
- ・『甘楽町史』
- ・『富岡市史』近世資料編
- ・『藤岡市史』通史編近世1近代・現代
- ・『前橋市史』第6巻資料編1
- ・『新編高崎市史』資料編7近世Ⅲ
- ・同 資料編8近世Ⅳ
- ・『玉村町誌』別巻Ⅱ「玉村町の文書」
- ・『伊勢崎市史』資料編2近世Ⅱ（町方と村方）
- ・『尾島町誌』通史編上巻
- ・『新田町誌』第2巻資料編（上）
- ・『太田市史』史料編近世2、3
- ・『黒保根村誌』資料編
- ・『大間々町誌』別巻2近世資料編
- ・『笠懸村誌』別巻3資料編・近世史料集
- ・『館林市史』史料編4近世Ⅱ「館林の城下町と村」
- ・『板倉町史』近世史料集 別巻6

⑥栃木県

栃木県内では、県西部を流れる渡良瀬川流域、中央部を流れる鬼怒川流域、東部を流れる那珂川流域を対象に調査した。

この結果、渡良瀬川流域の足利市域・佐野市域・藤岡町域では、杭出・並杭・籠出の使用が一般的であるが、佐野市域では笈牛の使用も確認できる。また鬼怒川流域でも、乱杭・杭出とともに、川倉・菱牛・笈牛・大杵・中杵・続杵・沈杵・杵といった牛杵類の使用事例がある。なお、那珂川流域に位置する市町村の自治体史には、治水技術に関する記載が確認されなかった。

【確認した自治体史】

- ・『近代足利市史』第3巻史料編原始・古代・中世／近世
- ・『佐野市史』資料編2
- ・『藤岡町史』資料編近世
- ・『南河内町史』史料編3近世（第4巻）
- ・『二宮町史』史料編Ⅱ近世
- ・『上三川町史』史料編近世
- ・『真岡市史』第3巻近世史料編
- ・『宇都宮市史』近世史料編Ⅱ
- ・『高根沢町史』史料編Ⅱ近世
- ・『氏家町史』史料編近世
- ・『上河内村史』上巻
- ・『いまいち市史』史料編近世Ⅲ
- ・『茂木町史』第3巻史料編2近世
- ・『烏山町史』
- ・『黒羽町誌』

⑦茨城県

茨城県内では、県南部を流れる利根川流域周辺、及び中央部を流れる那珂川流域、北部を流れる久慈川流域を対象に調査した。

この結果、利根川流域では、対岸の千葉県域と同様に杭出・杭箒の使用が確認された一方、牛柁類の使用事例は見られなかった。なお、那珂川流域・久慈川流域の自治体史には、治水技術に関する記載を確認することはできなかった。

【確認した自治体史】

- ・『水海道市史』上巻
- ・『取手市史』近世史料編Ⅲ
- ・『藤代町史』通史編
- ・『利根町史』第6巻
- ・『牛久市史』近世
- ・『牛久市史料』近世Ⅱ－村と生活－
- ・『波崎町史』
- ・『波崎町史料』Ⅰ、Ⅱ
- ・『村史 千代川村生活史』第3巻前近代史料
- ・『筑波町史史料集』第九篇
- ・『真壁町史料集』近世編Ⅰ～Ⅳ
- ・『図説新治村史』
- ・『土浦市史』
- ・『玉造町史』
- ・『銚田町史』近世史料編Ⅰ～Ⅲ
- ・『友部町史』
- ・『水戸市史』中巻（一）～（五）
- ・『七会村の歴史』
- ・『那珂町史』中世・近世
- ・『那珂湊市史』近世
- ・『東海村史』
- ・『常陸太田市史』通史編上巻
- ・『日立市史』
- ・『新修日立市史』上巻

⑧長野県

長野県では、近世の伊那郡・木曾郡・諏訪郡・佐久郡など、主に山梨県と隣接する地域を中心に調査した。同地域は、天竜川・木曾川・千曲川の上流域に該当する。

このうち、天竜川が南流する伊那郡では、大聖牛・中聖牛・小聖牛・菱牛・笈牛・山牛・大柁・中柁・続柁・柁といった多様な牛柁類の使用が確認されており、同川の下流域にあたる静岡県域の状況と一致する結果が確認された。

一方、諏訪郡では山梨県と県境を接する富士見町域において、「聖棚牛」の使用が確認されたが、諏訪湖周辺には類似した事例が見られなかった。

また、木曾郡では、「猿柁」の使用事例が確認されるが、「猿柁」が猿尾に該当する場合、木曾川下流域の愛知県域と同様の治水技術が使用されたことになる。

さらに、佐久郡に位置する千曲川上流域では、合掌柁を中心に四ツ柁・沈柁・続柁・杭出などの使用事例は確認されたが、牛類の使用は認められなかった。

以上の結果から、甲斐国の治水・利水技術は、境界を接する一部地域を除き、距離の遠近によらず地形的特徴などを反映して、分布する傾向があることがうかがわれる。

【確認した自治体史】

- ・『辰野町誌』歴史編
- ・『宮田村史』資料編

- ・『駒ヶ根市誌』近世編Ⅰ、Ⅱ
- ・『箕輪町誌』歴史編
- ・『南箕輪村誌』下巻
- ・『伊那市史』歴史編
- ・『長谷村誌』第三巻歴史編下
- ・『高遠町誌』上巻歴史二
- ・『中川村誌』中巻原始・古代編／中世編／近世編
- ・『高森町史』上巻前篇・後篇
- ・『飯島町誌』中巻中世・近世編
- ・『豊丘村誌』上巻・下巻
- ・『喬木村誌』上巻
- ・『阿南町誌』上巻
- ・『天龍村史』上巻
- ・『下条村誌』上巻
- ・『泰阜村誌』上巻
- ・『上村史』歴史編
- ・『大鹿村誌』上巻
- ・『平谷村誌』上巻
- ・『浪合村誌』上巻・下巻
- ・『清内路村誌』上巻
- ・『阿智村誌』上巻
- ・『鼎町史』上巻
- ・『伊賀良村史』
- ・『上郷史』
- ・『売木村誌』上巻
- ・『根羽村誌』上巻
- ・『龍江村誌』
- ・『南木曾町誌』通史編
- ・『大桑村誌』上巻
- ・『上松町誌』第三巻歴史編
- ・『木曾福島町史』第一巻（歴史編）
- ・『日義村誌』歴史編（上巻）
- ・『檜物と宿でくらす人々 木曾・檜川村誌』第三巻近世編
- ・『木祖村誌 源流の村の歴史』上 古代・中世・近世編
- ・『山口村誌』上巻 自然環境・原始古代・中世・近世
- ・『三岳村誌』下巻
- ・『村誌大滝』上巻
- ・『開田村誌』上巻
- ・『諏訪市史』中巻近世
- ・『増訂版下諏訪町誌』中巻
- ・『岡谷市史』上巻
- ・『富士見町史』上巻（史料編）
- ・同 上巻
- ・『原村誌』上巻
- ・『茅野市史史料集』中世・近世・近現代
- ・『南牧村誌』
- ・『佐久市志』歴史編三近世
- ・『川上村誌』資料編 御所平・平林野保護組合文書 上、下
- ・同 大深山・原林野保護組合文書
- ・同 居倉林野保護組合・原房一郎家文書
- ・同 梓山川上純雄家文書 下
- ・『望月町誌』第四巻近世編
- ・『御代田町誌』史料編
- ・『小諸市誌』歴史篇三近世史
- ・『白田町誌』第四巻近世編
- ・同 第六巻 文化財・史料・年表編
- ・『佐久町誌』歴史編二近世
- ・『八千穂村誌』第四巻歴史編
- ・『小海町志』川西編、川東編
- ・『北御牧村誌』歴史編Ⅰ
- ・『立科町誌』歴史編上
- ・『塩尻市誌』第二巻歴史
- ・同 第四巻民俗・文化財・史資料等
- ・『明科町史』上巻
- ・『村誌さかきた』下巻歴史編・近現代編
- ・『麻績村誌』上巻自然編・歴史編
- ・同 史料編近世Ⅲ藩領2

⑨愛知県

愛知県では、東部（旧三河国）を流れる豊川流域・矢作川流域、及び西部（旧尾張国）を流れる庄内川流域・木曾川流域を対象に調査した。

このうち豊川流域では、乱杭・杭出・杭筋とともに笈牛・川倉・片杵の使用を確認できた。特に、『一宮町誌』

に掲載された天保4年(1833)正月付の「三州宝飯郡東上村外五ヶ村吉田川通御普請村々連印帳」(節末⑨「愛知県 自治体史水制記述一覧」番号8)によると、吉田川(豊川)に面した東上村(豊川市)では、治水技術に疎かったため、「遠州天龍川通」の村々に指導を依頼したことが注目される。

この一方、豊川の西を流れる矢作川流域では、杭出・並杭・根杭が使用されており、牛柁類は確認できなかった。また、旧尾張国の庄内川・木曾川流域も同様の状況にあり、木曾川流域に多く見られる猿尾の使用が見られる。

【確認した自治体史】

- ・『津具村誌』資料編Ⅰ
- ・『鳳来町誌』歴史編
- ・『小坂井町史』近世史料編 上巻、下巻
- ・『音羽町史』(史料編1)近世村方史料
- ・『一宮町誌』近世文書資料編
- ・『東栄町誌』近世文書編
- ・『設楽町誌』近世文書編
- ・『新城市誌』歴史篇、現状篇
- ・『新編豊川市史』第6巻資料編近世下
- ・『豊橋市史』第7巻
- ・『渥美町史』資料編下巻
- ・『田原町史』中巻
- ・『小原村誌』
- ・『旭町誌』資料編、資料編2
- ・『足助町誌』
- ・『下山村史』資料編Ⅱ
- ・『作手村誌』資料編歴史・行政財政・産業・教育・民俗文化
- ・『豊田市史』第7巻(資料上・下)近世
- ・『新編三好町誌』資料編歴史
- ・『新編岡崎市史』史料近世下8
- ・『蒲郡市史』本文編2近世編
- ・『幡豆町史』資料編2近世
- ・『吉良町史』近世・資料編二
- ・『西尾市史』古代・中世・近世上二／近世下三
- ・『新編安城市史』6資料編近世
- ・『知立市史』上巻
- ・『刈谷市史』第六巻資料(近世)
- ・『碧南市史』第一巻
- ・『新修名古屋市史』資料編近世1、2、3
- ・『春日井市史』資料編
- ・『西枇杷島町史』復刻版
- ・『新川町史』
- ・『清洲町史』
- ・『甚目寺町史』
- ・『大治町史』
- ・『犬山市史』史料編四近世上
- ・同 史料編五近世下
- ・『扶桑町史』
- ・『扶桑町史』上巻
- ・『江南市史』史料編三古文書編上、下
- ・『新編一宮市史』本文編上
- ・『木曾川町史』
- ・『木曾川町史』資料編一、二
- ・『尾西市史』資料編一～六
- ・同 資料 起宿交通編
- ・『祖父江町史』
- ・『八開村史』資料編二、三
- ・『新編立田村史』資料
- ・同 三川分流
- ・『弥富町誌』資料編1、2

⑩静岡県

静岡県立中央図書館歴史文化情報センターに収蔵されている『静岡県史』編纂の調査データから、現地で使用された牛柁類の状況を確認した。

この結果、富士川流域・大井川流域で大聖牛、興津川流域・由比川流域で棚牛がそれぞれ使用された記載

のある古文書を確認した。

なお、静岡県内における牛柁類の使用に関する考察は、第Ⅲ章「特論」1「静岡県における近世治水用牛柁類の展開と山梨県国中地域との比較」を参照されたい。

(3) 分析結果

上記のように、各都県の自治体史に収録された文献史料から牛柁類の使用事例を確認した。この結果、牛柁類のうち笈牛・菱牛・川倉・大柁・中柁・沈柁・続柁・弁慶柁・合掌柁・片柁は、関東地方を流れる多摩川・酒匂川・相模川・入間川・荒川・利根川・鬼怒川、そして長野県を流れる千曲川、愛知県を流れる豊川の上・中流域に使用されていたことが確認された。

このうち菱牛について、『地方凡例録』には「大聖牛・棚牛などにては大造成、又笈牛にては中水にても打返し保ち難き程なる欠所・水刃に用ゆ、之は繋ぎ菱牛を幾組も入れず能き川除なり、大河にも小川にもよし、甲州にて専ら用ふるなり、又余国にも見ゆ」と記載されている。自治体史に収録された文献史料においても、菱牛が各河川に広範に使用された状況を確認することができた。

また、棚牛は酒匂川・碓氷川（利根川上流）・由比川・興津川の各流域で使用されたことが確認されたが、『地方凡例録』には棚牛の使用について「甲州釜無川・笛吹川・駿州富士川・安倍川・由井川・沖津川・薬利川・朝比奈川・瀬戸川、遠州天竜川・谷川、相州酒匂川、上州利根川、其外国々の石川に於いて用ふるなり」と記載されており、自治体史に収録された文献史料においても、この記述に該当する河川において棚牛の使用が確認された。

さらに聖牛については、天竜川の長野県域に大聖牛・中聖牛・小聖牛、静岡県の富士川・大井川流域に大聖牛、東京都の多摩川流域に中聖牛の使用が確認された。大聖牛について、『地方凡例録』には「上方・関東・遠国とも余処には見当らず、富士川・大井川・天竜川等、又甲州釜無川の流れ・富士川の上にはあり、(省略)大造なるものゆへに通例の川にては用ひ難し、信玄時代より始りし川除にして、元は甲州の大河計りに用ひたる由なれども、享保の比より大井川・天竜川の川上にて之を用ひて悉く利益あり」と記されているが、棚牛と同様に聖牛についても、『地方凡例録』の記述が実際の使用事例とほぼ一致することが明らかとなった。

牛柁類が調査対象地域で使用された時期は、神奈川県酒匂川流域で享保年間(1716～1736)に初めて確認されており、その後、19世紀前半から半ばにかけて、上記にあげた河川流域で広範に使用事例が見られる。

ところで、岐阜県の海津市歴史民俗資料館に収蔵されている「藤岡家諸事覚」は、高須藩松平家の家臣であった藤岡家に伝来した覚書で、19世紀前半から半ばにかけての事項が記載されている。このうち、天保10年(1839)6月10日条には、木曾川の堤防の破損に際して、柁と聖牛を用意する旨が記されていることを確認した。

先述したとおり、木曾川流域には、猿尾や杭列等の設置が広範に確認される一方、牛柁類の使用は明らかになっていない。しかしながら、藤岡家は、高須藩3万石のうち1万5千石を占める信濃国伊那郡藩領(長野県飯田市)の代官手代を務めており、同地域を流れる天竜川流域に用いられた聖牛の技術が、美濃国高須藩領(海津市周辺)の治水工事に使用されたと考えられる。

このような牛柁類の使用事例に対して、多摩川・相模川・荒川・利根川等の下流域では、籠出・乱杭・杭出・並杭・杭出・乱杭・並杭・杭箭の設置が確認されている。『地方凡例録』には「砂川は根入悪く保ち難けれども、川除・水刃の仕方は別になきことゆへ杭出しにすることなり、併し石川には決して杭出は成難きものなり」

と記されており、杭出等は河川勾配が緩やかで砂礫が堆積した下流域に、また牛柁類は河川勾配が急で岩石が堆積する上・中流域にそれぞれ使用される傾向が、実際の使用事例においても顕著である。

また、牛柁類が使用された東限は、相模川・多摩川・荒川・利根川の上・中流域に設定できる一方、西限については、天保4年(1833)正月付の「三州宝飯郡東上村外五ヶ村吉田川通御普請村々連印帳」(節末⑨「愛知県 自治体史水制記述一覧」番号8)に、吉田川(豊川)に面した東上村(豊川市)では治水技術に疎かったため、「遠州天龍川通」の村々に指導を依頼したとの記述があるとともに、豊川の西を流れる矢作川流域では牛柁類は確認できないことから、豊川流域付近に設定することが妥当であると考えられる。

なお、文政11年(1828)から天保9年(1838)までの間、大井川・天竜川流域を管轄する遠江国中泉(静岡県磐田市)の代官に平岡良郷・良政・良忠が就任しており、天保6年(1835)から翌年にかけては「東海道筋川々御普請」を幕府から命じられている。平岡家の先祖和由・良辰父子は、元和8年(1622)から宝永元年(1704)までの間、甲斐国代官触頭を務め、竜王信玄堤において釜無川から引水する富竹新田堰や浅尾堰といった用水路の開削に携わった。また平岡家以前にも、寛永元年(1624)から同11年(1634)まで高室金兵衛昌重が中泉代官を務めており⁽⁶⁾、当地は甲斐国出身の幕府役人との関係が深い地域であったことがうかがわれる。

大井川・天竜川流域に甲斐国で発祥したと伝えられる牛柁類が広範に確認されるのは、河川勾配が急な地形的特徴の共通性に加えて、近世における人的なネットワークも影響していたことが推測される。

このように、甲斐国で広範に使用された牛柁類は、関東地方から愛知県東部にかけて分布しているが、特に甲斐国と並び天竜川流域を中心的な地域として、当地からその西方を流れる豊川流域や木曾川流域へと点在的に伝播したと考える。

註

(1) 古島俊雄・安芸皎一校注『近世科学思想』上(岩波書店、1972年)。

(2) 註(1)所収。

(3) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』下巻(東京堂出版、1995年)。

(4) 畑大介「甲斐の国中地域における近世治水用牛柁類の展開」(飯田文彌編『中近世 甲斐の社会と文化』岩田書院、2005年所収)。

(5) 畑大介「信玄堤と甲斐の治水技術」(『水の国山梨－信玄堤と甲斐の人々－』展示図録、山梨県立博物館、2013年所収)。

(6) 磐田市誌シリーズ第六冊『中泉代官』(静岡県磐田市・磐田市史編纂委員会、1981年)。

①東京都 自治体史水制記述一覧

番号	自治体史名	頁数	史料名	史料番号	内容	年代	備考
1	『福生市史』資料編近世3	104	初御普請并御普請所目論見写	35	箱枠六組 但式間四方・高四尺、籠出壹ヶ所 但敷六本・留三本、笈牛式拾組 但拾ヶ所・壹ヶ所式組立、同式拾組 此時不用 右同断	享和2年(1802)	多摩郡福生村
2	『福生市史』資料編近世3	106	御普請仕様注文帳	36	菱牛式拾四組	享和3年(1803)	多摩郡福生村、玉川通
3	『福生市史』資料編近世3	110	国役御普請内目論見ヶ所附帳	39	籠出 三ヶ所、枠メ切四拾間 壹ヶ所、(省略) 沈枠長六拾八間・式側立 壹ヶ所、(省略) 枠出長拾五間 壹ヶ所、(省略) 籠出長拾五間 壹ヶ所、(省略) 枠出長拾四間 壹ヶ所、(省略) 枠出長拾五間 壹ヶ所、(省略) 籠出長拾五間 壹ヶ所、(省略) 沈枠長式百五拾間 壹ヶ所	文政5年(1822)	多摩郡熊川村、玉川通
4	『福生市史』資料編近世3	113	熊川村川除御普請目論見帳	40	菱牛九拾五組 七ヶ所、(省略) 続枠參百拾八間 高四尺八寸・横五尺式寸式ヶ所	文政5年(1822)	熊川村
5	『福生市史』資料編近世3	117	熊川村国役御普請出来形帳	41	菱牛式拾組 五ヶ所、(省略) 続枠長三拾壹間 内法高四尺三寸・横五尺五寸	文政8年(1825)	多摩郡熊川村、玉川通り
6	『福生市史』資料編近世3	124	明神下自普請聖枠仕様并入用帳	44	右仕様牛木壹丈五尺二切上ハ式本打違工合能切喰セ枋結ニシテ鼻柱ハ寄セ掛ケ	天保7年(1836)	多摩郡福生村
7	『福生市史』資料編近世3	126	福生村地内御普請箇所附帳	46	続枠式拾四組、(省略) 菱牛五組、(省略) 籠出し長五拾間、(省略) 籠出出シ長五拾間、(省略) 菱牛拾組、(省略) 菱牛式組壹ヶ所、(省略) 菱牛五組	天保7年(1836)	多摩郡福生村、玉川通り
8	『福生市史』資料編近世3	128	福生村川除御普請目論見帳	47	菱牛式拾式組	天保8年(1837)	多摩郡福生村、玉川通
9	『福生市史』資料編近世3	129	下河原堤切所普請目論見帳	48	菱牛式拾式組	天保8年(1837)	福生村、玉川通
10	『福生市史』資料編近世3	130	多摩川通川除御普請出来形帳	49	菱牛式拾式組	天保8年(1837)	福生村、玉川通り
11	『新八王子市史』資料編3近世1	658	川除用木下付願書	344	先年より御林にて杭木・わく木被下、御人足之義ハ上恩方村中二而御普請仕来候	元禄14年(1701)	上恩方村
12	『新八王子市史』資料編3近世1	932	宝永三年大栗川満水時の御普請につき口上書	539	五拾年以前宝永三戌年秋中、大栗川満水ニ付せば川堤土手押切り、持普請ニ相叶不申候二付、(省略) 本村御地頭様より村中人足并牛木・杭木・堰御林ニ而被下置	宝暦5年(1755)	大栗川
13	『新八王子市史』資料編3近世1	933	大栗川洪水につき御普請願書	540	普請目録仕用帳差上ケ申候二付、人足三百三拾人并牛木・杭木被下置候	宝暦6年(1756)	中野村
14	『新八王子市史』資料編3近世1	933	大栗川土手普請請負証文	541	土手牛三段二仕立 但シ三拾組、(省略) 川除牛立式組 但シ式間籠三本	宝暦6年(1756)	
15	『新八王子市史』資料編3近世1	934	大栗川川除普請仕様帳	542	牛木九本 但シ式間木、末口三寸、(省略) 牛木三本 但シ三間木、末口三寸、(省略) 杭木五拾本 但シ八九寸廻り九尺二切	宝暦8年(1758)	柚木領中野村
16	『新八王子市史』資料編3近世1	935	案下川洪水につき御普請願書	544	武州多麻郡上恩方村案下川通川除御普請之義、前々より御入用を以被 仰付候処、去々戌年洪水仕、御普請枠籠押流シ、水当悪敷御座候二付奉願上	寛保4年(1744)	多麻郡上恩方村、案下川通
17	『昭島市史』附編	317	拝島村普請出来形帳	50	菱牛三拾組	寛政10年(1798)	多摩郡拝島村、玉川通
18	『狛江市史料集』第4	5	玉川通堤川除御普請カ所調帳(控)	331	積籠長式拾間、(省略) 菱牛八組	文政6年(1823)	多摩郡和泉村、玉川通
19	『狛江市史料集』第4	9	玉川通御普請願箇所付帳(案)	334	続枠拾八組 壹ヶ所、(省略) 沈枠五組 但高六尺・式間四方 壹ヶ所、古枠籠出先式組継足 但高壹丈・式間四方 壹ヶ所、(省略) 沈枠五組 但高八尺・式間四方 壹ヶ所、(省略) 古枠先籠纏 但積籠上・巻くるミ 壹ヶ所、(省略) 沈枠拾組 但高壹丈・式間四方 壹ヶ所	天保11年(1840)	多摩郡和泉村
20	『狛江市史料集』第4	16	村方自普請費用不足につき私領普請願(控)	340	堤切所長式百間余築立川表通不残立籠、其外積籠・菱牛或は枠出し等殊之外大場之御普請竹木諸色多分入用二御座候	嘉永5年(1852)	和泉村、玉川通堤川除御普請所
21	『狛江市史料集』第4	17	玉川通川除御普請カ所付帳並に控土手切所箇所付帳(控)	341	積籠長三拾間 但台五本・四本・三本留 壹ヶ所、乱杭長拾五間、但長七尺・末口三寸・三側打 同、乱杭長四拾間 但長七尺・末(口) 三寸・三側打 同、	安政5年(1858)	和泉村

					菱牛六組 但元付引籠・三本台式本留同、沈杵出式組 但是は本瀬突当之場所水勿ニ出ス		
22	『狛江市史料集』第4	42	玉川通河除御普請積帳(控)	358	蛇籠百式拾間 差渡し壹尺五寸 是は長拾六間新堤左右古堤共川表之通長式拾間之処江九尺籠八拾本ニメ間ニ四本ツ、立籠	享和2年(1802)	和泉村
23	『狛江市史料集』第4	44	玉川通川除御普請積帳下書	359	蛇籠百五拾四間 差渡し壹尺五寸 長六間籠拾四本ニメ積籠長式間半籠式拾八本ニメ新・古左右取合共七間之処間ニ四本宛卷	享和3年(1803)	和泉村
24	『狛江市史料集』第4	46	玉川通川除御普請仕様帳写	361	菱牛八組 式組宛四ヶ所	文政6年(1823)	和泉村
25	『狛江市史料集』第4	49	玉川通川除御普請出来形帳(控)	362	菱牛八組 式組宛四ヶ所	文政6年(1823)	多摩郡和泉村、玉川通
26	『狛江市史料集』第4	54	川除御普請積帳(案)	364	沈杵拾組長式拾間 高六尺・横式間四方 内法高五尺・壹丈壹尺四分 壹ヶ所、(省略) 沈杵式組 高六尺・横式間 内法高五尺・横壹丈壹尺四寸、(省略) 沈杵式組 壹ヶ所	文政6年(1823)	和泉村、玉川通
27	『狛江市史料集』第4	58	玉川通川除御普請積帳(案)	365	菱牛九組 但三組ツ、三ヶ所	文政7年(1824)	和泉村
28	『狛江市史料集』第4	64	玉川通川除臨時急水留御普請仕様帳(案)	367	沈杵式組 但高六尺・立式間四方 内高五尺・立壹丈壹尺四方、(省略) 菱牛五組 五組宛壹側立、(省略) 菱牛四組 式組宛 式ヶ所	天保2年(1831)	和泉村、玉川通
29	『狛江市史料集』第4	71	玉川通川除臨時急水留御普請仕様帳(案)	370	菱牛五組 但壹ヶ所 古籠出し長七間 左右之内 見立水刳出ス、(省略) 蛇籠八拾四間 菱牛五組重籠壹組ニ式間籠五本ツ、外ニ式間籠十七本ハ元付并立籠共	天保3年(1832)	和泉村、玉川通
30	『狛江市史料集』第4	76	玉川通川除臨時急水留御普請出来形帳(控)	371	菱牛拾組 式ヶ所	天保3年(1832)	和泉村、玉川通
31	『狛江市史料集』第4	81	玉川通川除御普請仕様書上帳控	373	古杵出長五間 但式間四方沈杵川表打廻り長四間之処立成木長六尺杭式拾本、(省略) 杭柵長拾間	天保7年(1836)	和泉村、玉川通
32	『狛江市史料集』第4	85	川除御普請出来形帳(案)	374	菱牛五組 壹ヶ所	天保8年(1837)	和泉村、玉川通
33	『狛江市史料集』第4	88	玉川通川除御普請積帳(写)	375	沈杵式組出長五間 高六尺・横式間四方 内法高五尺・壹丈壹尺四方、(省略) 菱牛拾五組 但三組宛五ヶ所	天保9年(1838)	瀬田村
34	『狛江市史料集』第4	95	玉川通危難の場所再普請積仕様帳(案)	376	蛇籠七拾五間 右菱牛重籠壹組式間籠五本ツ、五組分メ式拾五本 元付三間籠四本・三本・式本 三重棚重り籠	天保11年(1840)	和泉村、玉川通
35	『狛江市史料集』第4	96	玉川通川除御普請積帳(控)	377	籠出長六間沈杵三組 高六尺・横式間四方 内法高五尺・横壹丈壹尺四方 壹ヶ所、(省略) 籠出長拾間沈杵五組 高六尺・横式間四方 内法高五尺・壹丈壹尺四方 一ヶ所	天保11年(1840)	和泉村、玉川通
36	『狛江市史料集』第4	101	玉川通川除御普請積帳(控)	378	籠出長六間 但古杵出し先繕ニ付、川表古杵壹組水中江沈候ニ付、新規足杵組立修覆奉願上候、籠出長七間 但古杵出し先繕ニ付、川表古杵壹組水中江沈候ニ付、新規足杵組立修覆奉願上候	天保12年(1841)	和泉村、玉川通
37	『狛江市史料集』第4	105	玉川通川除御普請出来形帳(控)	379	古杵元付新杵壹組籠出長六間 高六尺・横式間 内法高五尺・横壹丈壹尺 壹ヶ所、(省略) 菱牛五組 但壹ヶ所 古籠出長七間 川表右之方江水刳ニ出ス	天保15年(1844)	和泉村、玉川通
38	『狛江市史料集』第4	112	玉川通御普請積帳(案)	381	積籠長三拾間 但籠五本・四本・三本 三重	弘化4年(1847)	和泉村、玉川通り
39	『狛江市史料集』第4	114	多摩川通堤川除御普請仕様帳(控)	382	杭出長延五拾間 五通打 式ヶ所、(省略) 並杭長六拾八間 式通打 壹ヶ所、(省略) 菱牛七拾六組	安政7年(1860)	和泉村、多摩川通
40	『狛江市史料集』第4	118	玉川通御普請積帳(案)	383	沈杵四組 但高六尺・横式間 内法高五尺・横壹丈壹尺四方、(省略) 蛇かこ長七百八十二間 杵出式組ツ、式ヶ所、(省略) 菱牛三拾組 但五組ツ、式側立式ヶ所 五組ツ、式ヶ所	年不詳	
41	『狛江市史料集』第4	122	川除御普請積仕様帳(案)	384	沈杵拾組	年不詳	
42	『狛江市史料集』第4	123	玉川通堤切所御普請積仕様帳(案)	385	菱牛式組、(省略) 杵出沈杵壹組 内法高四尺三寸・壹丈壹尺四方	年不詳	多摩郡和泉村

②神奈川県 自治体史水制記述一覧

番号	自治体史名	頁数	史料名	史料番号	内容	年代	備考
1	『山北町史』史料編近世／『小田原市史』史料編近世Ⅱ・藩領1	771/51	都夫良野村が河川工事の心得について連判する(被仰渡御書付)	290/16	籠出し之石抜たるをハ詰石致し、籠振切たるハ竹片ニ而しほり、石を詰置へし、牛のもえハ切損無之共、増片ニ而しめ置可申候、堤根筋有之所、竹腐刎候ハ、さし竹そへ、籠柴を以取繕ひ、筋之前後柳をさし、叢をはなち候様可致候、(省略) 杵ハ柱貫丈夫ニ候而茂矢来木早腐り詰石抜、水当り強候得者、柱共押流候ニ付、弥来木腐候ハ、添矢来さし込、石詰置可申候、乱杭者杭之内腐相見候ハ、増杭打、根ゆるミたる分打込ミ抜さる様致置可申候	延享2年(1745)	都夫良野村
2	『山北町史』史料編近世	833	酒匂川御普請仕形大概(在方御普請仕形大概)	321	馬踏八間程ニ大堤を築立、前通り大石を以厚三間程石腹付立、根通江大杵、弁慶杵堀込、何程之大水ニ而も相保申候、(省略) 堤通腹かこハ保悪敷、大方立籠ニ仕立、籠出シ壱組式三組又ハ三四間之小出し高四五本・六七本留りも同断位仕立申候、堀込候所ハ水中より籠ニ而埋立仕立申候、前開笈牛・菱牛一側ニ側立、又出計仕立候も有之、牛類計任立候も有之右之仕形ニ而相保申候、然共川床押掘強候而、度々破損等も有之候、棚牛仕立候ハ、相応可致、川通ニも相見候得共、村方ニ而仕方不存、其上入用も少々増候ニ付未仕立不申候	宝暦4年(1754)	酒匂川通、川乙(音)川
3	『南足柄市史』2 資料編近世(1)	373	酒匂川筋御普請につき百姓連印請書	157	牛木寸間并籠作り・石詰、土手築立方・石腹等都而入念、	安政6年(1859)	斑目村、大川通
4	『南足柄市史』3 資料編近世(2)／『大井町史』資料編近世(2)	189/428	酒匂川惣堤間敷改帳	71/162	籠出シ壱ヶ所、水杵七組 長拾五間壱ヶ所、(省略) 杵出シ五組 但壱ヶ所、(省略) 牛杵出シ弍ヶ所 内一出し八十組入・壱出しハ四組入、籠出シ三ヶ所、(省略) 籠出シ数拾三ヶ所、(省略) 籠出シ数拾ヶ所、(省略) 籠出シ数弍ヶ所、(省略) 籠出シ数弍ヶ所、(省略) 籠出シ大小弍拾七ヶ所、(省略) 籠出シ七ヶ所、(省略) 籠出シ数拾八ヶ所、(省略) 籠出シ数弍ヶ所、(省略) 籠出シ壱ヶ所	宝永4年(1707) 享保8年(1723)	金手村、大久保加賀守内 伊藤郷左衛門控帳
5	『南足柄市史』3 資料編近世(2)	232	大口・岩流瀬堤及び酒匂川右岸堤水防持ち分定め書請書	82	常々之水ニ茂川表石倉・牛垣出シ并立籠・堤之馬踏・根廻等少之破損、又者存知之外成所江強キ水当テ等有之節ハ、早速名主・組頭罷出人足ヲ出シ、川倉等を入、水防結可致候	享保13年(1728)	酒匂川通、川通水合三拾五ヶ村
6	『南足柄市史』3 資料編近世(2)	254	斑目村の大口土手工事用資材預り帳	87	弁慶杵地はり 壱町	明和6年(1769)	斑目村
7	『南足柄市史』3 資料編近世(2)	311	閏五月の洪水につき斑目村の大口文命堤修復等願書	105	籠出 壱ヶ所ツ、籠出 三ヶ所、(省略) 大弁慶杵 弍ヶ所、真杵大出弍組ツ、弍ヶ所、(省略) 真杵老側立、(省略) 中弁慶杵 四ヶ所、真杵出 六ヶ所、大籠出 拾四ヶ所、(省略) 真杵出 壱組ツ、四ヶ所、菱牛弍拾組、(省略) 大籠出シ弍ヶ所	安政4年(1857)	斑目村、酒匂川通
8	『大井町史』資料編近世(2)	446	田中丘隅による十文字から飯泉村までの土手復旧工事が行われる(覚)	164	牛木弍百弍拾五本 是ハ田中休愚様より大御普請御掛り諸色御引渡シ被成候分御預り置、(省略) 杵木四拾六本、(省略) 弁慶杵梁木三拾九本 同柱木四拾七本	享保12年(1727)	金手村
9	『大井町史』資料編近世(2)	469	金手村請負分の酒匂川川除御普請丁場仕様帳	171	杵方・牛木・杭木・松笹薪・葉附竹・布木・縄等之類、蓑笠之助様御掛ニ被仰付、郡之者共入札落直段ニて御受負仕候、(省略) 右入用土、同所川表杵・籠出之場、指図之通り掘取	享保17年(1732)	金手村
10	『大井町史』資料編近世(2)	495	川音川通り四か村が川除御普請を願い出る(乍恐以書付ヲ奉願上候)	183	矢来出六ヶ所 石倉出長八拾間 神山村山崎	享保17年(1732)	河音川堤土手、神山村・金子村・同御替地村・金手村
11	『大井町史』資料編近世(2)	496	町屋村分堤決壊のため金手村の助力と復旧の御普請願	184	牛四拾弍組 壱組ニ七本ツ、・間ニ作り牛四本ツ、(省略) 牛八組 右同断、(省略) 右牛五拾組 但牛杵・牛内高三尺石詰・壱組ニ石壱坪壱合弍寸五分	享保17年(1732)	河音川堤町屋分切所、金手村
12	『大井町史』資料編近世(2)	500	堤防普請の掛り設定を求める願書(御支配江戸御役所へ差上申候願書控へ)	186	小田原より笈牛・蛇籠等を以川せき被仰付候得共、前書ニ申上候通今以何れ共御掛り相片付不申候	寛延4年(1751)	足柄上郡川音川東堤通金子村境、足柄上郡金手村
13	『大井町史』資料編近世(2)	511	御普請所への菱牛追加願	189	菱牛三組 仕越	宝暦8年(1758)	河音川通御普請所、足柄上郡金手村
14	『大井町史』資料編近世(2)	512	御普請関係書類提出に関する返答書(河音川通御書附仕来書)	190	堤築留御普請并御修覆等之儀年々御入用を以被 仰付、尤蛇籠・牛木等ハ御買上ケニ被遊	安永6年(1777)	河音川通、金手村

15	『大井町史』資料編近世(2)	521	御普請出来書上(相州河音川通御定式御普請出来形書上帳)	192	菱牛九組、(省略)字壺番古籠出壺継、(省略)同所先古菱牛四組、(省略)同所七番古籠出壺継、(省略)同所先古菱牛壺組、(省略)同所九番古籠出壺継、(省略)同所先古菱牛三組、(省略)拾壺番古籠出壺継、(省略)相州足柄上郡河音川通度々滴水仕、堤河除牛類・蛇籠出之流失破損仕	安永8年(1779)	河音川通、足柄上郡金手村
16	『小田原市史』史料編近世Ⅱ・藩領1	597	栢山村堤工事場破損をめぐる桑原・鬼柳両村との争論について金手村名主が仲裁する(栢山村・桑原村・鬼柳村之間違出入二付様子書控)	354	鬼柳村御普請所川せき之内栢山村堤之出杵古木籠出之古キ木十七番出より(三)十四番出迄之間所々貫キ取、右川せき之茶番所之薪ニ盗取候	享保20年(1735)	栢山村、桑原村、鬼柳村、金手村
17	『厚木市史』近世資料編(6)村むらと生活	506	相模川通戸田村地内川除御普請出来絵図	-	籠出し、菱牛、沈杵出し	安永9年(1780)	相模川通、戸田村
18	『厚木市史』近世資料編(6)村むらと生活	510	相模川通満水につき戸田村堤押払い訴書	7	当六月廿日夜・同廿七日夜両度満水ニ而、堤腹籠・立籠等破損多、殊ニ川原中堤通式ヶ所ニ而、凡百八拾間余押払、沈杵ヶ所并菱牛杵流失いたし、川瀬悪敷相成御普請大破ニ御座候	安永9年(1780)	大住郡戸田村
19	『厚木市史』近世資料編(6)村むらと生活	510	相模川中堤通三百間余押切りにつき戸田村御普請修復願	8	去子年両度之満水難義仕、然処ニ、当七月十二日夜、何年ニも無之大水ニ而、中堤通三百間余押切、菱牛并ニ沈杵流失いたし、川瀬殊外悪敷相成り、此上少々之出水ニも、御普請所尚又及大破可申哉	天明元年(1781)	相模川通、大住郡戸田村
20	『厚木市史』近世資料編(6)村むらと生活	548	小鮎川飯山村国役御普請願書	44	杭出長延拾貳間 長三間宛四通り壺ヶ所	宝暦10年(1760)	飯山川通、愛甲郡飯山村
21	『厚木市史』近世資料編(6)村むらと生活/『平塚市史』4資料編近世(3)	572/240	田村用水堤へ厚木村柳植立につき岡田村訴状	57/57	相州岡田村・戸田村・大神村・田村右四ヶ村之用水、先規より小鮎川之水せき候而引来申候、(省略)当春厚木村ニ而、右之用水堀之内江くいを打、しからみをかさ出シ、弥堀をせはめ、我ま、成仕形仕、用水悉滞難儀仕候	貞享3年(1686)	岡田村、厚木村
22	『厚木市史』近世資料編(6)村むらと生活/『平塚市史』4資料編近世(3)	574/241	田村用水堤柳植立一件につき厚木村返答書	58/58	相州厚木村之内を通申候田村堀之東西に、水除之柳從先規有来申候、(省略)於評説[定]所岡田村之者申上候者、柳箆伐取申候得共、厚木村之者堀を埋申候と難題申掛候	貞享3年(1686)	岡田村、厚木村
23	『厚木市史』近世資料編(6)村むらと生活	622	下津古久村ほか四か村と長谷・愛甲二か村との玉川引水内済証文	81	川中之処杭筋を立、右堰与杭筋之間者は迄有形之石砂を以埋立、愛甲村用水引之	明和8年(1771)	大住郡小稲葉村・津古久村他、愛甲郡長谷村・愛甲村
24	『平塚市史』4資料編近世(3)	183	金目川通り村々普請並びに争論証文写	39	七百六拾三本 杭木 但長六尺木廻り七寸・八寸 是者あらいせき并根籠・出シ籠之所遣申候杭木	延宝7年(1679)	金目川、中郡領入野・長持・久松・河内村他
25	『平塚市史』4資料編近世(3)	200	金目川御普請入用目論見帳	42	大堤下通 籠数八拾四 但口指渡し式尺 籠出シ九ヶ所、(省略)柳堤 籠数九拾式 但口指渡し式尺 籠出シ・根籠拾ヶ所、(省略)広川前水門堤 籠数九ツ 但口指渡し式尺 五間籠九ツ重、籠出壺ヶ所、(省略)広川水門堤 籠数八拾七 但指渡し式尺 籠出シハヶ所、(省略)九ヶ所郷水門堤 籠数六拾九 但口指渡し式尺 籠出シ・根籠共ニ拾壺ヶ所、(省略)籠数拾八 但口指渡し式尺・長五間籠九ツ重 籠出シ式ヶ所	元禄9年(1696)	大住郡金目大堤川通
26	『寒川町史』2資料編近世(2)	366	一之宮村国役御普請所仕法帳	156	杭出長延百貳拾五間 五間大通り打五ヶ所、(省略)並杭長延五拾間 式通り打 式ヶ所	文政8年(1825)	高座郡一之宮村
27	『寒川町史』2資料編近世(2)	368	萩園村と田端村の入会川除堤御普請願い	157	堤外長七拾間之処堤裾通続杵ニ而、右前通水勿長間籠出式ヶ所御普請被成下候得者、水難相通一同案[安]心仕候	天保5年(1834)	相模川通、高座郡萩園村・田端村
28	『茅ヶ崎市史』1資料編(上)古代・中世・近世	361	相模川 川除堤普請仕様帳	73	堤切所長九拾間 壺ヶ所、(省略)尤堤内外杭懸候積、但、堤法川表壺割式分川裏壺割三分、(省略)乱杭延長四拾五間 但三通り打	寛延3年(1750)	相模川通り、高座郡萩園村
29	『茅ヶ崎市史』1資料編(上)古代・中世・近世	367	相模川 川除堤普請施行書上帳	76	杭出延長拾貳間 四ヶ所	天保9年(1838)	相模川通り、高座郡萩園村
30	『川崎市史』資料編2近世	399	川崎宿玉川通川除御普請出来形帳	220	杭箇長延百間 高三尺 壺ヶ所	天明2年(1782)	橋樹郡川崎宿、玉川通
31	『川崎市史』資料編2近世	402	矢上川竹木伐払につき済口証文	221	出洲渡之儀は、前後方筋見平均切上渡可申積、尤双方御田地へ欠入候場所之儀は、杭筋相仕立、御田地大切ニ相聞可申積、勿論前後方筋見平均相仕立可申事	天明6年(1786)	鶴見川 続 矢上川、橋樹郡上野川村・下野川村他

③埼玉県 自治体史水制記述一覧

番号	自治体史名	頁数	史料名	史料番号	内容	年代	備考
1	『日高市史』近世資料編	472	高麗川通川除御普請入札帳	251	籠出し長延四拾五間 但壺ヶ所 長九間・籠五本宛ニ五ヶ所分、(省略) 三角枳四組 但長延拾間 高九尺・鋪壺丈平均 矢来之内、(省略) 古枳四組修復 但長延拾間 高壺丈式尺・横三尺ならし	年不詳	高麗郡平沢村、新堀村、高麗川通
2	『日高市史』近世資料編	474	川除御普請カ所附帳	252	菱牛三組 式側立 壺ヶ所、(省略) 籠出長拾間 度七本・留四本 壺ヶ所、(省略) 並杭百廿間 壺ヶ所	文政元年(1818)	高麗郡臺村
3	『日高市史』近世資料編	476	用水堰川除御普請仕様帳写	253	籠出し七ヶ所 長六拾間	享保14年(1729)	高麗郡平沢村、高麗川通り
4	『日高市史』近世資料編	487	用水堰場御普請仕様帳	260	続枳拾組 但五組宛式通壺ヶ所	寛政4年(1792)	高麗郡横手村
5	『狭山市史』近世資料編Ⅰ	586	下奥富村川除御普請出来形帳	217	続枳長延百三拾七間 内訳 高四尺三寸・横五尺五寸	文政7年(1824)	入間郡下奥富村、入間川通
6	『狭山市史』近世資料編Ⅰ	592	下奥富村川除御普請出来形帳	219	菱牛三拾八組 拾五ヶ所、(省略) 沈枳四組 内法高四尺三寸・壺丈壺尺四方式ヶ所	天保8年(1837)	入間郡下奥富村、入間川通
7	『狭山市史』近世資料編Ⅰ	597	下奥富村川除御普請出来形帳	220	菱牛八拾式組 拾五ヶ所、(省略) 中枳拾式組 内法高四尺三寸・長壺丈壺尺・横八尺、(省略) 沈枳式組 内法高四尺三寸・壺丈壺尺四方	天保12年(1841)	入間郡下奥富村、入間川通
8	『坂戸市史』近世史料編Ⅱ	304	国役御普請仕様帳	100	菱牛式拾三組 拾壺ヶ所	文政6年(1823)	入間郡萱方村、高麗川通り
9	『坂戸市史』近世史料編Ⅱ	307	国役御普請出来形帳	101	杭出延長八拾間 四間五通り打 四ヶ所、(省略) 並杭延長五拾間 送り三本打、(省略) 菱牛式拾三組 拾壺ヶ所、(省略) 杭筋長延式百七間 筋高三尺 四ヶ所、(省略) 筋出し長延六拾間 筋高三尺 四間四通打	文政3年(1820) 文政6年(1823)	入間郡萱方村、高麗川通り
10	『坂戸市史』近世史料編Ⅱ	318	堤川除目論見帳	102	杭出長五間宛ニ 三通打五ヶ所、(省略) 並杭長五拾間 式ヶ所	寛政4年(1792)	入間郡中里村
11	『坂戸市史』近世史料編Ⅱ	332	越生辺川通川除御普請カ所付帳	106	杭五間出壺ヶ所 壺間送り三本三通打、(省略) 並杭式拾間壺ヶ所 壺間送り三本三通打	安永10年(1781)	入間郡今西村、越生辺川通
12	『坂戸市史』近世史料編Ⅱ	333	越辺川通川除御普請出来形帳	107	杭出長延四拾五間 五間ツツ三通打三ヶ所、(省略) 並杭長式拾間 壺間送り三本三通打 壺ヶ所、(省略) 杭出長延三拾間 式ヶ所	安永10年(1781)	入間郡今西村、越生辺川通
13	『坂戸市史』近世史料編Ⅱ	335	御普請箇所付書上帳	109	並杭長式拾間 但シ間ニ送り四本打 壺ヶ所、(省略) 杭出長四間 但四通打 壺ヶ所	文化6年(1809)	入間郡赤尾村、越辺川通
14	『坂戸市史』近世史料編Ⅱ	337	越辺川通堤川除御普請出来形帳	110	并杭長延百六拾間 四ヶ所、(省略) 杭出長延式百八間 四間四通打 拾三ヶ所	文化6年(1809)	入間郡赤尾村、越辺川通
15	『坂戸市史』近世史料編Ⅱ	340	急破御普請目論見帳	111	古杭出江交キ打次壺ヶ所 但送り四本・四通り打、(省略) 杭出し長式拾間壺ヶ所 但送り四本・四通り打、(省略) 根杭長七拾八間壺ヶ所 但送り四本・四通り打	慶応元年(1865)	赤尾村
16	『坂戸市史』近世史料編Ⅱ	342	急破御普請出来形帳	112	杭出長式拾間 壺ヶ所、(省略) 根杭長五拾八間 壺ヶ所、(省略) 底杭出長式拾間 壺ヶ所	慶応元年(1865)	赤尾村
17	『坂戸市史』近世史料編Ⅱ	349	御普請願に付積帳	116	古杭出しへ交キ打次式ヶ所 但送り三本・四通り打、(省略) 根杭長四拾間壺ヶ所 但送り三本・三通り打、(省略) 杭出長拾五間壺ヶ所 但送り三本・四通り打	万延元年(1860)	入間郡赤尾村
18	『川島町史』資料編近世1 総論編	441	小見野組村々による荒川通り御普請願い箇所付帳	7	並杭長式拾間 壺ヶ所、(省略) 杭出延長式百四拾間 三間宛四通り 式拾ヶ所	天明6年(1786)	比企郡小見野組 拾壺ヶ村、市野川通
19	『川島町史』資料編近世1 総論編	445	鳥羽井村・松永村切所御入用御普請仕様帳	8	荒川通虫塚村地内 杭出長延四拾八間 四間宛・四通り打 三ヶ所、(省略) 荒川通下小見野村地内 杭出長延四拾八間 四間宛・四通り打 三ヶ所、(省略) 同所欠所 並杭長拾五間 壺ヶ所、(省略) 鳥羽井村地内字川岸場下 杭出長延三十式間 四間宛・四通り打 式ヶ所	寛政4年(1792)	鳥羽井村・松永村、荒川通川除
20	『川島町史』資料編近世1 総論編	448	荒川通鳥羽井・下小見野村地先御普請出来形帳	9	杭出長延式百拾間、(省略) 並杭長五拾五間 但間ニ送り三本	文化6年(1809)	荒川通、比企郡鳥羽井村・同下小見野村
21	『江南町史』資料編3 近世	403	御正堰普請引請につき議定証文	3-11	枳三拾五組 内九尺枳四組・四尺枳拾六組・三尺枳拾五組 高廿四尺 内法り九尺四方・六尺四方	享和2年(1802)	三ツ木村・下押切村・樋ノ口村

22	『江南町史』資料編3近世	421	用水当番日記控帳	3-22	清左衛門、義四郎、忠吉、義八川除杭出し見廻り二行、九尺杭廿式本 長十間、但杭出切所菱牛川表へ間ニ送り三本式通り打	嘉永3年(1850)	成沢村
23	『江南町史』資料編3近世	438	御正堰用水御普請仕様出来形帳	3-27	杭筋内埋立長延拾貳間 平均横式尺五寸・高七尺、(省略)川表根堅杭筋内石埋長拾八間 平均高四尺・横三尺	天保4年(1833)	大里郡字御正堰六ヶ村組合 押切村地内、荒川通
24	『江南町史』資料編3近世	451	御正用水夏普請諸色人足割付	3-29	笈牛九組 但本瀬メ切江遣、壱組永式百文ツ、	天保15年(1844)	御正堰組合六ヶ村、押切村
25	『大里村史』通史編	438	辰冬川通小八林堤川除御普請出来形帳扣	-	横筋長五間 一カ所、(省略)横筋長七間 一カ所	元文元年(1736)	小八ツ林村
26	『大里村史』通史編	448	(安永十年万吉村)	-	笈牛式拾組 壱測立	安永10年(1781)	万吉村
27	『大里村史』通史編	450	(安永十年玉造村)	-	杭筋長百間 筋高三尺 壱ヶ所	安永10年(1781)	玉造村
28	『大里村史』通史編	450	(安永十年玉造村)	-	杭出長延百間 五間宛四通り五カ所	安永10年(1781)	玉造村
29	『大里村史』通史編	451	(安永十年津田新田)	-	並杭長延式百五拾間 五拾間宛五ヶ所	安永10年(1781)	津田新田
30	『大里村史』通史編	451	(文政七年村岡村)	-	沉棒五拾四組 内法高四尺三寸・壱丈壱尺四方	文政7年(1824)	村岡村
31	『大里村史』通史編	453	(天保四年村岡村)	-	菱牛四拾五組 表三拾壱組式測立 裏拾四組 壱ヶ所	天保4年(1833)	村岡村
32	『騎西町史』近世資料編	306	騎西領ほか四領内の用悪水路普請見積書	83	筋長延三百六拾間 高三尺 式拾ヶ所、(省略)筋長延六百六拾間 高式尺五寸 式拾六ヶ所、(省略)筋長延五百間 高式尺 三ヶ所、(省略)筋長延式百間 高三尺 六ヶ所、(省略)筋長延六拾間 高式尺五寸 拾ヶ所、(省略)筋長延三百五拾間 高式尺五寸 六ヶ所、(省略)筋長延六拾間 高式尺五寸 五ヶ所	寛保2年(1742)	騎西領・百間領・岩槻領・菖蒲領・羽生領
33	『蓮田市史』近世資料編Ⅱ	434	備前堤普請箇所の上郷村々見積方下札写	117	四ヶ所杭筋 杭木三拾本 長六尺末口式寸	文政7年(1824)	足立郡小針領家村地内水除備前堤
34	『浦和市史』第三卷近世史料編Ⅲ	135	五カ村組合自普請出来形帳	65	杭筋長延百壱間 筋高三尺	文政7年(1824)	足立郡染谷村外四ヶ村、綾瀬川除五ヶ村堤
35	『志木市史』近世資料編Ⅲ	203	柳瀬川通堤川除御普請所下目論見帳	30	古出し 七ヶ所、(省略)根柵長八間、(省略)新出し □ヶ所、(省略)根柵長八間 壱ヶ所、(省略)根柵 壱ヶ所 長サ拾貳間、(省略)根柵 壱ヶ所 長サ六間	安永10年(1781)	館村・中野・引又、柳瀬川通
36	『志木市史』近世資料編Ⅲ	210	柳瀬川通堤川除御普請所目論見帳	31	杭出 長延百間 式間半ツ、式通・式拾ヶ所	天明6年(1786)	館村枝郷中野、柳瀬川
37	『和光市史』史料編二近世	480	上新倉村御普請仕用帳	104	杭出延長百八拾間 九ヶ所	寛政10年(1798)	新座郡上新倉村、荒川通
38	『和光市史』史料編二近世	493	上新倉村出杭普請仕用帳	107	杭出延長式百五拾六間 長四間四通打拾四ヶ所	寛政13年(1801)	新座郡上新倉村、荒川通
39	『和光市史』史料編二近世	504	上新倉村雑丹袋杭出普請仕用帳	111	杭出 長式百貳拾間 五ヶ所	弘化2年(1845)	新座郡上新倉村、荒川通字雑丹袋
40	『戸田市史』資料編三近世2	266	戸田領・笹目領・浦和領・平柳領組合自普請仕様帳	75	前川村地内引分口 杭箒打廻長□拾壱間 高三尺 壱ヶ所、(省略)曲本村地内土手切所左右五拾ツ、杭箒長延百間 高三尺 式ヶ所	寛政12年(1800)	美女木村
41	『戸田市史』資料編三近世2	283	急破御普請出来形帳	81	堤根欠所式段杭箒長延五拾間 箒高三尺 平均横四尺・高三尺、(省略)乱杭五拾本打 式ヶ所、(省略)欠所並杭長延百拾間 壱通り打 式ヶ所	文政10年(1827)	足立郡美女木村、荒川通
42	『戸田市史』資料編三近世2	286	荒川通定式川除御普請箇所附帳	82	杭出長延式拾間 四間四通打 拾ヶ所、(省略)杭出長延式拾間 同断 五ヶ所、(省略)杭出長延式拾間 四間四通打 五ヶ所、(省略)並杭長百五拾間 送り三本三通り打 壱ヶ所、(省略)杭出長延式拾間 四間四通打 五ヶ所、(省略)杭出長延式拾間 同断 五ヶ所	文政10年(1827)	足立郡美女木村、荒川通
43	『戸田市史』資料編三近世2	302	荒川通定式場御普請箇所付帳	85	杭出 五間宛・五通打 七ヶ所、(省略)並杭長九拾五間 但式通打 壱ヶ所、(省略)杭出 五間宛・五通打 五ヶ所、(省略)並杭長百廿間 但式通打 壱ヶ所、(省略)並杭長八拾間 但式通打 壱ヶ所、(省略)杭出 五間宛・五通打 七ヶ所	文政13年(1830)	足立郡美女木村、荒川通

44	『戸田市史』資料編三近世2	305	荒川通定式川除御普請願箇所附帳	87	杭出 五間宛・五通打 拾ヶ所、(省略)並杭百五拾間 但三通打 壹ヶ所、(省略)杭出 五間宛・五通打 拾五ヶ所、(省略)並杭 八拾間 但三通打 壹ヶ所、(省略)杭出 五間宛・五通打 拾ヶ所、(省略)杭出 五間宛・五通打 貳拾ヶ所、(省略)杭出 五間宛・五通打 五ヶ所	天保11年(1840)	足立郡美女木村地内荒川通
45	『戸田市史』資料編三近世2	818	土出し并杭出し御普請出来形帳	153	並杭長五間 貳通り打 壹ヶ所	文久元年(1861)	足立郡下戸田村
46	『行田市史』資料編近世1	420	利根川通御堤危難場所上置・腹付け普請につき一札	208	出シ杭木拾九本	元文3年(1738)	北川原村、利根川通
47	『行田市史』資料編近世1	424	利根川通堤出入一件済口証文	212	卯春御下ケ金五拾兩、当春御普請諸色代御遣、余之分を以杭筋被 仰付被下置候ハ、為冥加上郷村々上下惣代一同ニ而埋立御普請仕度	文政3年(1820)	埼玉郡上川上村・今井村・下新郷・旗羅郡中奈良村、利根川通
48	『行田市史』資料編近世1	457	持田村境川通欠所につき岸杭柵竹下付願書	222	持田村境川通先年岸欠込候節杭木・筋竹被下置、打杭筋等仕候ニ付	寛延3年(1750)	持田村境川通
49	『大利根町史』資料編(上巻)	348	向川辺領御普請願ヶ所帳	93	字以外利根川落口迄(省略)右両縁 杭筋長延千四百間 高四尺、(省略)利根川落合上・中新井村地内(省略)杭出 是ハ右場所土出先并出シ合江奉願候、長杭出長貳拾間 貳拾通打	享和3年(1803)	向川辺領拾三ヶ村惣代、利根川
50	『大利根町史』資料編(上巻)	351	島中川辺領悪水落方模様替願	94	新規堀割仰付瀬分杭出之末迄漸間數貳百間前後引下ニ罷成候	天保5年(1834)	葛飾郡嶋中川辺領組合拾三ヶ村
51	『久喜市史』資料編Ⅱ近世1	304	伊達家御手伝普請騎西領村々仕様帳	83	並杭長三間 壹ヶ所、(省略)杭筋長延拾間 筋高式尺老間宛 拾ヶ所、(省略)杭筋長延拾四間 筋高三尺 三間・拾壹間 貳ヶ所	明和4年(1767)	騎西・菖蒲・岩付・百間・羽生五ヶ領村々、小久喜村
52	『鷲宮町史』史料二近世	261	普請諸事御用録	37	筋壹坪但六尺、柵之積り(省略)是ハ堤根又は居敷等へ川付より欠崩候數ヲ防候川除也、其外並木建竹等にて畔立所にては仕馴候、またハ川向ニ相応成普請有之也、(省略)右川除普請蛇籠出・堅籠・石堤・棚牛・笈牛等也、其外其処にて品可有堅籠ハ石堤・水除ケ石出し・籠出し・水刳也、棚牛・笈牛ハ長出し候ても能保者也、(省略)杭筋平壹坪ニ付、杭木ハ間ニ二本或ハ送り四本打	年不詳	東大輪村
53	『幸手市史』近世資料編Ⅱ	435	外国府間村御普請所箇所の書上帳	188	筋出 右同断(無御座候)、立籠 右同断、(省略)杭出し 拾ヶ所	宝暦8年(1758)	葛飾郡外国府間村、権現堂川通
54	『幸手市史』近世資料編Ⅱ	451	外国府間村の畑囲土手切所・押堀・水除杭出し書上帳	200	杭出シ壹ヶ所 但長五間・横式間	寛政6年(1794)	葛飾郡外国府間村、権現堂川通り畑囲水除土手
55	『幸手市史』近世資料編Ⅱ	503	川除桶類・用悪水路御普請につき請書	232	並杭・筋杭共間ニ送り三本間違無之様繩ヲ張、三尺間ニ印附置、中央ニ杭木打立可申事、杭出シ縁結竹之義ハたガを懸ケテ文字ニ可相仕立事、(省略)筋仕立方丈夫ニ踏メメ立壹積通り丈夫ニ立込可相仕立事	天保8年(1837)	葛飾郡幸手領上高野村
56	『幸手市史』近世資料編Ⅱ	508	外国府間村権現堂川通りの杭出しと土出し(国役御普請御願ヶ所取附帳)	236	杭出シ長延千八拾間 拾五ヶ所、(省略)土出シ壹ヶ所 平均 高三間半・打廻シ七拾間・留杭式通り打	文化10年(1813)	葛飾郡外国府間村、利根川通
57	『幸手市史』近世資料編Ⅱ	510	外国府間村権現堂川通り水除国役御普請願い書	237	利根川向元栗橋村之儀ハ久世長門守様御領分ニ有之、御領主様より土出シ・杭出シ等丈夫ニ御普請被仰付、当村上之方ハ小右衛門村、下之方ハ権現堂村右両村共御定式御普請所ニ御座候而追々水除杭出等御入用御普請被仰付、向左右村方ニ而水除御普請有之候	文政3年(1820)	葛飾郡外国府間村、利根川通
58	『幸手市史』近世資料編Ⅱ	511	権現堂村・上吉羽村権現堂川通りの立竹(乍恐以書付奉申上候)	238	大杭出シ中 建竹長五拾六間 但、元附共 中三間壹ヶ所 同所下 建竹長延百五拾間 巾式間三ヶ所 右建竹之内凡四分通破損流失仕候、且又土出シ・杭出シとも丈夫ニ相保罷在候	天保8年(1837)	葛飾郡権現堂村、権現堂川通り
59	『幸手市史』近世資料編Ⅱ	512	上吉羽村権現堂川通りの杭出し(乍恐以書付御届申上候)	239	杭出五拾本 是ハ不残流失仕候	天保8年(1837)	葛飾郡上吉羽村、権現堂川通
60	『幸手市史』近世資料編Ⅱ	512	権現堂川通り立竹・網代・笹刳一件につき済口証文	240	権現堂川筋竹々立竹・網代・笹刳等仕来り候処、栗橋宿之者共笹刳致シ候而は御普請所江水当強破損所仕来候ニ付拔[抜]払候様申立候	年不詳	権現堂川筋

61	『幸手市史』近世資料編Ⅱ	519	治河言上の案文	243	水堰杭出し等ニ而相防候故、南ヲ防候得は北ニ当、北ヲ除へ候得共南ニ当り候ゆへ数十里之間熟れ之処敷堤も相壊レ申候、然は堤繕水堰杭出等之御普請ハ甚末之儀ニて御費之儀と奉存候、(省略) 専堤築立・土出シ・杭出し・洲峻等之義ハ下策ニ而可御座様奉存候	寛政5年(1793)	葛飾郡中島村
62	『越谷市史』第三卷	512	袋山村普請場書上	258	元荒川水除堤川かけ 但式間半袖やらい式拾五か所 是は当十月朔日二日之嵐ニ而水除ケ堤大分かけ入申ニ付、来未ノ春やらい御ゆわせ被下候様ニ奉願上候	元禄15年(1702)	越ヶ谷領袋山村
63	『八潮市史』史料編近世Ⅰ	620	瓦曾根溜井普請要集	156	杭柵長拾八間 高四尺、(省略) 杭柵長式拾間 同村【鷺宮村】 高三尺、(省略) 杭柵長拾九間 高三尺、(省略) 杭柵長式拾貳間 同村【西大輪村】 高三尺	天明7年(1787)	八条領瓦曾根村、同領八条村ほか
64	『三郷市史』第三卷近世史料編Ⅱ	61	古利根川堤破損につき境木村御普請願	6	堤欠所内埋杭筋長七拾間 平均横三尺・高三尺	天保5年(1834)	式郷半領境木村、古利根川通

④千葉県 自治体史水制記述一覧

番号	自治体史名	頁数	史料名	史料番号	内容	年代	備考
1	『流山市史』近世資料編Ⅱ	338	江戸川通狭堤修復普請下知済仕用帳	207	古杭出打足長延三拾五間 五間ツ、五通打之内式通打足 七ヶ所、(省略)並杭長延三百〇拾三間 壱通打 拾ヶ所、(省略)杭筋長延五拾六間 筋高三尺	文化7年(1810)	江戸川通、葛飾郡今上村外拾ヶ村組合、平方村控
2	『流山市史』近世資料編Ⅱ	345	今上落悪水落瀬割堤自普請目論見帳	212	明儀千八拾俵 但間二六俵並	天保14年(1843)	葛飾郡庄内領・小金領拾九ヶ村組合
3	『流山市史』近世資料編Ⅱ	350	今上落浚普請出来形書上帳	215	并杭長拾五間 三通打 壹ヶ所、(省略)右杭出繕長延五拾間 式ヶ所、(省略)欠所杭筋長拾間 平均横四尺・高五尺、(省略)明儀二千七百四拾四俵 但間六俵六重表裏共	弘化4年(1847)	江戸川通、葛飾郡字今上落拾九ヶ村惣代、今上村・平方村・野田町
4	『流山市史』近世資料編Ⅱ	400	坂川御普請一件	262	明儀千七百六拾八俵、(省略)明儀千七百式拾八俵	文化10年(1813)	坂川
5	『松戸市史』史料編(一)	402	御用留抄(江戸川通水防普請関係)	93	江戸川通七合余ニ相成未夕増水御座候間、伝兵衛新田小屋場迄高百石ニ付明儀五表〔俵〕内竹拾本繩等早々御遣し被下候様奉願上候	文政12年(1829)	江戸川通
6	『柏市史』資料編三 大室村関係文書	261	利根川出水ニ付願書	86	殊之外大水ニ而堤惣越罷成、土俵を以上置仕危キ場所江者数ヶ所杭ニ而繋留一命限り昼夜相防申候	文政7年(1824)	利根川
7	『柏市史』資料編五 布施村関係文書・中	297	利根川出水ニ付御普請一件	74	明儀五千七百廿俵	安永9年(1780)	利根川通、葛飾郡目吹村・舟戸村他
8	『柏市史』資料編五 布施村関係文書・中	323	中利根川通川除国役御普請出来形帳	79	明儀三千九百九拾六俵 四斗入・さん俵共、(省略)並杭長延百式貳拾間 式通打	文政7年(1824)	中利根川通、相馬郡布施村
9	『柏市史』資料編五 布施村関係文書・中	326	布施村堤御普請出来形帳	80	明儀三百七拾八俵 四斗入〇俵共	弘化4年(1847)	中利根川通、相馬郡布施村
10	『我孫子市史資料』近世編Ⅲ	219	我孫子村御普請仕様帳写	3	堤切所長三拾七間半 久寺家村・我孫子村立会 此訳 長三拾七間半 平均深サ六尺・中敷拾二間・水下敷拾三間 内三拾間 表裏杭、(省略)杭筋長延式拾六間 高五尺式ヶ所	天明7年(1787)	我孫子村、利根川通り
11	『印旛町史』史料集近世編四	374	下利根川通竹袋村地内堤川除御普請仕様帳	145	明儀式百五拾式俵 是ハ下土手下埋長拾四間之処へ間二六俵並三重土留二遣、(省略)杭木五拾九本 内五拾式本・七本長三間・同三間半 外式拾壹本 古杭用ひ 是ハ字大土並杭長拾九間半之処へ間二送り三本式通り打、(省略)同木三百五本 長式間半 是ハ切所川裏長拾九間半下土手長延百三拾壹間之処へ間二送り三本筋杭四ヶ所分、(省略)杭出長延七拾壹間 式ヶ所、(省略)並杭長六間	弘化4年(1847)	印旛郡竹袋村、下利根川通
12	『下総町史』近世編史料集Ⅱ	86	高村堤普請内目論見帳	26	杭木五百六拾式本 右者忝崎境より壱番より四番迄長百四拾間、外浪除杭境内壱番より六番迄長式百貳間、但し壱間送り三本打	嘉永3年(1850)	高村、横手堤
13	『神崎町史』史料集一	615	下利根川通内郷困堤並閘棹御普請出来形帳	140	明儀百九拾式俵 但間二六俵并四重表裏分、(省略)明儀百九拾式俵	天保8年(1837)	下利根川通、香取郡小松村新田
14	『銚子市史』	298	下総国海上郡三崎村地内御料・私料五ヶ村組合理榎立御普請帳	298	明儀七百式拾俵 但あん築壱間六俵並〇〇五俵壱間六拾俵づつ拾式分四斗入	寛政6年(1794)	海上郡三崎村

⑤群馬県 自治体史水制記述一覧

番号	自治体史名	頁数	史料名	史料番号	内容	年代	備考
1	『安中市史』第五卷近世資料編	486	人見堰普請につき諸材料・人足等書上帳	263	村役 同木(雑木) 式百本 但シ長七尺・末口三寸 鋪成木 是ハ枰横式間長式拾五間三分、敷坪五十坪老坪ニ四本ツ、枰敷成ル、村役 同木千拾六本 但シ長八尺・末口式寸五分 立成木 是ハ内六百本ハ枰廿五間三通分、間ニ八本ツ、四百拾六本、横式間廿六通ニ而五拾式間分間ニ八本ツ、(省略) 欄牛拾三組 但シ四尺小間ヲ拾式小間ツ、六ヶ所、内 四ヶ所ハ枰石堤七拾間之場所 式ヶ所ハ人見村田尻古枰場所、是ハ用水井筋堤去々申年大破ニ付枰石堤築立、碓氷川通枰出仕立候所、去去年八月満水ニ而損シ捨置候而者、出水之筋井筋堤押払用水一向引落可申跡ニ付、枰出シ代リ欄牛仕立申候	宝暦4年(1754)	碓氷川、碓氷郡水口村・西上磯部村・東上磯部村・下磯部村・大竹村
2	『新編高崎市史』資料編7近世Ⅲ	796	群馬郡上小島村堰入用目録帳	210	用水堰 壹ヶ所 但シ川口四間、此入用(省略) 枰柱木六本 但シ松木 長八尺・太老尺五六寸廻り、是ハ統枰老組分、外ニ三組ハ古木用申候	正徳6年(1716)	群馬郡上小島村
3	『尾島町誌』通史編上巻	976	新田郡武蔵島村川除普請仕来り書上帳	-	鋪籠乱杭長延六拾間 壹ヶ所、(省略) 笈牛三組 壹ヶ所	安永8年(1779)	新田郡武蔵島村、利根川北淵通り
4	『太田市史』史料編近世2	222	吉沢村内郷用水路堰々普請出来形帳	162	堤漏洩所築直し長六間 平均高六尺・馬踏六尺・敷三間(省略) 明俵千五拾六俵 但間ニ六俵並四重・四拾四間分、(省略) 埋立式段杭筋長式拾間 筋高三尺・平均横三尺・高三尺 式拾坪筋坪、(省略) 杭筋長延百五拾壹間 筋高三尺 拾五ヶ所、(省略) 明俵七百六俵	天保8年(1837)	山田郡吉沢村・本矢場村
5	『太田市史』史料編近世2	257	台之郷村当春内郷定式普請出来形帳	179	欠所埋立杭筋長延拾壹間 筋高三尺 平均横四尺・高五尺、(省略) 杭筋長延式拾六間 筋高三尺三ヶ所、(省略) 右入用(省略) 明俵式千六百三拾俵	慶応3年(1867)	山田郡台之郷
6	『太田市史』史料編近世2	260	利根川・渡良瀬川出水除普請由来書	180	寛文元辛丑年館林江 宰相右馬頭様御入城被遊候而、右四ヶ郡〔上野国新田郡・山田郡・邑楽郡、下野国梁田郡・足利郡〕之村々御領地ニ相成、同二壬寅年二月水方御奉行御普請役被 仰付候、(省略) 小笹〔留〕竹籠繩等其外共ニ諸色者百姓役ニ被仰付出之申候、(省略) 村々組合割付を以人馬・蛇籠・笹竹・縄・明俵等を出し申候、(省略) 巳年上郷三拾七ヶ村惣代を以奉願上候ニ付、高百石ニ付小唐竹九拾本・明俵五拾俵・杭木百本・蛇籠人足九拾六人八分、右之所五拾人別別格ニ相成申候	年不詳	利根川・渡良瀬川通堤築立
7	『太田市史』史料編近世3(太田宿本陣史料集)	177	大光院領太田村用水路国役普請出来形帳	57	杭筋長延千貳百四拾壹間 平均高三尺 拾五ヶ所	安永10年(1781)	新田郡太田村
8	『板倉町史』近世史料集別巻六	198	当巳春御普請御仕用帳写	5	杭筋 長延百間 筋 高三尺 二ヶ所、(省略) 堤立 杭筋 長二拾二間 筋高 四尺 平均横三尺・高四尺、(省略) 杭筋 長延七拾間筋高三尺 三ヶ所、(省略) 並杭 長延三百五拾八間 六ヶ所、(省略) 猿尾 二ヶ所、(省略) 杭出 長延百五拾間 四間五通り 六ヶ所、(省略) 杭出 長延八拾間 五通り 四ヶ所、(省略) 明俵 五百拾六俵	文政4年(1821)	渡良瀬川通、邑楽郡海老瀬村

⑥栃木県 自治体史水制記述一覧

番号	自治体史名	頁数	史料名	史料番号	内容	年代	備考
1	『近代 足利市史』第三巻史料編原始・古代／中世／近世	754	渡良瀬川水防の慣行につき田中村村役人答申書	128	明儀百儀結繩共ニ	寛政4年(1792)	渡良瀬川通、足利郡田中村
2	『近代 足利市史』第三巻史料編原始・古代／中世／近世	755	神宮寺堰破損につき八幡村年番名主書上帳	129	明儀三拾表 梁田、(省略)メ五百儀	寛政9年(1797)	神宮寺堰、梁田郡八幡村
3	『佐野市史』資料編2	755	旗川・渡良瀬通川除并に浚御普請願か所附帳	221	幡川通(省略)杭出壺ヶ所 但長拾壺間・六通打之積 但式間半杭、同所統 杭出壺ヶ所 但長拾壺間・六通打之積 但杭長式間半、同所統 杭出壺ヶ所 但長拾壺間・右同断 但右同断、同所統 杭出壺ヶ所 但長拾三間・右同断 但右同断、右杭出三ヶ所共ニ根節并川岸シ通不殘堅籠仕并並杭式通り打之積奉願上候、(省略)渡良瀬川通(省略)杭出三ヶ所 但長四間半宛・六通打之積 但杭長四間・三間半、(省略)同所統 籠出式ヶ所 但長七間宛・高式間半之積、(省略)右根通 並杭壺ヶ所 但杭長式間半之積	安永8年(1779)	幡川・渡良瀬川通、足利郡高橋村
4	『佐野市史』資料編2	767	高山村堤川除国役御普請出来形帳	227	内埋筒長延七拾間 筒高五尺 平均高五尺・横三尺 三ヶ所、(省略) 杭筒長式拾五間 筒高四尺 此平坪拾六坪七合	文政7年(1824)	渡良瀬川・佐野川通、安蘇郡高山村
5	『佐野市史』資料編2	776	奈良測村川除御普請目論見帳	231	笈牛五ヶ所 三組続	弘化2年(1845)	安蘇郡奈良測村
6	『藤岡町史』資料編近世	97	藤岡村・堤御普請箇所附帳	38	杭出六ヶ所 是者堤表水当強場所水刳杭出奉願上候、内壺ヶ所 但間ニ送三本拾通打 杭長五間建竹共、(省略)同川通字同所 並杭延長式百間 但間ニ送り三本打 建竹共、(省略)同川通字栗測杭出三ヶ所 是ハ堤根岸迄川欠罷成、此儘捨置候而者、追々欠崩申候ニ付奉願上候、内壺ヶ所 但間ニ送り三本打 八通打杭長五間建竹共、(省略)同川通字久々保花 杭出四ヶ所 是ハ堤囲水当強場所ニ付水刳杭出奉願上候、内壺ヶ所 但間ニ送り三本七通打 杭長四間建竹共、(省略)同川[巴波川] 通同字堀口 堤欠所腹附長六拾間 但 法五間 厚三尺 杭欄共、是ハ巴波川より藤沼水込上、大風雨ニ而波打掛惣欠所ニ罷成、欄此上捨置候ては危難の場所ニ付、上置腹附杭欄共奉願上候	天保11年(1840)	都賀郡藤岡村、渡良瀬川通
7	『氏家町史』史料編近世	372	下松山村等困窮につき市の堀用水普請助成願	11	安永八亥年大久保村欠下川除御普請御奉行安田多八郎様欠下川除筑切申候時も、市之堀通りより御願書指上、組棒拾壺組相除相用候	天明5年(1785)	塩谷郡下松山村・挟間田村・土室村
8	『氏家町史』史料編近世	399	九か村用水御普請目論見書上帳	30	川下壺番 長式拾間 内拾五間之所 棒拾五組 五間之所 伏籠、(省略)式番長三拾間 内拾間之所 棒拾組 式拾間之所 伏籠、(省略)三番 長百間 内六拾間之所 棒六拾組 四拾間之所 籠伏、(省略)四番 長四拾間 但し伏籠	嘉永3年(1850)	堰元川原新田、年番芦沼村内大中嶋・馬場村
9	『高根沢町史』史料編Ⅱ近世	413	上柏崎村市之堀用水路普請につき諸入用控帳	14	同所[かつは土路]メ切 長サ五拾間 笈牛、(省略)大メ切長サ三拾式間 笈牛式拾組	文化14年(1817)	塩谷郡上柏崎村、市之堀用水路
10	『高根沢町史』史料編Ⅱ近世	452	太田村用水路堀浚につき人足扶持代金書上書	41	杭木節竹 村役	文政7年(1824)	塩谷郡太田村
11	『宇都宮市史』近世史料編Ⅱ	228	鬼怒川普請仕用帳	1	大棒拾五組 内法横壺丈壺尺四方・高四尺三寸 三ヶ所、(省略)続棒長式拾門 内法高四尺三寸・六尺四方	享和3年(1803)	芳賀郡刈沼新田村
12	『宇都宮市史』近世史料編Ⅱ	231	鬼怒川普請入用見込帳	2	棒長百拾式間 内詰 横三尺・高六尺	年不詳	-
13	『宇都宮市史』近世史料編Ⅱ	234	鬼怒川堤川除国役普請所出来形帳	3	続棒長式拾間 内法高四尺三寸・横五尺式寸、(省略)菱牛五拾六組	天保9年(1838)	芳賀郡刈沼新田村、鬼怒川通

14	『宇都宮市史』 近世史料編Ⅱ	239	鬼怒川堤川除国役普請場 所記入帳	4	川倉八拾組 但 四拾組宛式かわ立 壺ヶ所、是者鬼怒川本瀬居村へ一円ニ突 当、田畑河欠損地出来、難洪至極仕候ニ 付、大水はね枿 奉願上候、(省略) 統 枿百組 但 五拾組宛式かわ立 壺ヶ 所、是者川倉枿水はね枿出之元付ニ奉願 上候、(省略) 統枿百六拾四間 壺ヶ所、(省 略) 沈枿四拾八組 但 四組宛式かわ立 壺ヶ所・四組かわ立拾ヶ所 拾ヶ所、 (省略) 菱牛八拾八組 但 壺ヶ所・八 組宛 拾ヶ所、(省略) 川倉式拾貳組 但 壺ヶ所・式組壺 拾ヶ所	文久2年(1862)	芳賀郡刈沼新田 村、鬼怒川通
15	『宇都宮市史』 近世史料編Ⅱ	242	姿川筋切所普請目論見帳	2	杭出し石詰にして水除三ヶ所	安政5年(1858)	姿川筋
16	『宇都宮市史』 近世史料編Ⅱ	243	姿・武子両川普請目論見 覚帳	3	壺番 乱杭手直シ、但シ九尺杭拾本、(省 略) 式番 乱杭手直シ 次左衛門地先、 但シ九尺拾本、(省略) 六番 筋出シ手 直シ 同人〔徳右衛門〕地先、但シ筋六 束砂利詰メ、(省略) 七番 筋出シ手直シ 弥左衛門地先、但シ三ヶ所ニ砂利詰メ 銅伯地先迄 筋壺駄式束	文久2年(1862)	姿・武子 両川、 下欠下村
17	『宇都宮市史』 近世史料編Ⅱ	249	姿川杭・箭竹小前割合控	4	九尺杭三百拾壺本、(省略) 七尺杭三拾 式本、(省略) 五尺杭式百九拾式本、(省略) 箭竹三百三拾六束、(省略) 箭竹四束、(省 略) 箭竹九束	文久2年(1862)	下欠下村
18	『宇都宮市史』 近世史料編Ⅱ	255	九郷半用水堀割	4	中枿四拾組 但 高サ平均三尺	年不詳	下ヶ橋村地内
19	『宇都宮市史』 近世史料編Ⅱ	270	丑年御用川普請目論見仕 様帳	1	メ切長拾八間 但 九尺笈午式例建重リ 籠口組ニモツ宛押籠式ツつ、建込繫木式 通引通前通株押石払付、(省略) 古笈午 六組 但 直し押籠間ニ送モツ宛繫木引 通前通株押石払付、(省略) 古笈午四組 但 詰直し午壺組ニ押籠式ツ宛繫木引 通、長九間 但 古杭箭小段高壺尺壺通 筋撫足幅三尺石詰、(省略) 長拾一間 但 川表小段高壺尺壺通筋撫足幅式尺石 詰足川裏長四間筋高四尺杭木間ニ送四本 打幅三尺砂利詰同長八間小段高式尺幅式 尺右同断	年不詳	新田方、今里村
20	『宇都宮市史』 近世史料編Ⅱ	276	芳賀郡八ヶ村用水普請出 来形帳	2	笈牛拾四組 七組宛二列立 壺ヶ所、是 ハ掘割之所水当強場所へ遣候積リ、(省 略) 四ツ七拾五組 但 長壺間・高六尺・ 長六尺 壺ヶ所、(省略) 四ツ枿式拾組 但 長壺間・高五尺・幅五尺 壺ヶ所	寛政10年(1798)	鬼怒川通板戸村 地内字川岸分
21	『二宮町史』史料 編Ⅱ近世	618	勝瓜口用水普請仕様帳	289	口留圓菱枿式組、(省略) 菱牛拾六組 壺ヶ所、(省略) 菱牛三組 壺ヶ所	天保7年(1836)	勝瓜口式拾式ヶ 村組合

⑦茨城県 自治体史水制記述一覧

番号	自治体史名	頁数	史料名	史料番号	内容	年代	備考
1	『取手市史』近世史料編Ⅲ	575	取手・大鹿村囲土手御普請願	196	服〔腹〕付川筋杭出、先年御入用御普請被仰付候ヶ所々年来相立候ニ付大破ニ相成	天保7年(1836)	相馬郡取手宿・大鹿村
2	『牛久市史料』近世Ⅱ	245	岡見村ほか五か村小野川除横堤につき太田村へ不法出入内済証文	5	当村新地道境江凡高四尺余、馬踏九尺余、堅者右川除堤際より式拾間余新規横堤築立、堤間数ニ杭木拾本程ツ、も相立、松枝羽口ニいたし大丈夫ニ仕立候	安政2年(1855)	河内郡岡見村・中根村他
3	『牛久市史料』近世Ⅱ	248	小坂村小野川除堤御普請入用願書	48-1	小野川除堤切所間数合式百五拾四間、入用、内 杭木式間物 七百六拾三本、(省略)内 松葉七百六拾式束	寛政元年(1789)	信太郡小坂村
4	『牛久市史料』近世Ⅱ	251	小野川通り川除堤押切につき小坂村・泉村双方の飛地普請議定証文	48-5	泉村より小坂村江之飛地川除堤之内切所欠所之分、泉村より杭葉口を以普請相仕立可申答	文化5年(1808)	信太郡小坂村
5	『牛久市史料』近世Ⅱ	252	下根村ほか七か村小野川除堤御普請願書	49-1	堤腹附長千三百拾式間 但シ平均 高式尺・横三尺、但シ杭筋附・羽口附、同欠所長百八拾四間 但シ廿六ヶ所、但シ杭筋附・羽口附、(省略)同腹附七百間〔千式百間〕同〔但シ平均〕高四尺・横三尺、但シ杭筋附・羽口附、(省略)堤切所長四拾四間〔五拾四間〕但シ六ヶ所、但シ杭筋附・羽口附	天保7年(1836)	小野川除堤川除土手、河内郡下根村・柏田村他
6	『筑波町史』史料篇9	45	北条用水堰定杭につき十か村連印請書	24	川幅參拾壹間之内、東西川岸拾間・幅八間宛は土俵並ニ石にて築留、中央拾壹間は杭柵にて堰可相仕立旨有之候	文政3年(1820)	筑波郡北条村
7	『筑波町史』史料篇9	48	北条用水堰普請に付四か村の願書	26	私共も 御裁許通之杭柵にては用水不足之義愚察仕候、(省略)抱保之水杭柵より漏流候ては乍恐常水不行届は眼前之様ニ愚察仕候	文政5年(1822)	筑波郡北条村・君島村・小沢村・小泉村
8	『筑波町史』史料篇9	54	桜川通常陸国新治・筑波郡当申春極類用水堰修繕出来形帳	27	三百六拾本 筋竹、是は堰左右筋延長拾八間・高式尺 此平坪六坪、(省略)三拾八本 長六尺、是は堰中央左右筋杭長延長八間 間ニ送三本ツ、(省略)村役、杭木七拾壹本 長四尺、内 五拾壹本 是は堰尻長式拾五間 羽口留杭間ニ送三本ツ、式拾本 古杭用 是は堰左右長七間ツ、延長拾四間 筋杭間ニ送三本ツ、	明治5年(1872)	桜川通、筑波郡北条村
9	『筑波町史』史料篇9	70	大曾根村組合堰場変更につき口上書	41	筑波郡太田村西川岸より、杭しからみ土俵洗二つきとめニ仕、若森村流作場ヲ讓請仕、川掘入只今迄之用水堀え相廻し、堰仕度御願申上候	宝暦4年(1754)	筑波郡太田村・新治郡大曾根村
10	『筑波町史』史料篇9	71	太田村水除杭出材料御下げ願	43	当十五年以前未年御水除仕候跡、川打廻間數百式十間余・杭木千式百本 但式間間ニ六十ヶ所杭打出シ・式間二重出甘本積一間五本 右ハ当村藤から川欠場所去春大曾根堰組合より人足ハ勿論、諸色共差出し堰要害ニ水除杭柵打出し、普請致具可申段申來候場所候	明和2年(1765)	太田村
11	『筑波町史』史料篇9	87	小田村組合用水堰修復目論見帳写	51	用水洗堰 水流八間・横九拾六間 修復壹ヶ所、此平坪四百四拾八坪、右入用 松木式百式拾本 杭木、内 五拾本 長壹丈・末口三寸(省略)是は堰口乱杭打足し分、村役 式拾三本 長九尺・末口式三寸、外拾本 古木用、是は水流八間左右杭筋延長拾六間之処間ニ送り三本打	明治4年(1871)	筑波郡小田村、桜川通

⑧長野県 自治体史水制記述一覧

番号	自治体史名	頁数	史料名	史料番号	内容	年代	備考
1	『箕輪町誌』歴史編	990	信州伊那郡天竜川通松島村国役御普請出来形帳	-	中枿 27組、続枿 94間、中聖牛 37組、菱牛 61組、蛇籠 529.9組、杭筋 220.5間	文化5年(1808)	伊那郡松島村、天竜川通
2	『南箕輪村誌』下巻	454	書付けを以て御注進申し上げ候	-	笈牛拾壹組、(省略)笈牛式拾四組、(省略)中聖牛六組、(省略)枿 五間、(省略)同 十組、(省略)同 十五組、(省略)天流〔竜〕川満水仕り川瀬替わり前々成し下され候川除け御普請流失仕り候	明和5年(1768)	天竜川
3	『伊那市史』歴史編	1121	助郷差村赦免願	-	村前通 見通川除 長三百五拾四間巾八間高サ六尺、此入用 大枿三百七拾七組、(省略)大牛三拾六組、(省略)菱牛七拾七組、(省略)村前通見通川除 長八百廿間巾八間高サ六尺、此入用 大枿四百拾組、(省略)大牛八拾貳正、(省略)菱牛百六拾四組	文政3年(1820)	芦沢村
4	『駒ヶ根市誌』近世編Ⅱ	624	川除普請目論見帳	-	石堤長五拾間、(省略)わく出長三間・横壱間半	享保3年(1718)	
5	『豊丘村誌』	1259	明治八年天竜川川除御普請出来形帳	-	大聖牛十二組、(省略)中聖牛十二組	明治8年(1875)	天竜川通
6	『高森町史』上巻後篇	928	川除被仰出候事	-	竜口村前石川除、(省略)当春ハ川筋宜しからず、先ツこゝろミの牛五間おひ二組六間おひ壱組四間四組三間五組、都合十二組竜口ニ之はねの下江入候ト三ヶ村江被仰附、同廿二日当村又々惣寄、右之趣断合候処、右百兩之出金ニ而くつれ川除が二十間程下り沢戸石ヲ取、石川除ヲ相願	安政3年(1856)	竜口村
7	『高森町史』上巻後篇	932	御領内部留記	-	同年閏五月廿六日、山吹邑下平前石積川除流し、下へ細き川筋付候を塞止度、流木ニ而小牛五拾組斗も入、川原石を拾ひ積度、尤田持ニ而いたし候趣願出、右ニ付小牛之たが竹を願度趣ニ付、クロ竹之細き竹をヒ下、右之牛之上通りへ土形を築、是も田持にていたす、同年七月、山吹邑下平前川除大石積欠口先へ牛を入、石積之内崩候処を繕候様ニ、八月農間ニいたし度旨願出候	慶応元年(1865)	山吹村
8	『高森町史』上巻後篇	934	吉田村河除御普請所仕様村積帳	-	上河原・下河原(省略)山牛 壱組、小聖牛 三組、中籠 拾間	文化12年(1815)	吉田村
9	『高森町史』上巻後篇	936	天竜川筋危難場見込凡内積り書	-	山吹境・柳しま・中河原・下河原 小聖牛 五組、大山牛 三組、並山牛 拾三組	安政4年(1857)	吉田村、天竜川通
10	『高森町史』上巻後篇	936	急難川除自普請目論見積方帳	-	字ごまめ沢(省略)中聖牛 五組、大山牛 拾七組、中河原 小聖牛 拾三組	万延元年(1860)	吉田村
11	『高森町史』上巻後篇	936	川除普請出来場所取調書上帳	-	文久元年(一八六一)二月(省略)大聖牛 拾五組、(省略)文久元年八月(省略)山牛 六組	文久元年(1861)	吉田村
12	『高森町史』上巻後篇	937	相合普請諸入用取調割合帳	-	山吹前石川除一ノ芻先 大聖牛 拾八組、大聖牛留牛 壱組、中聖牛 拾三組	元治元年(1864)	吉田村
13	『高森町史』上巻後篇	938	川除普請出来成取調書上帳	-	慶応元年(省略)中川原 山牛 貳拾組、(省略)慶応三年 上川原 中聖牛 五組、(省略)慶応四年(省略)柳嶋 中聖牛 三組、大山牛 五組	慶応元年(1865)	吉田村
14	『高森町史』上巻後篇	939	黒沢渡太平嶋河除勘定帳	-	大聖牛 壱組、中聖牛 九組、小聖牛 貳組、大山牛 拾貳組	文化2年(1805)	下市田村
15	『高森町史』上巻後篇	942	下市田村急難川除御普請積帳	-	大川除下 中聖牛 三組、小聖牛 一組、(省略)太平嶋 並山牛 拾貳組	天保14年(1843)	下市田村
16	『高森町史』上巻後篇	944	川除御普請出来形帳	-	太平嶋 中聖牛 八組、小聖牛 五組、大山牛 壱組、大川除尻 中聖牛 壱組、小聖牛 壱組	嘉永7年(1854)	下市田村
17	『高森町史』上巻後篇	945	御普請目論見積書	-	太平嶋 中聖牛 七組、小聖牛 五組、(省略)庄司坂向 中聖牛 五組	安政2年(1855)	下市田村
18	『高森町史』上巻後篇	946	御普請目論見帳	-	庄司坂向 大聖牛 三組、中聖牛 八組、小聖牛 壱組	安政3年(1856)	下市田村
19	『高森町史』上巻後篇	947	川除御普請目論見積書	-	大川除尻 中聖牛 三組、小聖牛 三組	安政5年(1858)	下市田村
20	『浪合村誌』	530	寛保三年信州伊奈郡浪合村川除御普請所書上帳	-	枿長貳拾間 但シ幅貳間・高九尺 壱ヶ所、(省略)枿長拾間 但シ幅貳間・高九尺 壱ヶ所、(省略)枿拾壱組 但シ幅貳間・高九尺 壱ヶ所	寛保3年(1743)	伊奈郡浪合村

21	『浪合村誌』	532	乍恐書附を以御注進仕候御事	-	中聖六組 壹ヶ所	寛政4年(1792)	伊奈郡浪合村、波合川通
22	『木曾福島町史』第一巻(歴史編)	773	手形案文帳	-	覚、諸枿 長十二間 巾一間 伊左エ門裏方善助裏迄、(省略)猿枿 長九間 筏道下、福島宿町裏川除	寛政元年(1789)	福島宿町
23	『富士見町史』上巻(史料編)	206	釜無川川除普請出入につき済口証文	191	甲州・信州境釜無川之儀、相手村々川除普請者去ル酉年儀定茂有之候所、右ヲ違変致、年々川表江張出相仕立候二付、川瀬附寄訴訟方村々差障ニ相成候旨申之、(省略)木戸口新田之儀者、字壺之出川除普請仕立方、(省略)五ヶ所共右間敷迄者聖棚牛勝手次第川除普請仕之可申、(省略)机村之儀者、字壺之出甲州往還園石積并聖棚牛八組、外ニ棚下切下候分共ニ都合九組与相極、其外川除普請者勝手次第相仕立候、(省略)甲州巨摩郡大武川村・上教来石村、(省略)信州諏訪郡木戸口新田(省略)机村(省略)上葛木村	文政12年(1829)	釜無川、諏訪郡木戸口新田、机村、上葛木村
24	『川上村誌』資料編 御所平林野保護組合文書下	384	川除御普請出来形帳	301	合掌枿延長三十間 高六尺・横七尺四ヶ所	文政6年(1823)	佐久郡大深山村、千曲川通
25	『川上村誌』資料編 御所平林野保護組合文書下	388	川除御普請ヶ所附帳	303	字金山口 合掌枿 拾間 壹ヶ所、同裏詰 拾間、(省略)長右衛門前 四ツ枿 長式間 高 八尺・横 九尺 壹ヶ所	文久2年(1862)	佐久郡大深山村、千曲川通
26	『川上村誌』資料編 御所平林野保護組合文書下	392	川除御普請願	307	字大柏木川原 合掌枿 拾間 壹ヶ所・定式、字熊久保口 合掌枿 拾間 但し、五間つ、二ヶ所、(省略)字中村 合掌枿 拾間 但し、五間つゞき・中石詰 壹ヶ所、但、鼻先四ツ枿壺組、(省略)字同所 合掌枿 廿五間 四ヶ所、但、拾間ハ裏石詰鼻四ツ枿、字南和田 合掌枿 拾間 但し、五間つゞき・中石詰 壹ヶ所、字出水 合掌枿 拾間 但し、五間つゞき 二ヶ所、但し、五間裏石詰、字上馬越沢 合掌枿 五間 壹ヶ所、字金山前 合掌枿 式拾間・定式 壹ヶ所	明治9年(1876)	佐久郡大深山村、千曲川通
27	『川上村誌』資料編 御所平林野保護組合文書下	394	川除普請出来形帳	310	沈枿三組 内法 高四尺三寸・壺丈壺尺四方、(省略)合掌枿長五拾間 内法 高 五尺・上横壺尺・下横七尺	明治15年(1882)	佐久郡大深山村、千曲川通
28	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	808	川除普請目論見帳	638	柵長六拾間、(省略)通枿長延四拾間 横八尺・高八尺根入共ニ壹ヶ所、(省略)通ニ長延枿式拾五間 但シ、横八尺・高八尺、壹ヶ所入共ニ、(省略)枿出長延六拾五間 横六尺、高六尺 七ヶ所、(省略)乱杭出長拾五間宛 五ツ通り、(省略)乱杭出長六拾間 壹通り	享保4年(1719)	佐久郡御所平村・海野口村
29	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	811	御普請流失破損書上ヶ帳	639	枿立石詰 長五拾間横式間・高六尺 壹ヶ所、(省略)枿立石積 長八拾間横式間・高六尺 壹ヶ所、(省略)枿立石積 長拾五間横式間・高六尺 壹ヶ所	享保16年(1731)	佐久郡御所平村
30	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	816	川除御普請目論見帳	644	枿拾組 内法高四尺八寸・六尺四分	寛保3年(1743)	佐久郡御所平村、千曲川通
31	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	823	御普請目論見帳	652	合掌枿延長拾二間 内法 高五尺・下横七尺 四ヶ所	安永2年(1773)	佐久郡御所平村、千曲川通
32	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	825	御普請出来形帳	653	合掌枿延長十二間 内法高六尺・下横六尺 二ヶ所、(省略)合掌枿 長四十間 内法高八尺・下横八尺 一ヶ所	安永9年(1780)	佐久郡御所平村、千曲川通
33	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	828	御普請川除ヶ所附帳	654	千曲川通字谷淵 表合掌枿裏詰共ニ、ノ切百式拾間 高八尺 壹ヶ所、(省略)同川通同所下 表合掌枿、脇附九拾間 高八尺 壹ヶ所、(省略)同川通字橋場 合掌枿裏詰共ニ、脇附六拾六間 高八尺 壹ヶ所、同川通同所下 合掌枿裏詰共ニ、五拾八間 高八尺 壹ヶ所、(省略)同川通字宮下 合掌枿裏詰共ニ、脇附式百間 高九尺 壹ヶ所、(省略)同川通同所 水刳 合掌九間 三ヶ所、但シ、三間宛	寛政2年(1790)	佐久郡御所平村、千曲川通

34	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	832	国役御普請出来形帳	657	水刳合掌枿 延七拾九間、但、高八尺・横七尺 拾六ヶ所	寛政4年(1792)	佐久郡五所平村、千曲川通
35	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	834	国役御普請目論見帳	658	千曲川通字宮ノ下 合掌枿 延長拾五間 高八尺・横八尺 但、五間つゝ・三ヶ所、同川通字橋場 水刳合掌枿 拾七間 高八尺 但、拾壹間 壹ヶ所・横八尺 六間 壹ヶ所、合掌合而長三拾貳間	寛政6年(1794)	佐久郡御所平村、千曲川通、黒沢川通
36	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	836	御入用御普請出来形帳	659	水刳合掌枿 延長三拾貳間 但、高八尺・横八尺 五ヶ所	寛政7年(1795)	佐久郡御所平村、千曲川通
37	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	838	川除御普請諸入用帳	660	壹貫文 定五郎殿、合掌枿貳組分代 権太郎殿、貳百五拾文 善八殿、同 半組代	寛政7年(1795)	佐久郡御所平村
38	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	843	川除御普請ヶ所帳	664	合掌枿 三拾五間 壹ヶ所、合掌枿 貳拾五間 壹ヶ所、合掌枿 貳拾間 但シ、五間ツツ 四ヶ所、合掌枿 貳拾五間 但シ、五間ツツ 五ヶ所、合掌枿 拾五間 但シ、五間ツツ 三ヶ所、合掌枿 三拾五間 壹ヶ所、(省略) 合掌枿 貳拾五間 壹ヶ所、合掌枿 三拾間 但シ、五間シメ 六ヶ所	文化2年(1805)	佐久郡御所平村、千曲川通
39	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	846	川除普請出来形帳	666	合掌積枿 延長貳拾貳間 但、高六尺・横七尺 六ヶ所、(省略) 合掌積枿 延長拾間 但、高六尺・横七尺 壹ヶ所	文化3年(1806)	佐久郡御所平村、黒沢川通
40	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	848	川除御普請ヶ所附帳	667	水刳合掌 延長拾五間 但シ、五間宛 三ヶ所、水刳合掌 延長拾間 但シ、五間宛 貳ヶ所、(省略) 水刳合掌延長拾五間 但シ、五間宛 三ヶ所	文化14年(1817)	佐久郡御所平村、千曲川通
41	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	850	川除御普請ヶ所附帳	669	合掌枿 五間続 六ヶ所、(省略) 合掌枿 拾間続 壹ヶ所、(省略) 合掌枿 五間続 三ヶ所、(省略) 合掌枿 五間続 五ヶ所、(省略) 合掌枿 拾間続 壹ヶ所	文政6年(1823)	佐久郡御所平村、千曲川通
42	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	851	定式川除御普請仕様帳	670	合掌枿長延貳拾壹間 高六尺・下横七尺 三間ツツ・七ヶ所	文政7年(1824)	佐久郡御所平村、千曲川通
43	『川上村誌』資料編 大深山・原林野保護組合文書	853	川除御普請出来形帳	672	合掌枿延長百拾間 高五尺・上横八尺・下横壹貳尺 拾貳ヶ所	嘉永2年(1849)	佐久郡御所平村、千曲川通
44	『川上村誌』資料編 居倉野保護組合・原房一郎家文書	199	御普請出来形帳	114	合掌枿延長六間 内法 高 六尺・下横六尺 貳ヶ所	安永9年(1780)	佐久郡居倉村、千曲川通
45	『川上村誌』資料編 居倉野保護組合・原房一郎家文書	201	御普請出来形帳	116	合掌枿延長六間 内法 高六尺・下横六尺 壹ヶ所、(省略) 合掌枿延長八間 内法 高六尺・下横六尺 三ヶ所	天明2年(1782)	佐久郡居倉村、千曲川通
46	『川上村誌』資料編 居倉野保護組合・原房一郎家文書	203	御普請出来形帳	117	合掌枿延長貳拾間 但、高七尺・横六尺 八ヶ所	寛政3年(1791)	佐久郡居倉村、千曲川通
47	『川上村誌』資料編 居倉野保護組合・原房一郎家文書	206	御普請出来形帳	118	合掌枿延長三十六間 但し、高七尺・下横六尺 四ヶ所	享和3年(1803)	佐久郡居倉村、千曲川通
48	『川上村誌』資料編 居倉野保護組合・原房一郎家文書	208	御普請出来形帳	119	合掌枿延長貳拾間 但、高七尺・横六尺 壹ヶ所	文化14年(1817)	佐久郡居倉村、千曲川通
49	『川上村誌』資料編 居倉野保護組合・原房一郎家文書	209	御普請出来形帳	120	合掌枿延長五拾三間 内法 高 五尺・上 壹尺五寸・下 七尺 壹ヶ所	天保7年(1836)	佐久郡居倉村、千曲川通
50	『川上村誌』資料編 居倉野保護組合・原房一郎家文書	212	御普請出来形帳	121	中合掌枿延長三十間 但、高三尺・上一尺・下七尺 三ヶ所	嘉永4年(1851)	佐久郡居倉村、千曲川通

51	『川上村誌』資料編 居倉野保護組合・原房一郎家文書	213	御普請出来形帳	122	中合掌桝延長六拾五間 但、高五尺・上横壹尺・下横七尺 七ヶ所	安政6年(1859)	佐久郡居倉村、千曲川通
52	『川上村誌』資料編 居倉野保護組合・原房一郎家文書	215	御普請出来形帳	123	合掌桝延長六十七間 内法 高五尺・上積一尺・下ヶ [積] 七尺 九ヶ所、(省略)合掌桝裏石貼付延長二十六間 平均高五尺・横四寸	文久元年(1861)	佐久郡居倉村、千曲川通
53	『南牧村誌』	952	文政八年水害による堤防修理報告書	-	千曲川通り駿州・甲州脇往還川源通り道、(省略)合掌桝 長さ五十間 但し高さ一丈 横九尺 一カ所、(省略)並枕 長さ十三間	文政8年(1825)	佐久郡海尻村
54	『望月町誌』第四卷近世編	883	川除御普請ヶ所附帳	435	桝 四組 内法 高四尺八寸・六尺四方	寛保3年(1743)	佐久郡梓山村、千曲川通
55	『望月町誌』第四卷近世編	884	川除御普請目論見ヶ所附帳	436	桝 拾四組 高 五尺・内法六尺四方、是ハ、水当り強御座候ニ付、新規御普請奉願上候	寛保3年(1743)	佐久郡梓山村、千曲川通
56	『望月町誌』第四卷近世編	889	川除御普請ヶ所書上帳	439	合掌桝 延長四十五間 内法高六尺・下横六尺 一ヶ所、(省略)合掌桝 延長六間 内法高六尺・下横六尺 一ヶ所、(省略)合掌桝 延長二十四間 内法高六尺・下横六尺 一〇ヶ所	寛政2年(1790)	佐久郡梓山村、千曲川通
57	『望月町誌』第四卷近世編	890	川除御普請出来形帳	440	合掌桝延長四拾間 但、高七尺・横六尺 式ヶ所	寛政3年(1791)	佐久郡梓山村、千曲川通、梓川通
58	『望月町誌』第四卷近世編	893	川除御普請ヶ所書上帳	442	千曲川通(省略)字馬入切下 合掌桝 長延拾五間 壹ヶ所、字同川通屋鋪浦 合掌桝 長延三拾間 壹ヶ所、同川通字屋鋪浦 合掌桝 長延拾五間 壹ヶ所	文政7年(1824)	佐久郡梓山村、千曲川通
59	『望月町誌』第四卷近世編	894	川除御普請ヶ所書上帳	443	千曲川通字馬入切下 合掌桝 延長拾間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、同川通字屋敷裏 合掌桝 延長拾五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、同川通字屋敷裏 合掌桝 延長拾五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、同川通字屋敷裏 合掌桝 延長拾間 高七尺・横六尺 壹ヶ所	文政8年(1825)	佐久郡梓山村、千曲川通、梓川通
60	『望月町誌』第四卷近世編	895	川除御普請案内帳	444	字梓川徳左衛門家際 合掌桝 長延五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、(省略)字松右衛門屋敷通 合掌桝 延長五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、(省略)字清左衛門屋敷通 合掌桝 延長五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、字梓川勇八屋敷通(省略)合掌桝 延長五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、字上ノ段奥 合掌桝 延長五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、(省略)字同断続 合掌 桝延長五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、(省略)字とく屋敷後 合掌桝 延長五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、(省略)合掌 三拾五間・石積八拾八間 (省略)字同断続 合掌桝 延長五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、(省略)字利左衛門屋敷通(省略)合掌桝 延長五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、(省略)字弥源次屋敷通 合掌桝 延長五間 高七尺・横六尺 壹ヶ所、(省略)合掌式拾間・石積三拾五間、惣合掌桝 五拾五間、石積 百式拾三間	文政12年(1829)	佐久郡梓山村、千曲川通、梓川通
61	『望月町誌』第四卷近世編	897	御普請出来形帳	445	水刳合掌桝 延長三拾間 高七尺・横六尺 七ヶ所、(省略)合掌桝延長式拾間 高七尺・横六尺 四ヶ所	文政12年(1829)	佐久郡梓山村、千曲川通、梓川通
62	『望月町誌』第四卷近世編	901	川除ヶ所書上帳	446	千曲川通寺屋敷 合掌桝 延長三十間 一ヶ所、(省略)同川通字弥源次屋敷 合掌桝 延長二十間 一ヶ所、(省略)梓川通右同断家際 此処方村中へ切込場所、合掌桝 延長五十間 一ヶ所、右ノ本瀬掘割 四十間、合掌桝 四百三十間、石腹附 七十間	天保11年(1840)	佐久郡梓山村、千曲川通、梓川通

63	『望月町誌』第四卷近世編	902	川除御普請目論見書上帳	447	字千曲川通寺屋敷際二而合掌杵 延長式拾間 壱ヶ所、同川通弥源次屋敷際二而合掌杵 延長拾五間 壱ヶ所、(省略)千曲川幸次郎屋敷際二而合掌杵 延長拾間 壱ヶ所、(省略)字梓川通忠藏屋敷先二而合掌杵 延長式拾間 壱ヶ所、右同断、合掌杵 延長拾間 壱ヶ所、(省略)ノ百八拾間	弘化5年(1848)	佐久郡梓山村、千曲川通、梓川通
64	『望月町誌』第四卷近世編	904	御普請出来形帳	449	小合掌杵 四拾間 内法 高三尺五寸・上横壹尺・下横五尺	万延元年(1860)	佐久郡梓山村、千曲川通、梓川通
65	『望月町誌』第四卷近世編	906	川除御普請出来形帳	450	梓川通(省略)字寺裏五間壱ヶ所・嶋藏浦三間壱所 合掌杵 長延八間 内法 高 五尺・上横 壹尺・下横 七尺	明治6年(1873)	佐久郡梓山村、梓川通
66	『御代田町誌』史料編	223	湯川御普請場出来形帳	94	用水圍続杵長三拾五間 但し、高六尺・横六尺 壱か所	寛政4年(1792)	佐久郡草越村、湯川通

⑨愛知県 自治体史水制記述一覧

番号	自治体史名	頁数	史料名	史料番号	内容	年代	備考
1	『津具村誌』資料編Ⅰ	353	三州設楽郡上津具村井堰御普請出来方帳	4	字上ノ井・中ノ井・下ノ井(省略) 籠朶百四十四束 五尺繩ノ 敷籠朶、(省略) 字中ノ井・下ノ井 石柁四組延長八間内法 二間三尺九寸・横四尺 二ヶ所、(省略) 字杉木 石柁二組延長四間内法 二間三尺九寸・横四尺 一ヶ所	文政12年(1829)	設楽郡上津具村、宮川通
2	『一宮町誌』近世文書資料編	328	三州宝飯郡東上村川除御普請御入用積り帳写同国同郡同村用水溜井井堰破損御普請積り帳	3	豊川通御役所前水刳式ヶ所、乱杭 長八拾八間 但五通り打、(省略) 御林木 松木千三百三拾本 長六尺末口三寸 但根入四尺、(省略) 箒 長拾八間、右入用、御林木 松木五拾五本 但長六尺末口三寸 松杭木、是ハ右長拾八間之所間送り四本打 根入三尺五寸積り、唐竹九拾本但四寸廻り	享保19年(1734)	宝飯郡東上村
3	『一宮町誌』近世文書資料編	333	三州宝飯郡東上村元禄元年以來元文二年迄五拾ヶ年御普請仕来り明細帳	4	享保三戌年方同十二年迄拾ヶ年之内、(省略) 巳年同所支配之節 御普請被仰付材木設楽郡稲木村御林木被下候、蛇籠竹等御買上御入用被下置候、(省略) 享保十三申年方元文二巳年迄拾ヶ年之内、(省略) 柁木杭木等ハ当村御林木被下 籠竹諸色共御買上ノ大工賃等代永被下候、(省略) 元禄十一寅年方宝永四亥年迄拾ヶ年之内、申年平岡十左衛門様御支配之節御普請被仰付候、(省略) 享保十三申年方元文二巳年迄拾ヶ年之内、(省略) 杭木等当村御林木被下	元禄元年(1688)～ 元文2年(1737)	宝飯郡東上村
4	『一宮町誌』近世文書資料編	337	三州宝飯郡東上村御普請所仕来書上帳	5	十壹年以前享保十八丑年、(省略) 御林木 五千貳百五拾六本 柁木 杭木	享保18年(1733)	宝飯郡東上村
5	『一宮町誌』近世文書資料編	342	三州宝飯郡東上村元禄元年方寛保三年迄御普請仕来帳	6	宝永元年 平岡十左衛門様御代官所之節 御普請御入用御林木御伐渡之書付所仕候へ共 井堰川除之訳難相決候ニ付 其趣川除仕来り書ニ申上候	寛保3年(1743)	宝飯郡東上村
6	『一宮町誌』近世文書資料編	354	三州宝飯郡東上村豊川通川除御普請出来形帳	11	豊川通字広瀬 片柁 長拾間 高六尺 壹ヶ所、此砂利 拾坪 平均高六尺 横六尺、(省略) 豊川通 沈柁六組 内法高四尺三寸 壹丈壹尺四方 三ヶ所、此石拾四坪四合、(省略) 蛇籠百四本七分 但長六間 差渡壹尺五寸、此石貳拾五坪九合 壹本貳合四勺七才、(省略) 字広瀬片柁水刳式組壹ヶ所、(省略) 貳組ツ、式ヶ所合 沈柁六組三ヶ所、(省略) 右沈柁三ヶ所根巻五間かこ九本ニメ	文化15年(1818)	宝飯郡東上村、豊川通
7	『一宮町誌』近世文書資料編	358	三州宝飯郡豊川通川除流失破損ヶ所附書上帳	12	古籠出流失 長拾間 壹ヶ所、内、元長六間、末長四間	天保3年(1832)	宝飯郡東上村、豊川通
8	『一宮町誌』近世文書資料編	360	三州宝飯郡東上村外五ヶ村吉田川通御普請村々連印帳	13	吉田川通私共村々 此度川除御普請奉願上候処 是迄御入用御普請願被仰付候儀無御座 仕立方之儀不馴ニ付 当巳年方五ヶ年之内 御普請一式貴殿方江相任申度 然ル上者仕立方之儀者勿論 諸色差出方ニ至迄 其時々御差図次第可仕 併村圍之儀ニ付可成丈丈夫ニ相仕立被下候様致度 仕立方人足之儀者 村役人日々罷出御場所ニ附居為相働可申 且人足賃諸色代金之儀ハ其時々御払被下候積り相極候事、(省略) 遠州天龍川通 伝右衛門殿・三郎右衛門殿・八郎右衛門殿	天保4年(1833)	宝飯郡東上村・外五ヶ村、吉田川通
9	『一宮町誌』近世文書資料編	362	三州宝飯郡東上村豊川通川除流失破損ヶ所附書上帳	14	古堅籠根洗 長四拾間 壹ヶ所、此所根籠壹本通貳重、(省略) 字柿木 沈柁流失 式ヶ所、此所籠出長拾五間ツ、水中平均八尺、同所 柁出式組 長五間 壹ヶ所	天保6年(1835)	宝飯郡東上村、豊川通
10	『一宮町誌』近世文書資料編	363	三州宝飯郡東上村吉田川通川除御普請出来形帳	15	蛇籠六拾七本四分 長五間 差渡壹尺五寸、此石拾六坪六合五勺 但石船取 壹坪拾式人	天保7年(1836)	宝飯郡東上村、吉田川通
11	『一宮町誌』近世文書資料編	366	三州宝飯郡東上村川除御普請出来形帳	17	水刳、杭出延長百貳拾壹間 七ヶ所、是者従前之御普請所ニ御座候処 去ル酉年以來年々洪水打続自然相痛候場所 当七月廿二日大風雨出水之節 及大破 川除難相保候ニ付 来丑春御普請被仰付候積、(省略) 御番所前通長四拾七間、柿木前通長五拾間、杭筋延長九拾七間 箒高壹尺 式ヶ所、此坪坪四拾八坪五合	嘉永6年(1853)	宝飯郡東上村、豊川通
12	『一宮町誌』近世文書資料編	368	三州宝飯郡松原村御普請所竹木代付帳	18	杭木三千八百三拾本、(省略) 箒竹五拾五本、(省略) 柁柱八拾九本 式尺廻	寛政8年(1796)	宝飯郡松原村

13	『一宮町誌』近世文書資料編	370	三州宝飯郡松原村御普請仕用帳	19	市場 切根枿長四拾間繕、此御入用、枿柱三本 但長六尺 式尺廻、粗杭三拾本 但長五尺 七八寸廻、(省略)同所下 杭長七拾間、此御入用、杭木六百三拾本 但長四尺 七八寸廻、箭竹七拾束、(省略)同所下 同長五間、此御入用、杭木式百式拾五本 但長四尺七八寸廻、箭竹式百五束、(省略)舟場下七 根枿長五拾間繕、此御入用、枿柱六本 但長五尺 式尺廻、横木六本 但長七尺 七八寸廻、扣木六本 但長六尺 式尺三寸廻、垣杭拾七本 但長四尺七八寸廻、留杭六本 但長四尺 七八寸廻、(省略)長山境 杭出三ヶ所、此御入用、杭木式百拾六本 但長四尺 七八、箭竹式拾四束、(省略)大出式拾五間之内、蛇籠長拾五間卷替、此御入用、蛇籠四拾五本 但長四間 差渡式尺、五間直三拾六本、石坪拾五坪七合六勺八才	弘化2年(1845)	宝飯郡松原村
14	『一宮町誌』近世文書資料編	373	三州宝飯郡松原村御普請所仕様帳	20	宮上式ヶ所 根枿長三拾九間、此御入用、枿柱四拾本 但長六尺 式尺廻、扣木四拾本 但長六尺 式尺三寸廻、横木三拾九本 但長七尺 七八寸廻、垣杭五百八拾五本 但長五尺 七八寸廻、留杭四拾本 但長四尺 七八寸廻、(省略)宮下も拾二間渡舟上八間、根枿長式拾間、此御入用、枿柱式拾壹本 但長五尺 式尺廻、扣木式拾壹本 但長六尺 式尺三寸廻、横木式拾本 但長七尺 七八寸廻、垣杭三百本 但長四尺 七八寸廻、留杭式拾壹本 但長四尺 七八寸廻、(省略)渡船上 根枿長拾四間、此御入用、枿柱拾五本 但長七尺 式尺廻、扣木拾五本 但長六尺 式尺三寸廻、横木拾四本 但長七尺 七八寸廻、垣杭式百拾本 但長六尺 七八寸廻、留杭拾五本 但長四尺 七八寸廻、(省略)建籠長三間、此御入用、蛇籠九本 但長二間半 差渡式尺、五間二直 四本五分、石坪壹坪九合七勺壹才、(省略)枿柱七拾六本 但式尺廻	文久4年(1864)	宝飯郡松原村
15	『設楽町誌』近世文書編Ⅱ	240	三州設楽郡市野瀬村御田地川除御入足帳	-	杭 千三百五拾本 此人足 三拾人、わく 八本 此人足 三拾式人、欄もや 四百五拾束 此人足 三拾人	元禄7年(1694)	万場村
16	『新編豊川市史』第六卷 資料編 近世下	949	楽筒表大川通御普請立会之事	433	杭木相渡候節、杭木実数致高割入足差出根伐末葉片付等致杭木持届ヶ申候、尤村々為才領組頭老人宛可差出事、蛇籠竹并箭竹切手相渡可申候間、勤高割入足差出者々之村々ニ而請取持届ヶ可申事	宝暦13年(1763)	
17	『新編豊川市史』第六卷 資料編 近世下	952	御油町川除御普請仕様帳	434	弥次右衛門屋敷番衆欠所 片枿長六拾間 平均高六尺・横一丈、是八十四年以前岩室伊右衛門御代官所之節、御入用を以御普請被成下候処、(省略)同所水当り石枿四組 但老組高六尺式間四方、(省略)同川辺 乱杭出八ヶ所 但長拾式間ツ、五返打・間送り三本打	享保20年(1735)	宝飯郡御油町、御油川通
18	『新編豊川市史』第六卷 資料編 近世下	956	御油町川除御普請仕様帳写	435	同川通字平地より畑青戸上岸より下平六畑岸迄 牛枿延長拾式間 内法高五尺・上横五尺・下横七尺 組式間宛六ヶ所、(省略)同川通 杭出延長四拾間 但五通打、(省略)同川通字道脇 杭出 長六間 但三通り打 壹ヶ所、(省略)同川通字道脇往還橋 牛枿長式間 内法高五尺上横五尺下横七尺 壹ヶ所、(省略)同川通り字上川原 堤切所 長式拾八間 平均高三尺根置壹丈馬踏四尺	元文2年(1737)	御油宿、御油宿川通
19	『新編豊川市史』第六卷 資料編 近世下	959	御油宿川除御普請帳	436	枿出延長式拾三間 但高六尺 [五尺]・横六尺 五ヶ所、(省略)枿出延長三拾九間 但五通打、内 拾八間 青戸上、五間 同所下、拾六間 十年渡瀬下、(省略)杭出延長五拾間 但三通打、拾八間 青戸上、拾間 御伝馬屋敷裏通喰違イ式ヶ所分、八間 同所下、式間 十郎平裏通式ヶ所、(省略)□平敷所 杭出長拾四間 但五通打、(省略)字十郎左衛門より裏 乱杭延長拾五間、是八枿四ヶ所枿表乱杭洲留メ、(省略)清海寺同所 蛇籠九本 長五間・差渡壹尺五寸、是八本夏出水ニ而本田へ切込候処、根圍仕立申候積り、但五間籠壹通ニ三本三重子分、(省略)赤坂 御油川落合より一ノ橋並木添迄、洲浚長式百四拾六間 平均横壹間・深三尺	元文3年(1738)	御油宿川通

20	『新編豊川市史』第六卷 資料編近世下	964	御油宿御普請所流失破損之届書	437	字道膳 笈牛三拾三組、(省略) 字中河原英元地先 篩出延四拾五間 長五間・三通宛 三ヶ所、(省略) 字同所彦大夫地先 笈牛六組、(省略) 字宿裏間 同六組、(省略) 字台測 同拾組、(省略) 字同所 立籠拾六間、(省略) 字青戸 笈牛參拾七組、(省略) 字同所 元付積籠長拾組 式本・三本 二重、(省略) 字同所 水切籠長拾間 式本・壹本 二重、(省略) 字宿裏甚八地先 笈牛六組、(省略) 往還間堤前間 同 式拾七組、(省略) 同所 堤長式拾五間、(省略) 西御橋台間 笈牛拾組	文政2年(1819)	御油宿
21	『新編豊川市史』第六卷 資料編近世下	965	御油宿往還宿間川除急破御普請目論見帳	438	宿間字御油橋統 笈牛三拾八組 拾六ヶ所、(省略) 蛇籠式百貳拾八本八分 但長五間・差渡壹尺五寸	文政2年(1819)	宝飯郡御油宿、音羽川通
22	『新編豊川市史』第六卷 資料編近世下	968	御油宿往還間川除御普請出来形帳	439	音羽川通宿間字御油橋統 笈牛貳拾組拾ヶ所、(省略) 蛇籠百拾七本貳分 但長五間・差渡壹尺五寸	文政3年(1820)	宝飯郡御油宿、音羽川通
23	『新編豊川市史』第六卷 資料編近世下	972	国府村大川通川除絵図書付	440	御油川之流当村大川通り青馬水上、青馬拾參間余切レ籠留、此所掘込候故、柵仕大石詰、(省略) 堀割新川口、寅御改新切川欠所ニ残り候柳を、川上式拾間、船形さる尾大石詰仕、水上江四間籠五本臥申候、船形さる尾ノ先築切り、水上江三間籠拾本臥候、水下ノ乱杭打柵ク起堤築立付置仕、堤江不残さし柳仕候、(省略) 古川通り前日録見取、川除蛇籠・猿尾当時見合申候、常水より少し増候分ハ、船形さる尾築切堤ニ而防申候、格別洪水之節者野越請候積、川下井桁危場所ニ斗笈蛇籠ニ而申候	延享2年(1745)	国府村、大川通
24	『新編豊川市史』第六卷 資料編近世下	973	国府村川除仕様大積書付	441	さる尾纏直し長三拾三間、(省略) 水除蛇籠壹ヶ所 長拾六間三本重、(省略) わく壹ヶ所 高五尺八間式方土留、(省略) 水除蛇籠三ヶ所 長四間・四本重、さる尾三ヶ所 長三間・杭打柵、(省略) かう志やうじ川原去糞欠込所 長式拾間筑留、(省略) かふ志やうじ切レ込下 水除さる尾壹ヶ所 長九間・杭打柵かき石詰、(省略) 扇板壹ヶ所 長三間半・高サ五尺	元文6年(1741)	国府村
25	『新編豊川市史』第六卷 資料編近世下	976	為当村川除御普請出来形帳	442	音羽川通字向田 (省略) ム切堤并築立仕新川洲入浚下篩ニ而根固仕、堤上ニ而丈夫ニ水勿柵入、水除振杭打御普請被仰付候積、(省略) 水勿柵 六尺四方 七組、(省略) 字白水 柵修覆 六尺・四方 石詰内法 高四尺八寸・五尺式寸四方 壹組、(省略) 籠柵 長九尺 高五尺・差渡し中ニ而四尺五寸 四組、(省略) 松木拾六本 長七尺・末口三寸 籠立杭、(省略) 川倉 拾七組、(省略) 土俵八拾五俵 重土俵、(省略) 砂利詰杭出 六尺・四方 石詰内法 高三尺・五尺四寸四方 四ヶ所、(省略) 是者水当り強場所ニ而杭出ニ仕候而者 出水節ゆり流保チかね候場所ニ付 壹間四方杭木打 砂利詰ニ致水勿候積、(省略) 砂利坪壹坪六分 壹組四合壹つ、詰石、(省略) 杭出長三間宛 九ヶ所	安永9年(1780)	為当村、音羽川通
26	『豊橋市史』第七卷	698	大川堰一条略記	228	両村不残出三尺目杭をゆり込ミ出作之村々江頼遣シ、廿三日早朝方弁当并ニ明俵五ツ宛持參致、村々人足四百人余り參丹誠いたし、夫々手訳いたし杭ヲ入土俵ヲ造、堤江上巾九間、下巾五間留場方四拾壹間上江切明申候、(省略) 立杭へ三通ぬのを結、板を立、水上へ土俵ヲ積、下へ葎を半分敷、半分ハ板江付、中へ砂を入、板ノ上迄葎ヲ添申候、立杭へ式本ツ、水下モガツカセヲいたし、深処ハ三間九太ツカセノ下留ぬのを結、其上へ土俵置	嘉永5年(1852)	高須新田・馬見塚村
27	『渥美町史』資料編下巻	351	郷浦浪除御普請仕上帳	3	築出シ長四拾六間半当年年迄惣出来分、(省略) 東方浪崩れ石取繕上置 平均根數 九尺	文政5年(1822)	渥美郡江比間村
28	『渥美町史』資料編下巻	356	郷浦浪除御普請人足帳無扶持人足	4	式拾人 乱杭打人足、(省略) 四拾人 乱杭打人足・蛇駕籠拵	文政5年(1822)	渥美郡江比間村
29	『新編三好町誌』資料編歴史	223	打越村堤・溜池等普請書上写	54	油田川堤壹ヶ所、敷地四間・馬踏壹間・高サ壹間・長サ六十九間、此坪百七十式坪五合、土取場式町半、但シ、壹坪ニ六人懸り、同所入用人足千三十五人、杭木三百本、但シ、壹本ニ付代十六文宛、(省略) 川並大わく壹ヶ所横敷五間・高壹間 長敷八間、馬ふみ式間、此杭百五十本、壹本ニ付十六文宛	元禄17年(1704)	油田川堤

30	『新編岡崎市史』史料近世下8	969	西藏前村水難損所届	361	石碎損シ 四間 沓ヶ所、(省略) 杭出し内百四拾本流失仕候 四ヶ所	天明2年(1782)	矢作川、西藏前村
31	『新編岡崎市史』史料近世下8	970	西藏前村水難損所届	362	石碎流 沓ヶ所、杭粹流 五ヶ所	寛政元年(1789)	額田郡西藏前村
32	『新編岡崎市史』史料近世下8	973	西藏前村水難損所届	365	石粹流 沓ヶ所、杭出し流 八ヶ所、杭出し流 五ヶ所	寛政5年(1793)	矢作川、額田郡西藏前村
33	『新編岡崎市史』史料近世下8	976	西藏前村水難損所届	368	石粹流 沓ヶ所	文化元年(1804)	矢作川通、西藏前村
34	『新編岡崎市史』史料近世下8	977	日名村水難損所届	370	石碎 損 所ハ神明西	文化元年(1804)	矢作川通、額田郡日名村
35	『新編岡崎市史』史料近世下8	978	大林寺領八町村堤仮留完成届	372	杭木八拾貳本 長三間半・末口四寸、(省略) 是ハ下埋之内長拾間之処、間ニ送り五本式通打、(省略) 同木九拾壹本 長貳間・末口四寸、(省略) 是者下埋川裏之方土俵留杭長四拾五間之所間ニ送り三本六通り、(省略) 明俵壹万三千三百四拾俵 四斗入・棧俵共、(省略) 是者下埋長六拾三間之処、間ニ六俵並拾重三通り	文化元年(1804)	額田郡矢作川通大林寺領八町村、額田郡東阿知和村
36	『新編岡崎市史』史料近世下8	980	日名村国役堤普請願	373	川裏沓ばん方五ばん迄、根杭長六百五拾貳間、此杭千九百五拾七本 但シ、式間、間ニ送り四本打、川裏沓はん方五はん迄、筋長六百五拾貳間、此筋式百拾七坪沓合筋高式尺	文化元年(1804)	伊賀川通、日名村
37	『新編岡崎市史』史料近世下8	982	下大門村国役堤普請願	374	川表杭出五ヶ所、長五間 沓ヶ所ニ付四通り、遠四本打、杭数三百式拾本 長式間・末口三寸	文化元年(1804)	矢作川通り、下大門村
38	『新編岡崎市史』史料近世下8	989	細川村水損所堤普請願	382	三州額田郡細川村之儀、矢作川通・足助川通・北斗川河附村方ニ而、当六月廿六日方同廿八日迄大雨ニ而満水、足助川通堤押切御田畑砂入、(省略) 其外堤上置・腹附・川表圍之石出シ繕、籠出シ・杭出シ被仰付難有奉存候	文化12年(1815)	矢作川通・足助川通・北斗川河附、額田郡細川村
39	『新編岡崎市史』史料近世下8	991	仁木村水難損所届	383	杭出シ流失 沓ヶ所	文化13年(1816)	矢作川通、仁木村
40	『新編岡崎市史』史料近世下8	991	西藏前村水難損所届	384	杭出し 式ヶ所	文化13年(1816)	岩津境矢作川通、西藏前村
41	『新編岡崎市史』史料近世下8	1000	下浅井村・福嶋新田村水損破堤届	392	根杭 四拾八本 但長式間半・末口三寸、(省略) 根杭 四拾本 但長式間・末口三寸、(省略) 根杭 五拾貳本 但長式間・末口三寸、(省略) 根杭 三拾本 但長壹丈・末口式寸五分	弘化2年(1845)	福嶋新田村
42	『新編岡崎市史』史料近世下8	1019	仁木村国役堤普請仕方帳	407	堤長百九拾間、(省略) 杭数貳百八拾壹本 但式間杭・末口四寸、筋竹、(省略) 堤長七拾四間 小段、(省略) 杭数百八拾九本 但式間杭、筋竹、杭出シ長五間 四ヶ所五通り打、メ式百貳拾本 但三間杭・末口五寸、長百貳拾間 浪受敷杭、杭数四百八拾式本 但式間半・末口四五寸、(省略) 杭出シ長五間 三ヶ所 但五通り打、メ百六拾五本 三間杭・末口五寸、同長拾五間 沓ヶ所、杭百五拾五本 右同断、長式百貳拾四間 浪受敷口[杭]、杭数八百九拾八本 但式間半・末口四寸、(省略) 堤長式百廿五間、(省略) 杭数四百五拾本 但根杭、筋竹	嘉永5年(1852)	矢作川通り、仁木村
43	『新編岡崎市史』史料近世下8	1021	西藏前村水損届	408-ロ	石出し 沓ヶ所そんじ、杭出し 六ヶ所そんじ	安政2年(1855)	矢作川通・青木川通、西藏前村
44	『新編岡崎市史』史料近世下8	1022	西藏前村水損届	408-ハ	石出シ 沓ヶ所損、杭出シ 六ヶ所損	万延元年(1860)	矢作川通・青木川通、西藏前村
45	『吉良町史』	948	上下横須賀覚書	-	川並土杭 但し、長さ二間・末口四寸、(省略) 囲い杭木 但し杭長一丈・末口三寸、是は洪水の節御入用杭、御領主様より杭木代下し置かれ候	天保12年(1841)	上下横須賀村
46	『吉良町史』	953	-	-	杭出し延長 一四九間 九ヶ所 但し一丈二尺・末口三寸 水刃杭出し根入り六尺の處間に送り四本づつ相用い候積り、(省略) 杭出し延長 二九間、(省略) 同所小堤根杭簀長さ 百〇間 松杭木四一三本 但し長一丈・末口三寸四本打根入り五尺 簀杭二相用 一ヶ所	嘉永6年(1853)	瞻豆郡両横須賀村
47	『新編安城市史』6資料編近世	340	矢作川通三州碧海郡根崎村国役普請出来形帳面写	41	並杭長百五拾三間 一ヶ所、(省略) 根杭長延四百六拾三間半	天明5年(1785)	矢作川通、碧海郡根崎村
48	『刈谷市史』第六卷資料(近世)	538	川添一件掛合書	126	尾州横根村野地御境川瀬江天明三癸卯年ニ百間猴尾築出、依之三州地泉田村西新田角方其節五拾間猴尾築出候得共、出水之節御境川水逆水致候ニ付、寛政拾戊午之年ニ御境川橋上迄ニ百貳拾八間猴尾継出シ、都合式百七拾八間ニ相成	文化13年(1816)	小山村・高津浪村・熊村

49	『刈谷市史』第六卷資料(近世)	592	水干川堤普請に付願書	131	川際除杭之内ニ而土取築立候様与申聞候得者、右除杭之内者三間有無之所、川際除根敷九尺・高サ三四尺ニ築立仕度候間、右土取場除杭之外ニ而九尺頼入候得共、除杭之外者不都合之訳申聞候	安政7年(1860)	小山村
50	『新修名古屋市史』資料編近世1	425	庄内川堤・橋・用水普請の記録	20	寛永二丑年枇杷島川出水、合杭并諸色小屋梁行三間・桁拾五間、阿ヶわ右畳・外ヶわ菱垣共破損、御作事被仰付候、(省略)橋上猿尾取払 長四拾間 枇杷島村	寛永2年(1625)	枇杷島村
51	『江南市史』資料三古文書編上	31	水出之節防方之定	3	明俵 貳拾 太繩共	天明元年(1781)	木曾川通
52	『江南市史』資料三古文書編上	330	中般若村木曾川堤水防圍道具預け置書	100	明俵 貳百枚	文化13年(1816)	中般若村、木曾川通
53	『江南市史』資料三古文書編上	335	後飛保村新般若井筋杖伏替仰付書	104	明俵貳百八拾八枚	文化12年(1815)	後飛保村
54	『江南市史』資料三古文書編上	336	中般若村水防圍道具使用につき申達	105	明俵 百廿すべ 繩 三連	天保12年(1841)	中般若村
55	『江南市史』資料三古文書編上	337	中般若村出水圍い諸色の記録	107	明俵 貳百枚	嘉永4年(1851)	中般若村
56	『江南市史』資料三古文書編上	340	中般若村堤内川通改下帳	109	茂左衛門猿尾 岩手村境より西草井村境迄 長四拾壹間、(省略)千間猿尾本堤より西草井村境之間 長貳百三拾六間、(省略)中猿尾 長六拾間、(省略)勘兵衛猿尾 長拾六間	年不詳	中般若村
57	『江南市史』資料三古文書編上	341	中般若村猿尾下刈の申達	110	御堤通り千間猿尾并いは猿尾共、下刈人足三十五人	年不詳	中般若村
58	『江南市史』資料三古文書編上	341	宮田村猿尾御普請願	111	当村四ツ屋裏定井下柳嶋圍猿尾上、長七拾間程水除猿尾御普請、被仰付被下置候様奉願上候	年不詳	葉栗郡宮田村
59	『尾西市史』資料編三	182	出水につき人足	-	明俵廿五、(省略)明俵十ヲ	年不詳	起村
60	『尾西市史』資料編三	199	出水のさい間諸式の覚	-	明俵 八百枚	天保8年(1837)	起村
61	『尾西市史』資料編三	593	出水加え村人足高間諸式等	-	明俵六百廿四枚、(省略)明俵 八百枚	年不詳	
62	『尾西市史』資料編五	293	富田村堤砂川原につき願書	-	ざるをのさきハ三拾年以前庄屋・組頭・惣百姓立合、四組二割、松柳植申候 以後ハ面々請取の場所ニ柳植候様こと庄屋被申付候て、其後ハ百姓時分ニ罷出、年々柳を植置申候御事、起村境より大ざるを迄堤東の分田畑吹埋を四年以前ニ庄屋・組頭・惣百姓立合、田主・畑主え割渡シ柳を植置申候 堤川方ハ村中家並ニ罷出植申候御事、ざる尾の下、加々野井村境ハ去巳ノ春庄屋・組頭・惣小百姓立合、七つ二割、川方川原の分ハ柳を植申候川方の柳根付申候ハは、東ハ連々と植申筈ニ御座候御事	元禄3年(1690)	中嶋郡富田村、木曾川
63	『八開村史』資料編三	190	木曾川通水行工費下積帳	6	枿数四千八百 壹間枿 貳百廿匁、銀九千六百匁、(省略)枿数三千 代六千両也、(省略)枿数千六百 五拾匁かけ 金三千貳百両也	文化4年(1807)	木曾川通
64	『八開村史』資料編三	79	川欠ヶ修復願い一件	16	去ル十一月日打続木曾川洪水ニ付、佐屋川通御堤外方、当村字仁右衛門猿尾上ミ手、長凡貳拾間程川欠ヶ相成、(省略)御見分之上先年之通腹石籠御伏込、御普請被成下置、且右仁右衛門猿尾之儀ハ、是又絵図朱書之場所江御模様替被成下	万延元年(1860)	藤ヶ瀬村
65	『新編立田村史』資料	491	宝暦四年御手伝い御普請	-	梶島下 猿尾 長さ八〇間、(省略)立田秋前の川通り水分け 猿尾 長さ三〇〇間 平均高さ四尺・馬踏み三間・敷五間	宝暦4年(1754)	梶島村
66	『新編立田村史』資料	492	梶島村・又右衛門新田川除け御普請模様替え積り帳写し	-	木曾川・佐屋川分 猿尾先継ぎ 長さ五〇間 平均高さ七尺・馬踏み二間・敷六間半、(省略)木曾川通り立田輪中(省略)猿尾先継ぎ 長さ三五〇間 平均高さ七尺・馬踏み九尺・敷六間、(省略)枿一一〇組	明和5年(1768)	梶島村、木曾川通、佐屋川通
67	『新編立田村史』資料	493	立田輪中地先の状況を公役見分	-	立田輪中 梶島猿尾先継ぎ 五〇間、又右衛門猿尾先継ぎ 二〇〇間、右両猿尾江通り砂浚え、又右衛門猿尾修復ならびに瘤出し 一〇か所、(省略)又右衛門新田松猿尾先継ぎ 三五間、(省略)水請け杭出し 五〇間 籠固め	天明2年(1782)	梶島村

68	『新編立田村史』資料	494	木曾川・佐屋川落ち合い、梶島・又右衛門猿尾	-	又右衛門猿尾 腹付け長さ三五〇間、これは厚さ五尺より三尺まで、法一間一尺より一間まで、(省略) 梶島・又右衛門両猿尾先継ぎ 杭猿尾 長さ四〇〇間、これは間に四本 四とおり打ち、又右衛門猿尾 先継ぎ長さ一〇間、これは沈め枠二八組、高さ一間四方、(省略) 栄蔵出し 杭猿尾 これは間三本八とおり打ち	文政7年(1824)	海西郡船頭平村、木曾川通、佐屋川通
69	『新編立田村史』資料	496	又右衛門猿尾取り調べについての返答書	-	今般、濃州高須輪中より当輪中杖先鼻毛猿尾と相唱え、又右衛門猿尾の儀追い追い自普請先継ぎいたし候旨に付き、(省略) 長さ 二〇〇間、右は明和五子年食い違い出来、為替御普請又右衛門猿尾御先継ぎ仰せつけられ、小島川掘り割り幅二〇〇間出来す、(省略) 梶島猿尾五明村へ御築き切り、(省略) 又右衛門猿尾先継ぎ長さ二〇〇間、御普請仰せつけられ候、(省略) 鼻毛猿尾追い追い築き増し木曾川水勢さし押さえ、(省略) 杖先猿尾の儀も先年の古形へ戻り御取り払い下し置かれ候えども故障申し上ぐまじく候間、右の趣恐れながらご賢察なし下され候	文久3年(1863)	立田輪中
70	『新編立田村史』資料	499	袖書	-	立田輪中悪水落ち杖極先の鼻毛猿尾築き流しの儀、追い追い先継ぎ相成り木曾川通りの水落ち差し支え、油島新田食い違いより伊尾川通りへ水押し込み強く、したがって外輪中悪水落ちもよろしからず、(省略) 右猿尾自普請の分取り払い方等の儀、別紙のとおりその筋より申し達しごぞ候	文久3年(1863)	立田輪中
71	『新編立田村史』資料	500	鼻毛猿尾覚え書き	-	右猿尾、当時在り方およそ長さ一〇〇〇間余りに相見え、右の内およそ五〇〇間程は、先年普請にて仰せつけられ候由、それより先の方およそ五〇〇間余りは、立田輪中自普請にて、追い追いに築き増し候やと相心得候、(省略) 右猿尾一〇〇〇間余のところ、内 九六間 寛永年中よりこれ有る由、二〇〇間 宝暦年中より御普請にて仰せつけられ候、二〇〇間 文政年中新開代普請にて仰せつけられ候、右は杭出し目出し籠御普請仰せつけられ候ところ、当時自普請にて土築きにいたし、余程堤よりの取り繕い、先の方勢州地内におよそ五〇〇間余 追い追い自普請、内、新規杭出し およそ五、六〇間これ有り候、右杭出しあるいは目出し籠に仕立て候ところ、これまた石籠積石にて、小堤同様の仕立ていたし候	文久3年(1863)	立田輪中
72	『新編立田村史』資料	504	立田輪中地先鼻毛猿尾新規築き立て分取り払い願ひ	-	鼻毛猿尾杭出しの場所、新規続枠四五〇組並びに杭出し等、格外大層なる御普請新規出来候	明治5年(1872)	海西郡鹿野村
73	『新編立田村史』資料	505	鼻毛猿尾新規続枠杭出しについての建言草案	-	愛知県よりご沙汰の旨をもって右猿尾御普請続枠の場所、垣成木を立木並みに杭打ちをいたす場所は古来同様打ち下げ候、と申す趣意のみ申し出候やに存じ奉り候、(省略) 鼻毛猿尾新規続枠杭出等出来候より、水盛り上げ候儀は眼前に付き、右新規の所、取り払い相成らず候わんでは納得方も行き届きかね候	明治6年(1873)	
74	『新編立田村史』資料	506	鼻毛猿尾新規のところ取り払い建言	-	尾州立田輪中船頭平村地先鼻毛猿尾の儀古形とは連々杭出し、あまつさえ、去々未年以來新規数枠増し入り、且つ、大層なる杭出し出来	年不詳	立田輪中船頭平村
75	『新編立田村史』資料	507	済口証文の事	-	又右衛門猿尾済口証文の事、(省略) 枠鼻長さ一〇〇間取り払い、枠出しかさならし元形の石籠にいたし候事、(省略) 枠長 四〇三間二尺、(省略) 杭出 六二間 根留め籠付き	明治6年(1873)	
76	『新編立田村史』資料	522	木曾川通り堤防修繕目論見帳	-	幹流木曾川通り字又右衛門新田地先 枠出し、(省略) 枠出 長さ一二五枠 修繕一か所、これは鳥井枠 内法一間・高さ一間・敷一丈	明治11年(1878)	海西郡立田村、木曾川通
77	『新編立田村史』資料	572	御普請箇所書上帳	-	出郷猿尾 沈め枠 一組 内法高六尺・二間四方	文化13年(1816)	海西郡船頭平村、木曾川通

78	『弥富町誌』資料編2	49	勢州桑名郡小嶋新田用水 塚樋御普請出来形帳	-	明俵四百九十二俵 四斗入棧俵共 代 永九百文四分 但十俵・永十八文三分、 是ハ川表長五間之処、間二六俵並五重裏 表分川長四間之処、間二六俵並四重裏表 分	慶応2年(1866)	桑名郡小島新 田、木曾川通
----	------------	----	--------------------------	---	--	------------	------------------

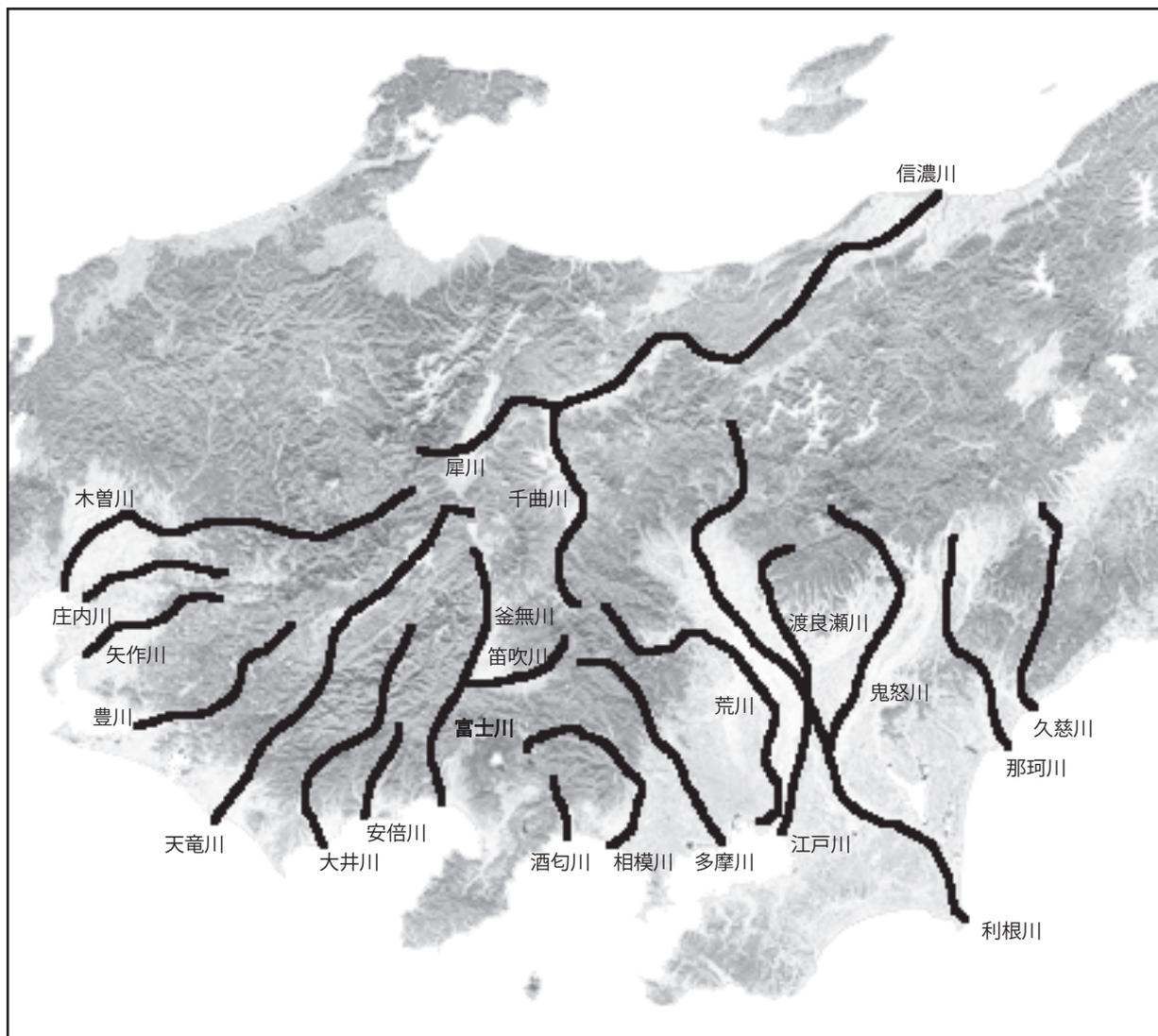
⑩静岡県立中央図書館歴史文化情報センター収蔵 『静岡県史』編纂調査データ

番号	史料名	家番号	ケース番号	資料番号	内容	年代	備考
1	酒井左衛門様御 手伝御普請仕様 帳	09006	15	81B	石積延長拾四間、棚牛八拾組、蛇籠五百四拾貳 本他、八木間村川除御普請に付	天明8年(1788)	庵原郡八木間村、 興津川通
2	乍恐以書付奉願 上候	41003	1	07B	富士川通川除普請の入用に付、岩測村まで見分の 所に大聖牛御尋、大井川直段とするよう指示	寛政元年(1789)	富士川通蒲原宿、 平岡彦兵衛役所宛
3	乍恐以書付奉願 上候	41003	1	10B	富士川通蛇籠寸違に付、吟味伺直し	寛政元年(1789)	富士川通、蒲原 宿、平岡彦兵衛 役所宛
4	由比川通川除定 式御普請出来形 帳	43013	-	14D	石積長式拾間、石腹付長七拾五間、式拾間、棚 牛拾九組、蛇籠七拾貳本七分、享保十三年御普 請仰せ付けられ候処、その後年々御普請御入用仰 せ付けに付	寛政元年(1789)	庵原郡入山村、 平岡彦兵衛役所 宛
5	川除急破御普請 仕様帳	86014	4	K16A	棚牛六拾組・蛇籠九拾本八分、興津川通中宿町 川除去秋急破御普請に付	寛政元年(1789)	興津川通、中宿 町、平岡彦兵衛 役所宛
6	当春定式川除御 普請出来形帳	09001	1	5	大聖牛四拾四組、蛇籠三千七百九拾八本壹分、 大井川通当村前御普請に付	文政12年(1829)	榛原郡北河原新 田、大井川通
7	天竜川東縁御 料・私領川通内 郷水防組合議定	63006	1	07A	天龍川通大囲堤は東縁・西縁、輪中村々組合一 統の堤にて組合議定、出水防諸色の内、蛇籠・牛 類は唯今迄のとおり地元村方にて引請	天保2年(1831)	天龍川通、豊田・ 山名両郡川通内 郷村数百六ヶ村、 中泉役所・御普 請御掛り役人中 宛
8	大聖牛直段附書 上帳		18	064B	大聖牛老組の入用に付書上	年不詳	番生寺村

※表①～⑩の史料名・内容欄には、原則として出展元の自治体史等に表記された史料中の文言をそのまま引用した。

※表①～⑩の備考欄には、史料に関係する村名や河川名等を史料中の文言のまま抜粋した。

※史料中、虫損等により判読できない文字は、□で表記した。また、必要に応じて [] 内に訂正の字句や補足を表記した。



主要河川概念図

2 甲斐国における治水事業の調査

(1) 調査の目的

前節で考察したように、前近代の甲斐国で発祥したと伝わる大聖牛などの牛柁類は、関東地方や東海地方を流れる各河川流域において使用されたことが確認され、治水・利水技術の伝播状況が具体的に明らかとなった。この一方、甲斐国における治水事業において、甲斐内外における人的もしくは地域的なネットワークがどのように機能し、影響を及ぼしていたのかという課題は、先行研究において十分に明らかとされていない。

そこで本研究では、戦国時代から江戸時代にかけて甲斐国内で実施された治水事業に関する文献史料の調査を実施し、複数の事例をとおして、この課題について考察した。

まず、戦国時代の事例として、16世紀後半における釜無川流域の竜王信玄堤（甲斐市）の普請では、水害に対する地域社会の対応として、堤防普請を調整する村落の機能が重視され、さらに惣郷（惣荘）の領域に依拠した複数の村落間のネットワークが形成されていたことを明らかとし、既に別稿において発表した⁽¹⁾。

また、江戸時代前期の事例として、17世紀半ばにおける御勅使川流域の有野村（南アルプス市）堤防の普請を取り上げ、同地区に伝わる矢崎真里家文書から関係する古文書を調査した。この結果、堤防普請の背景として、御勅使川扇状地において水害を被る村落間のネットワークが機能していたことを明らかとし、第三章「特論」2にその内容をまとめた。

本節では、釜無川の流路が現流路に固定されたと考えられている18世紀前半に実施された治水事業として、延享4年（1747）11月から翌延享5年（寛延元年・1748）4月にかけて行われた、鳥取藩（鳥取県）・岡藩（大分県）による甲斐国御手伝普請の状況、並びに江戸時代末の慶応3年（1867）に作成された甲斐国巨摩郡大野村絵図面について考察した結果をまとめる。

(2) 鳥取藩・岡藩による甲斐国御手伝普請

甲斐国御手伝普請（以下「御手伝普請」という）に関する史料は、江戸幕府から指示されて実際に普請を担当した鳥取藩・岡藩の藩政記録があげられる。鳥取藩については、鳥取県立博物館が所蔵する同藩関係の記録中に、「延享四丁卯年正月 控帳 九十四」（以下「延享四年控帳」という）及び「寛延元辰年正月ヨリ控帳 九十五」（以下「寛延元年控帳」という）と題された2冊の家老日記が存在するとともに、「延享事記」と題された同藩江戸留守居役の公用日記にも関係した記載がある。これらの史料に見える関連記事の一部は、『因府年表』『鳥府厳秘録』『鳥取藩史』といった編纂物に抜粋されて掲載されている。また、岡藩については、「久貞公御年譜」（竹田市歴史資料館蔵、以下「年譜」という）と題された、藩主中川久貞の事績をまとめた書中に関する記載がある。

一方、山梨県内に伝来する関係史料は、東南湖村有泉家文書（山梨県立博物館蔵）中の延享5年（1748）「御手伝御普請・御入用御普請御役人付」や、八代郡高田村（市川三郷町）に鎮座する一宮浅間神社が所蔵する年代記「一宮浅間宮帳」⁽²⁾（以下「宮帳」という）など、在方から見た御手伝普請の記録が残っている。また、甲府勤番を務めた野田成方が編纂した『裏見寒話』には、鳥取藩と岡藩が行った川除普請は、甲斐国における御手伝普請の初めての事例であると評されている⁽³⁾。

本節では、御手伝普請の推移と状況をまとめ、以下に関係する主要な史料を紹介する。

まず、御手伝普請の原因となった水害については、史料1によると延享4年（1747）8月19日の夜半に

洪水が発生し、高田村の柵田・梅入・新田に設けられていた堤防が決壊して国中地域に大きな被害が生じ、400人を超す死者が発生したという。

災害発生約3か月後、幕府の指示で復旧に向けた堤防普請が実施されることになった。「延享事記」七冊之内六の延享4年（1747）11月23日条には、「撰津守様為御名代登 城被成候処、甲州川々御普請御手伝被 仰付候」とあり、幕府は因幡・伯耆両国（鳥取県）32万石余を領する鳥取藩池田家に対して、甲斐国における川除普請への助力を命じた。

一方、岡藩関係の史料2によると、御手伝普請は、相模国（神奈川県）から美濃国（岐阜県）にかけての東海道周辺の諸国で、土佐藩山内家（松平土佐守）や秋月藩黒田家（黒田甲斐守）ほかによって同時に実施された川除普請の一環であったことがわかる。

普請を行う担当地域について、『鳥取藩史』は「江戸御日記」を引用し、鳥取藩に割り当てられた地域として「釜無川通両縁川除、笛吹川通両縁川除、其他小川筋沢々、並二川付井堰垣、及笹子峠より信州境迄往還道橋」をあげ、その範囲は甲斐国内の甲府盆地周辺に広がる国中地域130余か村に及んだことを記載している⁽⁴⁾。

一方、岡藩に割り当てられた地域については、「年譜」延享4年12月14日条に「富士川通両縁 西ハ大和村方東ハ初鹿嶋村方下、右川付小川・沢々共二川除、右川付ケ用水路・悪水路其外往還道種類共」と記されており、大和村（南部町）・初鹿嶋村（早川町）より下流の富士川兩岸の川除普請と周辺の用水路や往還の普請があげられている。ところが、「宮帳」延享5年3月条によると、岡藩の担当地域は、「駿河境ヨリ青柳マテ川内不残」とあるように、甲斐・駿河両国の境界から青柳（富士川町）に至る、富士川流域に広がる河内地域一帯を担当したという。大和村・初鹿嶋村の位置や、岡藩の普請に関する史料の所在状況から判断すると、「宮帳」の記載内容が事実を伝えていると判断される。

普請を行う人員については、「寛延元年控帳」延享5年正月27日条によると、鳥取藩では惣奉行荒尾志摩（斯就）以下の総人数1,020人程が御手伝普請の「御場所御用掛り」を務めることが幕府に届け出された。一方、「年譜」延享5年正月条によると、岡藩では惣奉行中川宮内（広安）以下総人数500人余が動員されている。このように御手伝普請では、合計1,500人を超す他国出身の武士たちが、堤防の普請のため甲斐国を来訪したのである。

史料3によると、鳥取藩の藩士たちは2月1日から普請に着手したことがわかる。その出費にあてるため1万両が送られたが、さらに2月10日から3月20日まで5回に分けて都合4万両が送られる手筈となり、合計5万両が用意されたという。

普請の実施にあたり、鳥取藩・岡藩ともに甲斐国内に本小屋を設置し、普請の指揮・監督にあたった。「寛延元年控帳」延享5年2月10日条には「甲州町はつれ遠光寺村と申所ニ御普請元御小屋有之旨」と記されており、甲府城下町の南に位置し、荒川に臨む遠光寺村（甲府市）に鳥取藩の「御普請元御小屋」が設置されたことがわかる。また、同正月27日条には、「出張之儀大概ハ村々百姓之家相対ニ而御借被遣候付、新ニ出張小屋建候ハ五六ヶ所計ニ有之由之事」とあり、同藩が設けた23か所の出張小屋のうち4分の3程度は、百姓屋敷を借り受けたものであったことがわかる。一方、「宮帳」延享5年3月条によると、岡藩は、富士川・早川合流点に位置する下山（身延町）に本小屋を設置した。

普請に際して、実際に人足や資材を調達したのは請負商人たちであった。史料4によると、関茂右衛門ほか13人の請負商人は、普請を御定値段の5割増で請け負い、「御仕様帳」に則って普請に従事すること、また「御帳面」に無い内容の普請については、追加の「貰賃銀」の支払いを請求することが記されている。

こうした普請の状況について、史料5によると川の瀬広げや瀬掘りが行われなかったほか、籠や尺木・牛木など甲斐国で多用された牛柁類などの設置が減少し、その工法も在方で実施されているものと異なっていたという。このことから、鳥取藩・岡藩による御手伝普請は、これまで甲斐国内で長年に渡り営まれてきた治水の経験と実績とは関係なく執り行われており、地形的な特徴などに起因する地域固有の水害への対応には、必ずしも適していなかったことがうかがわれる。

鳥取藩においても、普請が不十分であることを認識していた様子が見られる。史料6によると、鳥取藩による御手伝普請では人足の確保が困難であり、地元の代官から催促を受けたこと、また出張小屋には請負商人のみが配置され、普請の出来も十分なものではなかったことが記されている。

以上のような課題を抱えながら進められた御手伝普請は、4月には終了を迎えた。史料8によると、鳥取藩の普請場のうち、3か村では普請が困難を極めたが、3月25日までは普請を終えたことが記されている。さらに鳥取藩が担当した337か村のうち、東南胡村・上高砂村・有野村（南アルプス市）では、3月14日の洪水等により普請終了期日を延期したことが記されており、釜無川・笛吹川合流点に近い東南胡村、及び御勅使川・前御勅使川が釜無川と合流する付近に位置し、竜王信玄堤の対岸に所在する上高砂村、御勅使川の扇頂部に位置し、石積出が設置された有野村が、普請の難場となった3か村に該当することを確認できる。

そして、史料9によると、井沢弥惣兵衛ほか幕府の役人に普請箇所が引き渡され、鳥取藩の藩士たちは小屋を撤収し、4月7日から10日までの間に甲斐国から引き揚げたという。「年譜」延享5年4月8日条によると、岡藩でも同日に普請場を幕府の役人に引き渡し、惣奉行中川宮内以下の人々は同11日までに全員が撤収した。

このように、御手伝普請は4月に終了したが、その後、甲斐国の普請場では新たな災害が発生した。史料10によると、延享5年6月3日から4日にかけての降雨によって、御手伝普請が行われた高田村の柵田・梅入の堤防や笛吹川の堤防が決壊した。釜無川は八幡（甲斐市）において堤防が200間の範囲で決壊し、乙黒（中央市）まで洪水となったという。また、南胡村が水中に約10日間孤立し、各地の畠の作物が損害を受けた。御手伝普請が実施された箇所では、堤防が9割5分ほど決壊したという。

最後に、御手伝普請が甲斐国の地域社会に残した影響について考察する。史料7によると、普請の実施に際して多額の貨幣が甲斐国内に流通したものの、請負商人が決まっていた在方で請ける普請が限定されたこと、また前年12月以来、石や銭貨の高騰を見越して買い占める動向があったものの、売買禁止の指示や御手伝普請にともなう貨幣流通の拡大によるインフレーションが原因で損失が生じるケースもあったことを確認できる。

この一方、御手伝普請の実施は、在方の人々にとって銭貨を獲得する機会となっていた。また、鳥取藩・岡藩の藩士や請負商人が長期に滞在することによって、江戸の物資が大量に甲斐国内に流入したことがうかがわれる。

ところで、御手伝普請では、鳥取藩・岡藩合計で約1,500人に及ぶ武士たちが甲斐国内に滞在した。この結果、彼らと地元の人々との間で交流が育まれたことも無視できない。特に、京ヶ島村（早川町）に滞在して普請を行った岡藩の藩士である芦沢仁右衛門（始包）ほかは、同村の名主を務めた斎藤善左衛門と親睦を温め、和歌や俳句、狂歌の贈答を行っている⁽⁵⁾。

このように、甲斐国御手伝普請は約2か月間という限られた期間であるが、普請に留まらない数々の影響を甲斐国内に残したと言えよう。

【史料1】「宮帳」延享4年（1747）8月条

十九日夜ル大水、梶田・梅入・新田ノ川除不残破ル、國中前代未聞ノ大水ナリ、落合地藏ノク^(九輪)リン少シ残、浅利村男女八人流レ死ス、内女壺人四ツニナル子ヲ^{ヲヒ}背テ流レ、母流レ埋レ死体不見、其子何トシテヌケ出テケルカ流下ノ人ノ家ノ^{ヒラ}平ニ留ル、明テ二十日ニ見付テ助ル不思儀ナリ、川内ノ上^{ウヘノタイラ}之平村八人埋レ死ス、國中四百人余死ル、

【史料2】「年譜」延享4年11月23日条

甲州川々御手伝 松平勝五郎名代松平撰津守・中川修理大夫、大井川・天竜川・舞坂波除共御普請御手伝 松平土佐守・黒田甲斐守、富士川・阿部川・酒匂川・吉原道造 有馬中務大輔、美濃川々 丹羽若狭守、右之通手伝被 仰付旨、於波之間御老中御列座、松平右近将監様被仰渡候、

【史料3】「寛延元年控帳」延享5年（1748）2月10日条

去月十九日方廿二日迄ニ追々御役人共江戸表出立、同廿五日迄甲州表御小屋江志摩始御役人共不残到着申由、尤小奉行之面々夫々之出張小屋江江府方直ニ罷越御人数相揃、自今月朔日御普請手始致し候由、右ニ付御入用先達而相廻し候金壹万両之外ニ左之通相廻候様ニ申来、都合五万両相廻し候事、

【史料4】「寛延元年控帳」延享5年正月27日条

- 一、此度甲州川々御普請御手伝御場所之儀、私共御請負被 仰付奉畏候、右ニ付御定直段ニ五割之御増金被遣御請合申上候付、三割之積り敷金差上置申候、御普請相濟候節此金者御返済可被下事、(省略)
- 一、相定り候御普請所江取懸り、近辺崩等御帳面之外ニ出来之節、御見分之上被 仰付候者無相違仕立可申候、人夫之高ニ応じ貫賃銀可被成下候、尤御普請ニより瀬違或石砂持運、遠近瀬築有之候共御仕様帳御積有之分ハ一切請負方相他廻滞無御座様可仕候、

【史料5】「宮帳」延享5年3月条

去年ノ川除祿見ハ夥敷事ナレトモ普請^{ナカバ}中半ニ減ル、長生寺前ノ瀬^(広)ヒロケ止ム、新田ノ悪水瀬堀止ム、籠モ減ル、南胡村二千六百ノ籠六百ニナリテ式千減ル、村々如^(故)此、此ノユエニ石買置ノ者タラル、尺木・牛木モ如此、籠長二間、^(差)サシ渡シ一尺七寸、二十一廻、金手木^{テコ}ニテ石^(結)ヲツメ、トウツキニテ土^(剛突)ヲツキカタムルト沙汰シケレトモ如此ノ仕形ハナシ、^(常)ツネノ通りナリ村請ニウケタル村ハ普請ヨシ、沙汰ニヲチテウケサル所ハアシ、金子入用^(請)ホトノ普請^(悪)ニハ普請不足ナリ、

【史料6】「寛延元年控帳」延享5年2月26日条

甲州川々御普請場人足出方少抄取来申候付、先達而御代官方催促申達候得共、人足増不申御普請指支候由、出張小屋等ニ茂請負人計ニ而御普請仕方茂不宜趣相聞候、其上雪代水出水も有之候而ハ切メ等大造ニ成、植付之障ニも成候処、御普請休日之由ニ而相止候節も有之由、旁不宜取扱ニ相聞候、

【史料7】「宮帳」延享5年3月条

三月三日普請初ニテ十才以上ニハ錢百文ツ、上下ナシ、今日少物タル計ナリ、四日ヨリ百二三十文子トモハ六七文、亦ハ三百四百取者モ有リ、二十二三日ニハ夜普請モ有リ、此時ハ一夜ニ五六百取人足モ有^(横)不同ナリ、普請中家毎五貫、三貫、六七貫ツ、取ル、金子ハ太ニ降レトモ請ケ普請ニテ普請不足ナリ、亦村テヨキ普請モ有次第不同ナリ、卯ノ極月ヨリ國中ノ沙汰ニ、石買売ニナリテ沙汰シテ、五両、拾両、二三十両買^(横)テツミ置ク所ニ、石ノ買売法度ニナリテタ^(剛)ラレテ損シタル者多シ、御手伝錢国ニ入テ、甲壺分壺貫六百マテ普請ヲ見カケテ錢買置シタル者大損ナリ、米甲金壺分壺朱、魚・鳥其外料理草大根マテ江戸ヨリ入ル、酒モ江戸ヨリ上方酒入、椀・折敷・イサル・ミ・テスクイ・桶・ヒシヤク一切ノ道具不残、ナベ^(釜)・水フロマテ江戸ヨリ入、

【史料8】「寛延元年控帳」延享5年4月7日条

甲州御普請去月廿五日迄出来申候内三ヶ村ハ大場ニ付出来立不申、則左之通御届書差出候由右三ヶ村廿七八日迄ニハ出来申筈ニ有之由、当月中御引渡し相濟候者御小屋引払候而今月早々何連茂江戸表江可罷帰旨此度之御普請御役人共殊外致出候故、廿五日迄ニ皆々出来同事ニ御届等致し候由之事、(中略) 村数三百三拾七ヶ村之内、先達而も申上置候東南胡村御目論見違、

右之御普請ハ減候得共、去ル十四日出水ニ而其後引不申、当分難取懸、日限少々相延申候、然共段々出精仕、只今大形出来仕居申候、且又上高砂村御普請所、去ル十四日出水ニ而堤八拾間流失仕候、依之直ニ取掛り候所、右之手戻りニ付昨廿五日ニ者成就不仕候、右ニヶ村之外ニ有野村大場ニ而下請共放レ申候付、右之取捌仕大形ニ出来仕候得共、今日御届之間ニ合不申候、

【史料9】「寛延元年控帳」延享5年4月18日条

甲州川々御普請所、村々ヶ所共ニ去月廿八日迄ニ不残出来仕、井沢弥惣兵衛様・小幡又十郎様・中山平左衛門様・浅井半左衛門様御見分之上、去ル七日迄ニ御引渡不残相済申候付、小屋場地主江引渡、小屋取払、百姓家明戻シ申候、惣奉行初役人共去ル七日方十日迄之内ニ人数不残甲州表引取申候、

【史料10】「宮帳」延享5年6月条

三月ヨリ雨降り四日ノ九ツニ大水、去年ノ水ニ二尺多ク落合ノ地藏不見、西屋敷田川原ニ流ル、御手伝ノ棚田・梅入ノ川除、笛吹ノ御手伝ノ川除不残破ル、釜^(無)ナシ、八幡ニテ二百間切テ流末乙黒エ流ル、其外笛吹・荒川所々百間二百間ツ、切テ、中郡中エ方々ノ川々切^(込)コミ中郡中如、海前代未聞ノ水災ナリ、日中ナル^(故)ユエニ人ハ流死セス、殊ニ南胡村^(逃)ハニヶ所ナク水中ニ十日バカリ住ム、近所ノ中ニ南胡・大柵・青柳・大鳥居・黒沢ニハ青キ物一ト葉モナシ、ツミ田^(摘)ニウヘル人モ有リ、亦方々ヨリヒロイナイヲアツメウヘル人モ有リ、御手伝ノ普請拾カ九ツ五分破テ僅ニ五分残ル、御手伝普請奉行ノ咄ニハ御入用二十七万両ト云々、國中ノ沙汰ニハ三万両亦ハ七万両ト云々、

(3) 甲斐国巨摩郡大野村絵図面

続いて、富士川に面する巨摩郡大野村（身延町）の堤防の状況を描いた「甲斐国巨摩郡大野村絵図面」（巻頭図版3、身延町個人蔵、以下「絵図面」という）をとおして、甲斐国で実施された堤防普請の事例を考察する。

絵図面は、縦56・1cm・横80・1cmあり、幕末の慶応3年（1867）の年記がある。集落の東に富士川に面して、出しを設けた堤防が描かれ、一部は朱筆で表されている。また、村内の田地や駿信往還の宿と街道、本遠寺の建物・境内なども見える。絵図面には「御用部屋 武位行覧義博 著書之」とあり、武位義博という人物が作成した。また、「御屋形様江焼失之場所再建、川除御普請共御願ニ付御尋、因茲認差出し候控也、最も願書之儀者御用留記ニ有之候」との記述から、絵図面は、「御屋形様」に「焼失之場所」の再建とともに「川除御普請」を出願したところ、「御尋」があったため作成した絵図の控であることがわかる。

このうち、「焼失之場所」は本遠寺の建物を指し、「川除御普請」とは、絵図中に朱筆で表された堤防の破損箇所の復旧工事を意味する。堤防外の畑に「慶応二寅年八月七日流失」と記されていることから、この堤防は絵図が描かれた前年の水害により破損したのであろう。

以上の点から、「御屋形様」は本遠寺と関係が深い紀州藩主徳川家の当主を指し、焼失した本遠寺の再建とともに、大野村が堤防の復旧工事を紀州藩に依頼したと考えられる。

なお、2012年、大野堤防遺跡が発掘され、石積の堤防が出土した。今後、絵図面とともに発掘成果の分析が期待される。

註

- (1) 拙稿「戦国期における川除普請と地域社会－甲斐国を事例として－」（『歴史学研究』889、2012年）。
- (2) 市川大門町郷土資料集6『市川大門町一宮浅間宮帳』（市川大門町教育委員会、2000年）。
- (3) 甲斐叢書刊行会編『甲斐叢書』第六卷（第一書房、1974年）。
- (4) 『鳥取藩史』第四卷 財政志二（鳥取県立鳥取図書館、一九七一年）。
- (5) 「和歌・俳句等書上」（山梨県立博物館所蔵斎藤家史料 A-ℓ-⑤-9）。鈴木努「歌詠む山人－名主善左衛門の文芸とつきあい」（『中央大学山村研究会報告集』16、2007年）参照。

第Ⅱ章

検地帳の調査・分析



「甲斐国絵図」(江戸時代、山梨県立博物館蔵〔甲州文庫〕)
に描かれた釜無川・御勅使川扇状地の村々

1 調査の目的・概要

(1) 調査の目的

現在、甲府盆地を南北に縦断して流れる釜無川は、盆地の西部から中央部にかけて扇状地を形成し、笛吹川・荒川・御勅使川などとともに盆地の景観を形づくってきた。

釜無川流路の変遷と流域の耕地開発の状況について、19世紀前半に編纂された『甲斐国志』古績部7には、当時伝えられていた釜無川の旧流路の位置が記載されているが、それらを検証し、旧流路を釜無川東流路・中央流路・西流路として定義したのが安達満氏である（以下「安達論考」という）⁽¹⁾。

安達論考では、慶長（1596～1615）・貞享（1684～1688）・元禄（1688～1704）・宝永（1704～1711）の各年代における検地帳などを用いて、村々の石高を比較するとともに、旧流路推定地域の小字名を考察し、①16世紀半ばにおける竜王信玄堤の築造により東流路が消滅したこと、②竜王信玄堤の南から竜王・西八幡の境界まで続く石積堤（下川除）の築造などによって、中央流路と西流路との統合が図られ、慶長年間から貞享2年（1685）までの間に中央流路が消滅したこと、③慶安・承応年間（1648～1655）以降、広くとった河川敷を設けることによって河道を統合する段階から、広い河川敷を狭めて耕地化する動きが始まり、享保年間（1716～1736）における連続堤の築造に継承されたこと、などが指摘された。

そして、安達論考をふまえつつ、河川関係の小字名を確認し、釜無川・荒川などの旧流路の解明に努めたのが、川崎剛氏である（以下「川崎論考」という）⁽²⁾。川崎論考では、河川関係地名として認められる小字の位置を地図上に表現し、それを用いて、安達論考において指摘されていた釜無川・荒川流路の変遷を考察するとともに、旧流路の推定位置を具体的に図に示した。

しかしながら、どのような地名を河川関係地名として扱うのかを判断する際に調査者の主観が入るなど、地名を史料として扱う場合には課題がある。こうした先行研究の課題を検証するため、山梨県立博物館は2007年度から2009年度にかけて共同調査・研究「甲斐の治水・利水と景観の変化」（以下「共同研究」という）を実施し、この中で、微地形の分類と並んで、17世紀に作成された検地帳を調査・分析することによって、釜無川扇状地における小字名や検地帳に記載された耕地の内容を考察した。

共同研究では、釜無川扇状地及び荒川扇状地を概ね網羅できるよう、調査範囲の東限を荒川現流路、西限を釜無川現流路、南限を笛吹川現流路、北限を赤坂台地の下部に設定した。調査範囲は、現在の行政区画で甲府市・甲斐市・中央市・昭和町にまたがり、近世には巨摩郡北山筋・中郡筋に属した67か村に該当する。

共同研究の結果、川崎論考において河川関係地名として把握され、荒川の旧流路に位置付けられた地域が、17世紀初頭より周辺と比較して上田・上畑・上畠の割合が高く、安定した耕地開発が行われていたことが判明するなど、地名をもとにして河川の旧流路を推定する研究手法には、限界もあることがわかった。そして、『甲斐国志』の記述を前提とした先行研究による釜無川の流路変遷は、大方として成立するとしても、詳細な旧流路を特定するためには、地名だけでなく、検地帳の分析や微地形の確認などによって、多角的に考察する必要があることを指摘した⁽³⁾。

一方、釜無川の支流である御勅使川の流路変遷については、今福利恵氏によって考察が行われている（以下「今福論考」という）⁽⁴⁾。今福論考では、中部横断自動車道建設工事などにもなう御勅使川扇状地の発掘データに基づき、考古学的知見から、本御勅使川・前御勅使川・御勅使川南流路・下今井流路・十日市場流路という5本の御勅使川流路の変遷を考察するとともに、御勅使川の流路変遷が釜無川の流路変遷に影

響を及ぼしていたことを指摘した。

こうした今福論考の指摘をふまえて、本研究では、釜無川の流路変遷や耕地開発の状況を改めて検討する上でも御勅使川扇状地の分析が必要であると判断した。そして、巻頭図版7の「釜無川・御勅使川流域地形分類図」に成果をまとめた当該地域における微地形の考察と並んで、17世紀に作成された検地帳を調査・分析することによって、御勅使川扇状地における小字名や検地帳に記載された耕地の内容を考察した。

(2) 調査の概要

本研究では、共同研究と同様に、検地帳に表記された耕地の筆数を小字別・地目（上田・中田・下田など）別に確認し、村内における耕地の分布傾向や村高の内実を把握しやすいようにした。

調査範囲は、北限を甘利沢川、東限を釜無川現流路、南限を秋山川・坪川に設定し、現在の葦崎市甘利地区及び南アルプス市櫛形・甲西・白根・八田・若草地区に広がる御勅使川扇状地を概ね網羅できるようにした。この地域は、近世には巨摩郡武川筋・西郡筋・中郡筋に属した54か村に該当する。但し、小笠原村・沢登村・十五所村・吉田村（南アルプス市）は、山梨県立博物館に検地帳が収蔵されていないため、調査対象から除外した。本研究では、54か村分の検地帳のうち、内容を確認できる合計598冊を対象に調査を行った。

写真1のように、検地帳の表紙及び巻末には、村名のほか検地実施年月日と検地担当役人の署名が表記されている。また、検地帳の内部には1筆ごとに土地の反別（面積）、及び麦田・上田・上畠などの地目、土地が所在する小字名、名請人の名前が記されている。

調査方法は、検地帳1冊ごとに、村名・検地実施年月日・検地担当役人名を確認した上、検地帳に記載された小字別に地目の筆数を確認した。

検地実施時期は、慶長・寛文・延宝・貞享・元禄・宝永年間に渡っており、村によって異なっている。調査段階では、その全てについて小字別に内容の確認を行ったが、本報告書では紙幅の都合上、対象となる54か村の多くに共通して実施されている慶長検地・寛文検地の状況に絞るとともに、村単位でデータを掲載した。

また、村ごとの状況を比較検討するため、寛文検地帳に記載された村ごとの石盛を確認し、その石盛に地目別の筆数を掛け合わせた数値を合計して、「石数」を計算した（「石数」は、石盛に地目ごとの面積を掛け合わせて合計した村高とは異なる）。

そして、慶長検地帳・寛文検地帳それぞれに記載されている小字名について、現状の小字名と一致するものを第2節の図2「検地帳記載字名図」に表した。また、延宝検地帳・貞享検地帳のうち、徳嶋堰の開削にともなう新田畑分を対象とした検地帳に記載されている小字名について、現状の小字名と一致するものを第3節の図3「徳嶋堰関係検地帳記載字名図」に表した。本研究では、こうした調査・分析をふまえて、小字名の変化や検地帳からうかがわれる耕地開発の状況を考察した。

(3) 分析データの見方

次節に掲載する検地帳の分析データは、調査対象とした54か村を1村ずつ表とグラフにまとめたものである。データは、下記の図1のように、村名や検地の時期、検地帳の冊数といった基本的な事項に続いて、表により慶長検地・寛文検地における地目ごとの耕地の筆数を記載した。この際、検地帳の表記に従い、「畑」と「畠」は区別して計算している。但し、石盛では、「畑」と「畠」との差異を確認できなかったため、「畑」と「畠」で共通の石盛を使用して「石数」を計算した。

また、慶長検地帳には石盛が記載されていないため、寛文検地帳の石盛を便宜上使用している。石盛が不明の村は、「石数」の計算に限り調査対象から除外した。なお、石盛の「18」は1石8斗を指している。

一方、グラフは、慶長検地（上段）・寛文検地（下段）における地目ごとの耕地の筆数の割合を表現している。この際、表記を簡略化するため、「畑」と「畠」については、両方を合計した数値を用いて表示した。

写真1 慶長6年（1601）上條南割村検地帳（武川筋甘利上条南割御縄打水帳）

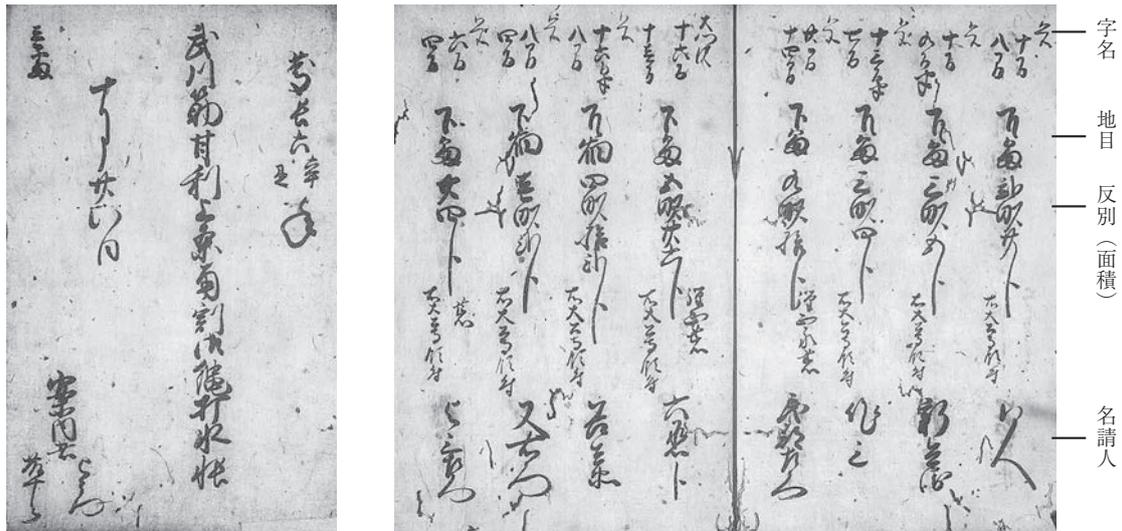
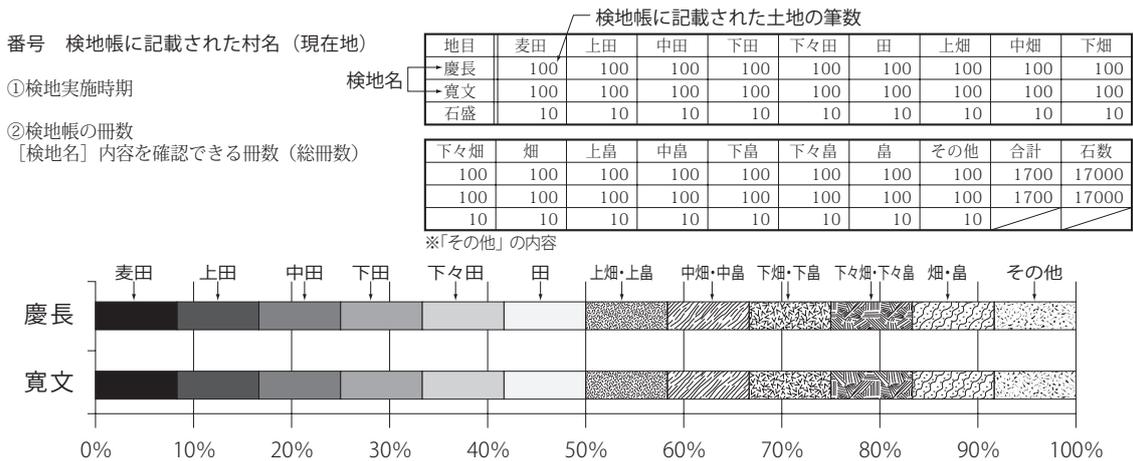


図1 検地帳調査データ凡例



註

- (1) 安達満「釜無川治水の発展過程」(一)(二)『近世甲斐の治水と開発』山梨日日新聞社、1993年。
- (2) 川崎剛「釜無川の流路変遷について」『武田氏研究』13、1994年。
- (3) 山梨県立博物館 調査・研究報告 4『信玄堤研究の新展開－甲斐の治水・利水と景観の変化－』(山梨県立博物館、2010年)。
- (4) 今福利恵「御勅使川流路の変遷と地域の様相」『山梨郷土研究会・山梨県考古学協会・武田氏研究会 第1回合同シンポジウム 信玄堤の再評価 資料集』2004年。

2 分析データ

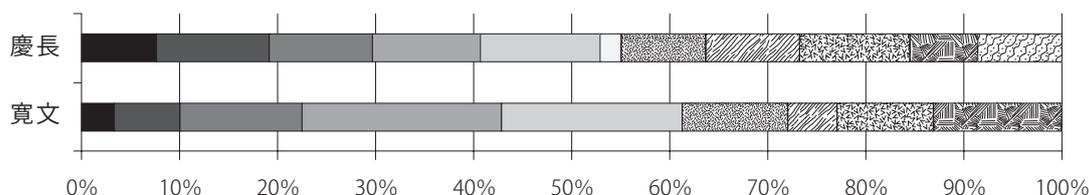
1 上條北割 (葦崎市旭町上條北割)

- ①慶長6年 (1601) 10月21、24日
 寛文4年 (1664) 7月10、12、18、20、28日
 貞享5年 (1688) 5月13、14日
 元禄16年 (1703) 9月21日

- ②[慶長] 3 (6) / [寛文] 6 (7)
 [貞享] 3 (3) / [元禄] 2 (2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	73	109	100	104	115	21	1	1	0
寛文	63	126	235	385	347	0	204	95	187
石盛	19	18	15	12	9		13	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
0	58	81	89	106	67	23	0	948	10175
246	0	0	0	0	0	0	0	1888	20874
5		13	10	7	5				



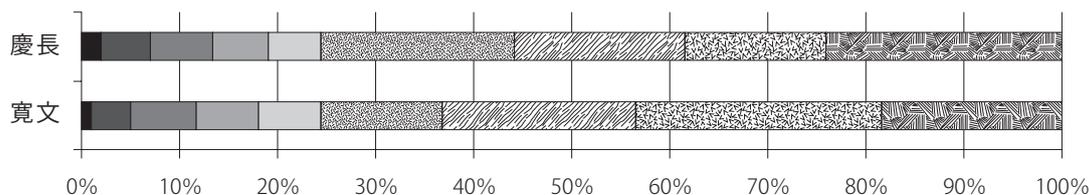
2 上條東割 (葦崎市大草町上條東割)

- ①慶長6年 (1601) 10月23、24、26日
 寛文4年 (1664) 8月6、9~12日
 貞享5年 (1688) 5月11、12日

- ②[慶長] 5 (5) / [寛文] 5 (5)
 [貞享] 2 (2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	18	42	52	48	46	0	161	142	117
寛文	12	42	69	68	64	0	129	208	261
石盛	18	17	15	12	9		13	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
203	0	4	2	3	1	0	0	839	8253
194	0	0	0	0	0	0	0	1047	9911
5		13	10	7	5				



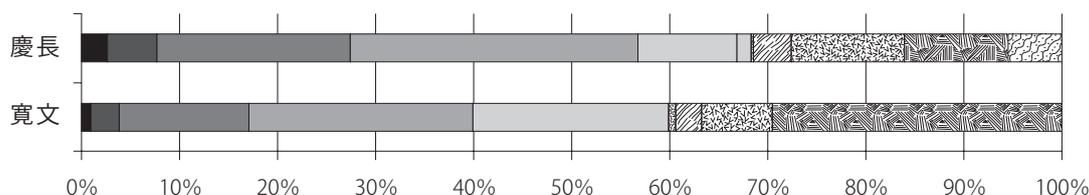
3 上條中割 (葦崎市旭町上條中割)

- ①慶長6年 (1601) 10月22、24~26日
 寛文4年 (1664) 7月24日~8月1日
 貞享5年 (1688) 5月11日

- ②[慶長] 5 (5) / [寛文] 5 (5)
 [貞享] 2 (2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	18	35	138	205	70	10	1	14	50
寛文	9	33	145	254	220	0	0	28	81
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
61	24	2	12	31	13	14	0	698	0
326	0	0	0	0	0	0	0	1106	0



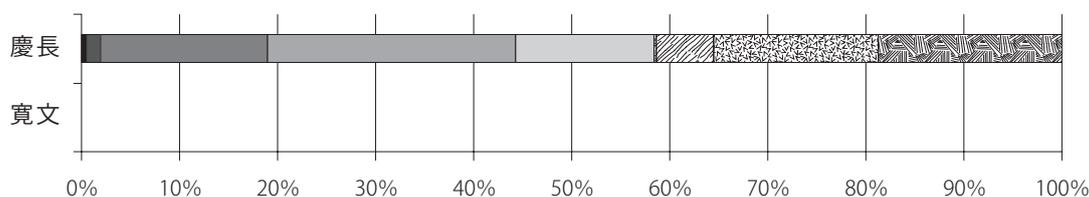
4 上條南割 (葦崎市旭町上條南割)

- ①慶長6年 (1601) 10月28日~11月2日
 貞享5年 (1688) 5月9、10日
 元禄16年 (1703) 9月18日

- ②[慶長] 6 (6)
 [貞享] 3 (3) / [元禄] 3 (3)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	3	9	112	163	92	0	1	33	96

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
86	0	0	6	12	37	0	0	650	0
								0	0



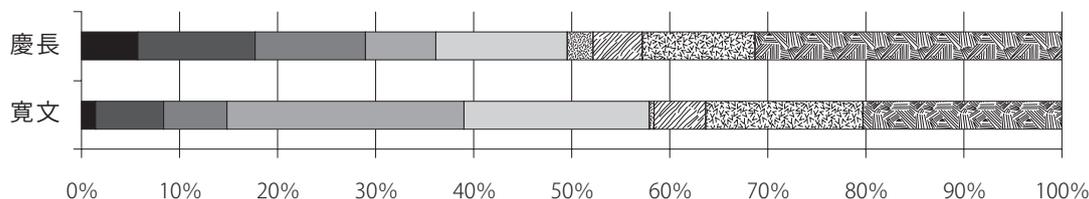
5 下條東割 (蕪崎市龍岡町下條東割)

- ①慶長6年 (1601) 10月25~27日
 寛文4年 (1664) 7月20~27日
 貞享5年 (1688) 5月11、12日
 元禄16年 (1703) 9月17日

- ②[慶長] 3 (3) / [寛文] 8 (8)
 [貞享] 1 (1) / [元禄] 2 (2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	34	70	67	43	79	0	9	27	66
寛文	19	106	96	360	280	0	7	79	241
石盛	19	18	15	12	9		13	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
185	0	7	3	2	0	0	0	592	6047
301	0	0	0	0	0	0	0	1489	14622
5		13	10	7	5				



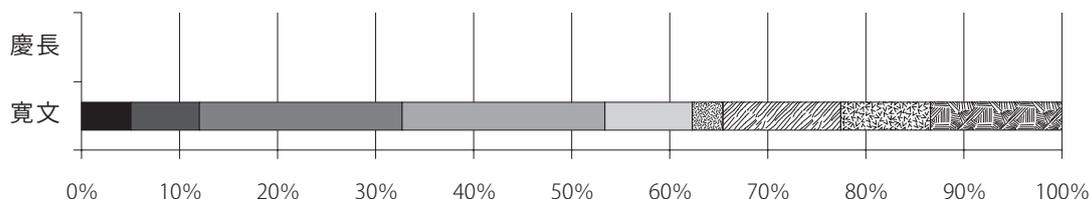
6 下條中割 (蕪崎市大草町下條中割)

- ①寛文4年 (1664) 7月27、29日
 貞享5年 (1688) 5月8日

- ②[寛文] 3 (3)
 [貞享] 2 (2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文	31	45	131	131	56	0	0	0	0
石盛	19	18	15	12	9		13	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
0	0	21	76	58	85	0	0	634	7304
5		13	10	7	5				



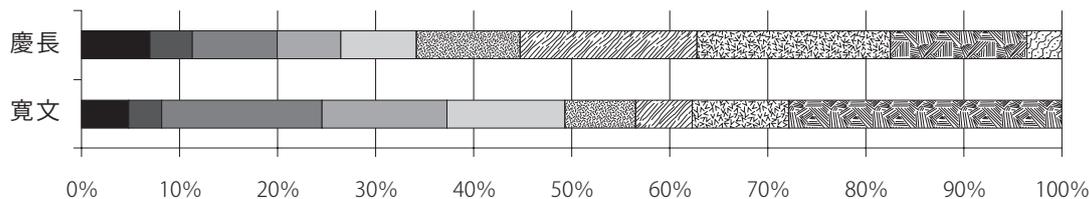
7 下條西割 (蕪崎市大草町下條西割)

- ①慶長6年 (1601) 10月27、28日
 寛文4年 (1664) 8月2、4日
 貞享5年 (1688) 5月11日
 元禄16年 (1703) 9月19日

- ②[慶長] 3 (?) / [寛文] 3 (3)
 [貞享] 4 (4) / [元禄] 3 (3)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	17	11	22	16	19	0	0	0	8
寛文	23	17	79	62	59	0	0	0	0
石盛	19	18	15	12	9		13	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
18	9	27	45	41	17	0	0	250	2533
0	0	34	29	47	136	0	0	486	4944
5		13	10	7	5				



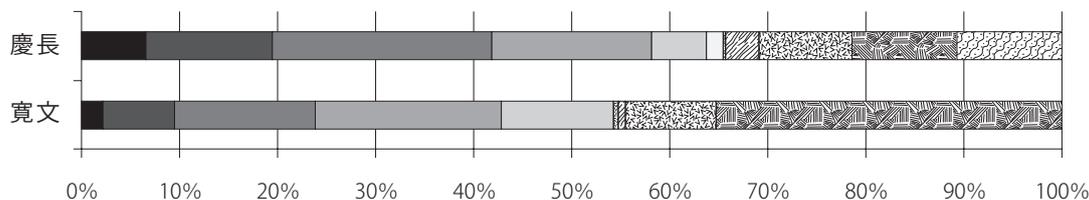
8 下條南割 (蕪崎市龍岡町下條南割)

- ①慶長6年 (1601) 10月24~27日
 寛文4年 (1664) 8月3~6、9~13日
 貞享5年 (1688) 5月8日
 元禄16年 (1703) 9月20日

- ②[慶長] 4 (4) / [寛文] 9 (9)
 [貞享] 2 (2) / [元禄] 3 (3)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	41	82	141	102	36	11	0	0	0
寛文	35	119	232	310	183	0	8	4	48
石盛	19	18	15	12	9		13	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
0	7	1	21	60	68	61	0	631	6901
146	0	2	8	98	429	0	0	1622	15801
5		13	10	7	5				



9 駒場 (南アルプス市駒場)

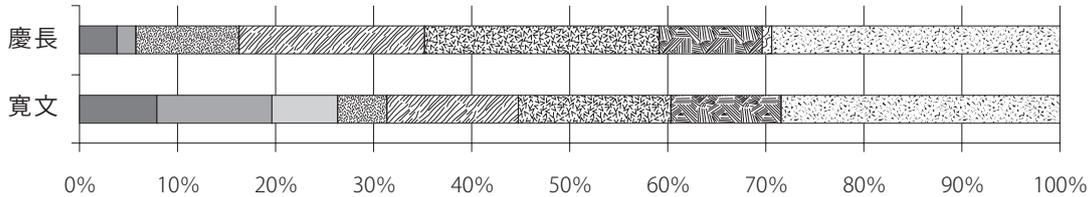
- ①慶長 7年 (1602) 9月22日
寛文12年 (1672) 7月17、18日
延宝 9年 (1681) 8月21日
貞享 5年 (1688) 4月27日

- ②[慶長] 1 (?) / [寛文] 2 (2)
[延宝] 1 (1) / [貞享] 2 (2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	0	4	2	0	0	11	20	25
寛文	0	0	14	21	12	0	9	242	28
石盛			10	9	8		10	9	8

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
11	0	0	0	0	0	1	31	105	625
20	0	0	0	0	0	0	51	179	1095
7		10	9	8	7				

※その他は慶長 (山畠 10、山畑 21)、寛文 (山畑 27[石盛 2]、山下畑 24[石盛 1])



10 築山 (南アルプス市築山)

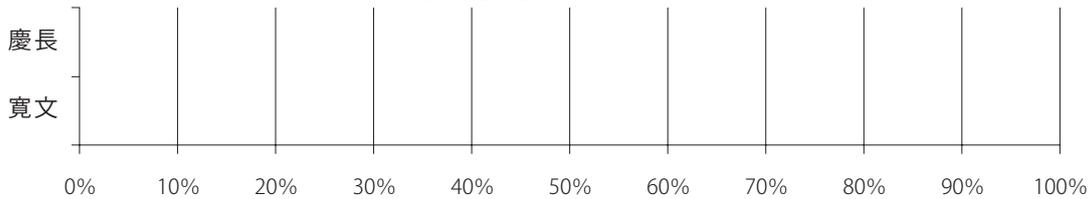
- ①慶長 6年 (1601) 9月17日
寛文 5年 (1665) 9月23、24日
延宝 9年 (1681) 8月21日
貞享 5年 (1688) 4月25、26日

- ②[慶長] 0 (2) / [寛文] 0 (3)
[延宝] 3 (?) / [貞享] 2 (2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文									
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
								0	0

※虫損のため内容不明



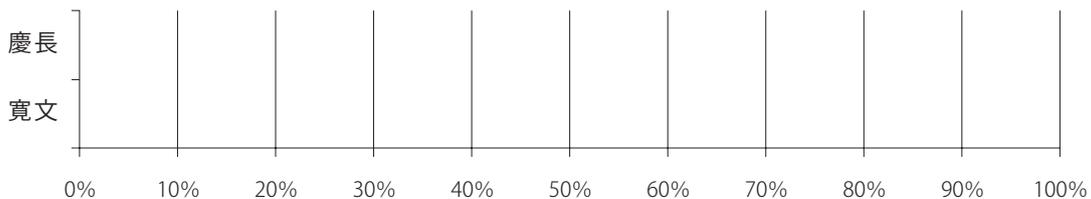
11 有野 (南アルプス市有野)

- ①延宝 9年 (1681) 8月17日
貞享 5年 (1688) 4月29日
元禄 16年 (1703) 9月26日

- ②[延宝] 4 (?) / [貞享] 3 (4)
[元禄] 3 (3)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文									
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
								0	0



12 六科 (南アルプス市六科)

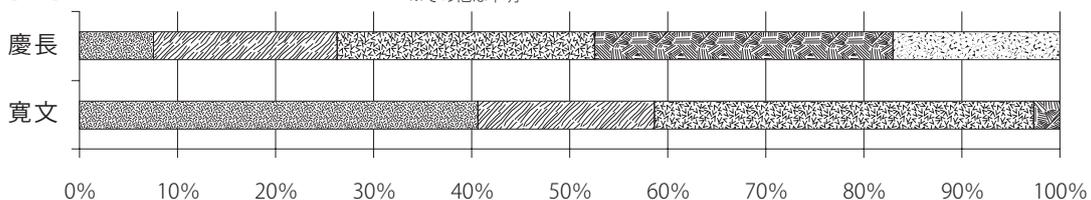
- ①慶長 6年 (1601) 9月9日
寛文 4年 (1664) 7月6、8日
延宝 9年 (1681) 8月13、15、16日
貞享 5年 (1688) 5月3日
元禄 16年 (1703) 9月23日

- ②[慶長] 2 (2) / [寛文] 3 (3)
[延宝] 5 (?) / [貞享] 5 (5)
[元禄] 2 (2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	0	0	0	0	0	14	35	49
寛文	0	0	0	0	0	0	61	27	58
石盛							11	10	6

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
57	0	0	0	0	0	0	32	187	798
4	0	0	0	0	0	0	0	150	1289
		11	10	6	4				

※その他は不明



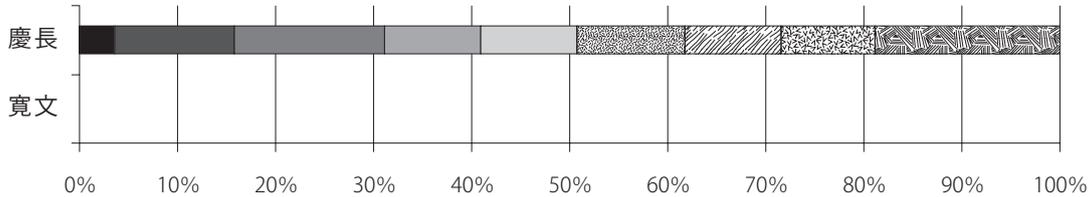
13 野牛島 (南アルプス市野牛島)

①慶長6年(1601)9月5~11日

②[慶長]9(9)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	44	159	195	124	128	0	0	0	0
寛文									
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
1	0	139	126	123	241	0	0	1280	0
								0	0



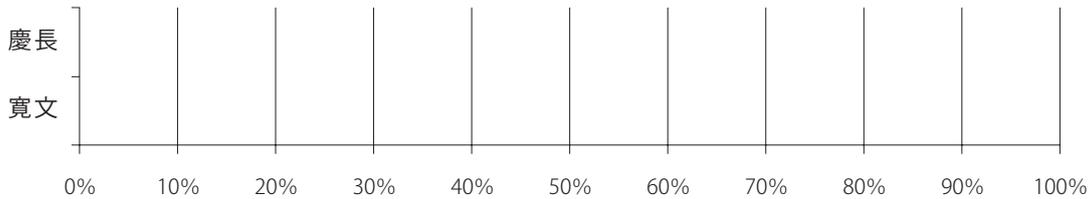
14 百々 (南アルプス市百々)

①延宝9年(1681)8月13、15、16日
貞享5年(1688)5月1、2日
元禄16年(1703)9月25日

②[延宝]5(?) / [貞享]4(4)
[元禄]2(2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文									
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
								0	0



15 上八田 (南アルプス市上八田)

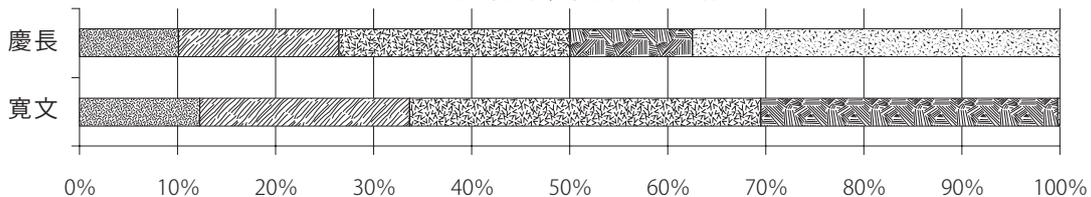
①慶長6年(1601)9月4、5、7、8日
寛文4年(1664)7月18、19、21~25日
貞享5年(1688)5月19日

②[慶長]4(4) / [寛文]6(7)
[貞享]1(1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	0	0	0	0	0	60	99	141
寛文	0	0	0	0	0	0	110	195	326
石盛							11	10	5

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
78	0	1	2	4	0	0	230	615	2640
276	2	0	0	0	0	0	0	909	5618
3		11	10	5	3				

※その他は永畠(30)、永畑(199)、屋畑(1)



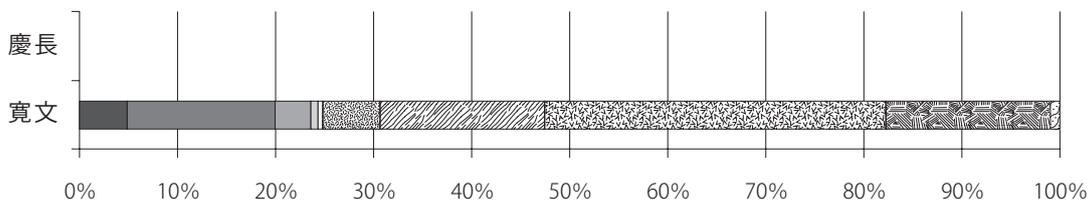
16 榎原 (南アルプス市榎原)

①慶長6年(1601)9月7日
寛文4年(1664)7月6、7、9日
貞享5年(1688)5月

②[慶長]0(2) / [寛文]4(4)
[貞享]1(1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文	0	21	65	15	3	2	2	14	41
石盛		17	14	12	10		12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
2	5	23	58	109	69	0	0	429	3831
4		12	10	7	4				



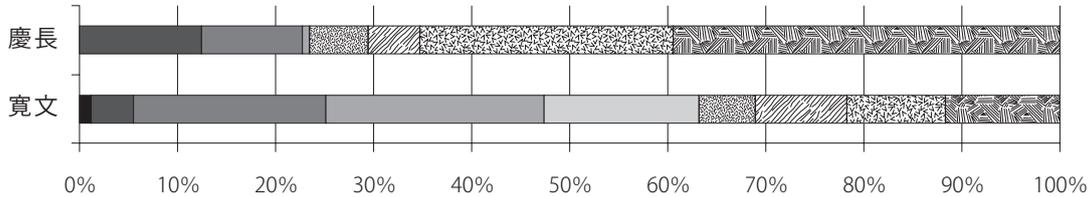
17 徳長（南アルプス市徳永）

- ①慶長6年（1601）9月4、5日
寛文12年（1672）9月14～22、24日
延宝9年（1681）8月21日
貞享5年（1688）5月7日

- ②[慶長] 3 (3) / [寛文] 10 (10)
[延宝] 1 (?) / [貞享] 3 (3)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	75	61	4	0		0	3731	155
寛文	17	61	287	323	232	0	38	45	62
石盛	19	18	15	12	9		12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
236	0	0	0	1	1	0	0	601	5107
11	0	47	89	84	160	0	0	1456	15756
4		12	10	7	4				



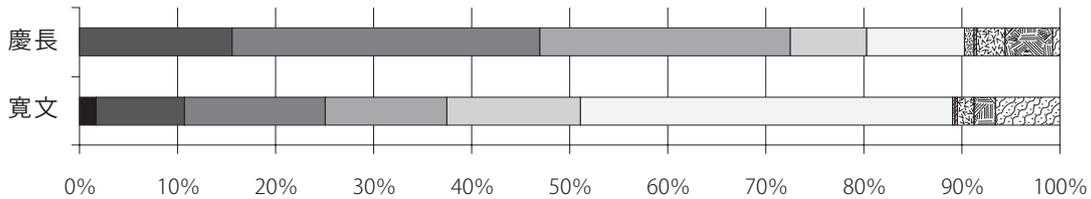
18 上高砂（南アルプス市上高砂）

- ①慶長6年（1601）9月7、8日
寛文12年（1672）7月7～12日
貞享5年（1688）5月19日

- ②[慶長] 2 (?) / [寛文] 8 (8)
[貞享] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	42	84	68	21	27	0	0	0
寛文	29	139	227	196	214	598	6	3	28
石盛	21	20	17	15	9	5	13	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
0	0	2	1	8	13	2	0	268	3775
35	104	0	0	0	0	0	0	1579	15895
5	3	13	10	7	5	3			



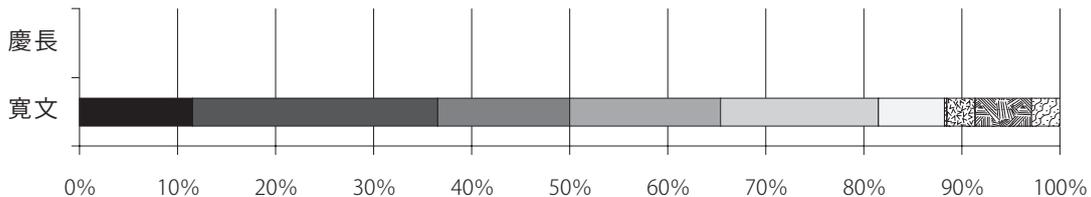
19 下高砂（南アルプス市下高砂）

- ①慶長6年（1601）9月4～6日
寛文12年（1672）7月10、11、18、19、21～23日
貞享5年（1688）5月7日

- ②[慶長] 0 (3) / [寛文] 7 (7)
[貞享] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文	109	239	127	147	153	65	0	2	22
石盛	21	20	17	14	9	5		10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
							0	0	0
53	24	0	0	7	2	1	0	951	13561
5	3			7	5	3			



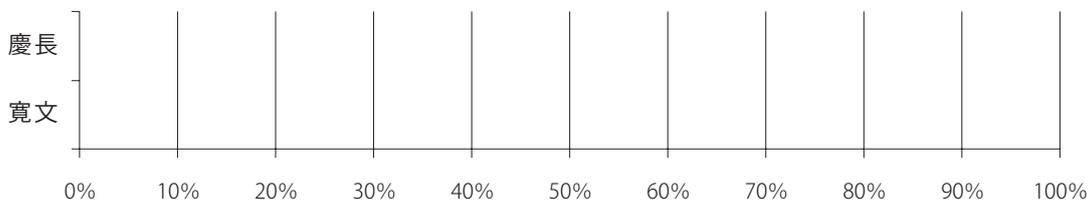
20 飯野（南アルプス市飯野）

- ①延宝9年（1681）8月17～19日
貞享5年（1688）4月21～24日

- ②[延宝] 4 (?) / [貞享] 5 (5)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文									
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
							0	0	0
							0	0	0



21 飯野新田（南アルプス市飯野新田）

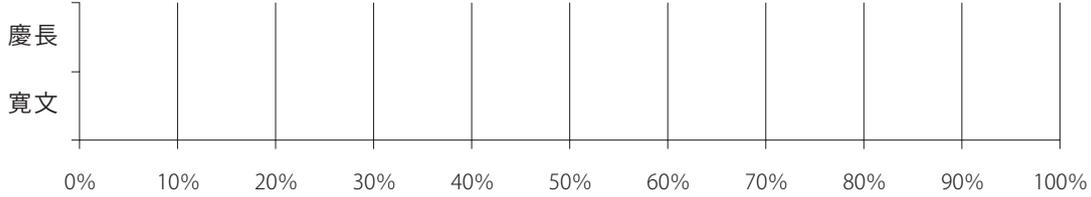
①貞享5年（1688）4月25、26日
元禄16年（1703）9月27日

②[貞享] 4 (4) / [元禄] 3 (?)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文									
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
								0	0

※その他は慶長（山畠 10、山畑 21）、寛文（山畑 27〔石盛 2〕、山下畑 24〔石盛 1〕）



22 在家塚（南アルプス市在家塚）

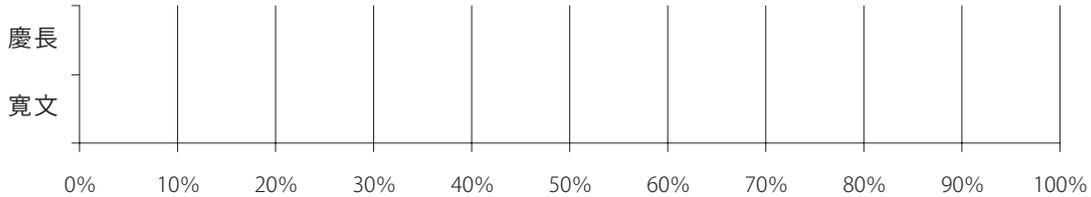
①貞享5年（1688）5月24日

②[貞享] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文									
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
								0	0

※虫損のため内容不明



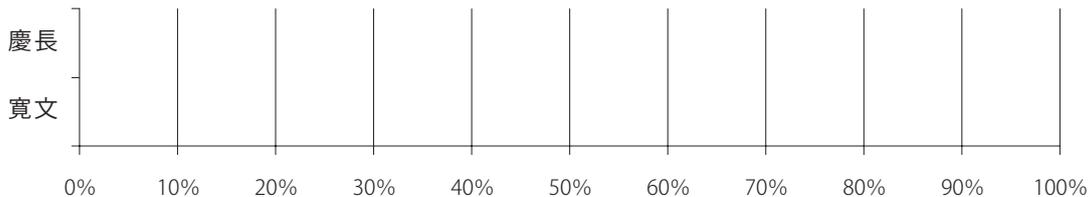
23 西野（南アルプス市西野）

①延宝9年（1681）8月23日
貞享5年（1688）5月21日

②[延宝] 1 (?) / [貞享] 2 (2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文									
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
								0	0



24 上今諏訪（南アルプス市上今諏訪）

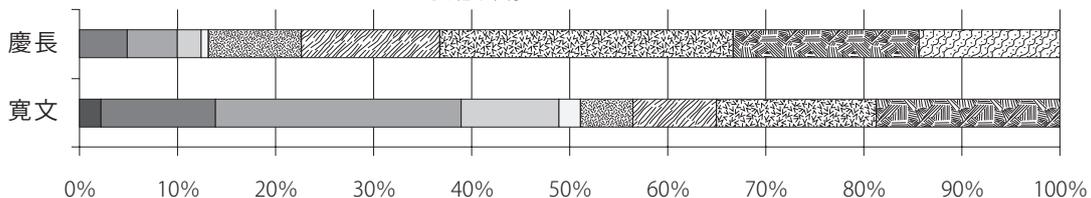
①慶長6年（1601）9月9、10日
寛文4年（1664）8月2、4、6、9日
延宝9年（1681）8月23日
貞享5年（1688）5月21日
元禄16年（1703）10月4日

②[慶長] 3 (3) / [寛文] 5 (5)
[延宝] 2 (?) / [貞享] 3 (3)
[元禄] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	0	17	17	9	2	33	48	103
寛文	0	22	114	245	99	21	52	82	160
石盛		16	14	11	7		12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
64	50	0	0	0	1	0	0	344	2345
185	0	0	0	0	0	0	0	980	8640
4		12	10	7	4				

※その他は不明

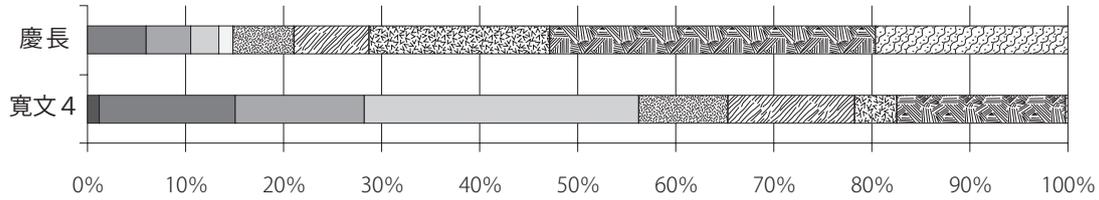


25 下今諏訪 (南アルプス市下今諏訪)

- ①慶長6年 (1601) 9月11、14日
 寛文4年 (1664) 7月21~26日
 寛文12年 (1672) 8月4~10日

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	0	23	17	11	6	24	29	71
寛文4	0	14	172	161	348	0	81	56	39
石盛		16	14	11	7		12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
128	75	0	0	0	0	0	0	384	2173
120	0	29	106	13	93	1	0	1233	10995
4		12	10	7	4				



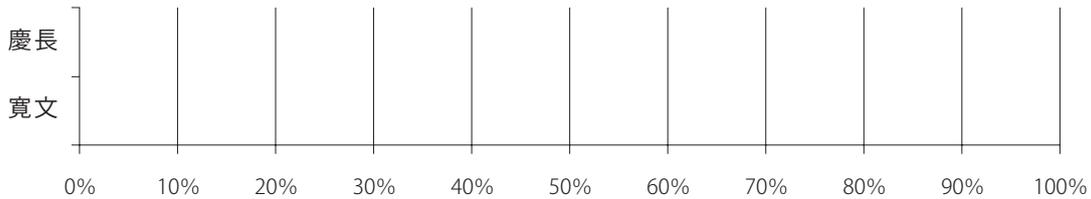
26 曲輪田(南アルプス市曲輪田・曲輪田新田)

- ①延宝9年 (1681) 8月19日
 貞享5年 (1688) 4月20日
 元禄16年 (1703) 10月1日

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文									
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
								0	0

- ②[延宝] 3 (?) / [貞享] 3 (4)
 [元禄] 3 (3)



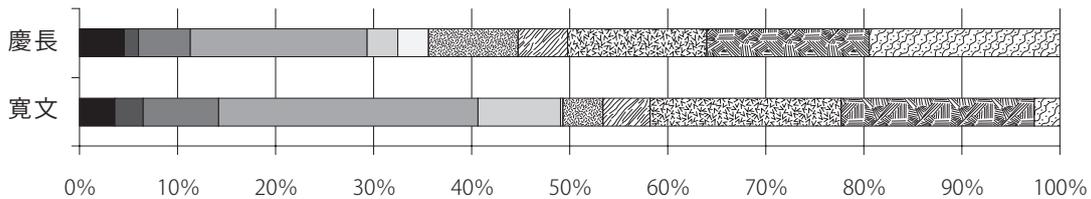
27 上宮地 (南アルプス市上宮地)

- ①慶長6年 (1601) 9月16~21日
 寛文12年 (1672) 7月6~11、17~22日
 貞享5年 (1688) 5月25日

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	45	13	52	176	30	31	89	49	138
寛文	124	91	265	895	288	6	45	48	146
石盛	19	18	15	12	8	4	12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
161	190	0	0	0	0	0	0	974	7893
162	46	99	116	513	509	41	0	3394	31876
4	2	12	10	7	4	2			

- ②[慶長] 6 (7) / [寛文] 12 (12)
 [貞享] 1 (1)



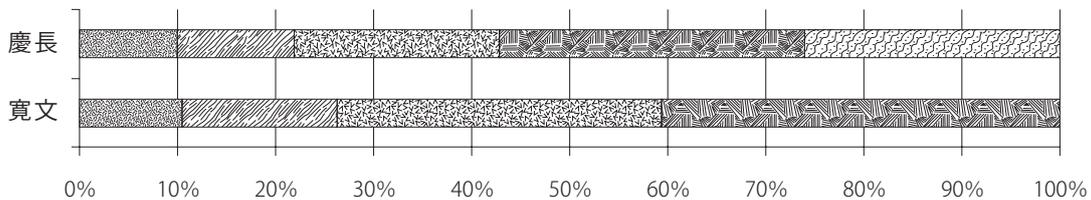
28 桃菌 (南アルプス市桃園)

- ①慶長6年 (1601) 9月17、19、20日
 寛文4年 (1664) 7月7~11日
 貞享5年 (1688) 5月24日

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	0	0	0	0	0	5	3	8
寛文	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石盛							12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
0	3	51	64	109	175	144	0	562	2861
0	0	114	175	362	446	0	0	1097	7436
4		12	10	7	4				

- ②[慶長] 4 (4) / [寛文] 5 (5)
 [貞享] 1 (1)



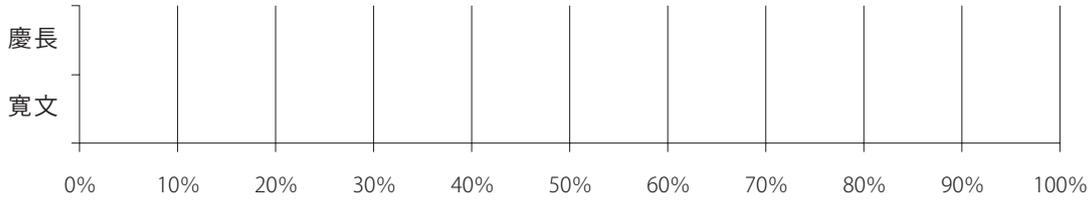
29 上今井 (南アルプス市上今井)

①延宝9年(1681)8月23日

②[延宝]1(?)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文									
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
								0	0
									7



30 下今井 (南アルプス市下今井)

①慶長6年(1601)9月15、16日

寛文4年(1664)7月7~9日

延宝9年(1681)8月21日

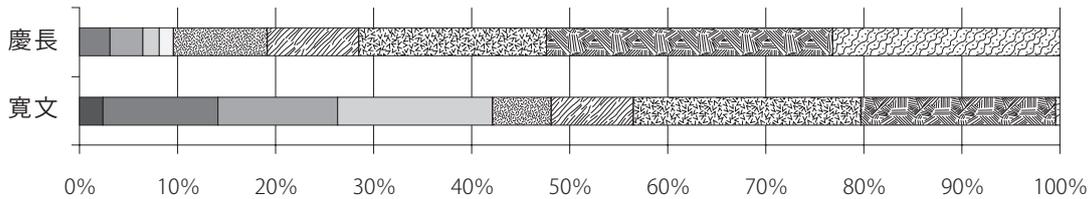
貞享5年(1688)5月22日

②[慶長]3(3) / [寛文]3(3)

[延宝]1(?) / [貞享]2(2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	0	12	12	7	5	37	35	73
寛文	0	14	74	76	100	0	0	0	0
石盛		16	14	11	7			10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
111	88	0	0	0	0	0	0	380	1654
0	0	37	53	145	124	3	0	626	4837
4			10	7	4				



31 十日市場 (南アルプス市十日市場)

①慶長6年(1601)9月26~28、30日

寛文4年(1664)7月29日、8月2、4、6、7日

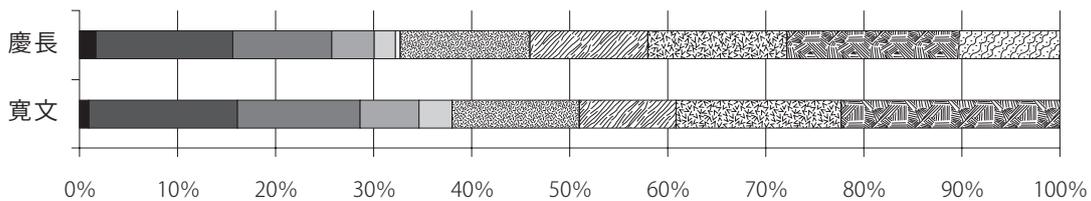
貞享5年(1688)6月6日

②[慶長]5(5) / [寛文]5(5)

[貞享]1(1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	18	146	106	47	22	6	140	128	144
寛文	10	165	138	67	37	0	141	109	185
石盛	21	20	17	13	9		14	11	8

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
170	93	0	0	4	17	15	0	1056	11583
244	0	0	0	0	0	0	0	1096	13177
6		14	11	8	6				



32 寺部 (南アルプス市寺部)

①慶長6年(1601)9月28、晦日、10月1日

寛文5年(1665)9月20、22日

延宝9年(1681)8月20日

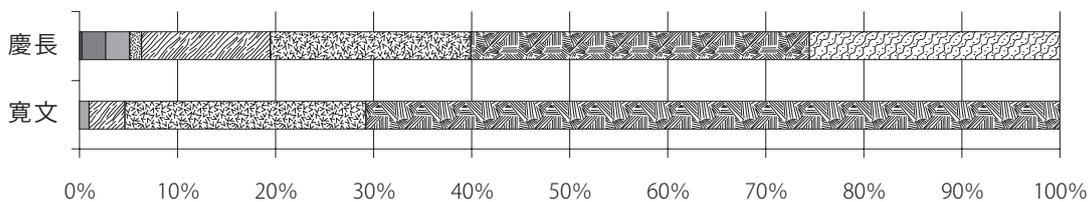
貞享5年(1688)5月22日

②[慶長]4(9) / [寛文]2(8)

[延宝]2(?) / [貞享]2(2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	2	15	16	0	0	8	86	135
寛文	0	0	0	2	0	0	0	7	48
石盛		19	16	13	8		12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
227	169	0	1	0	0	0	0	659	3305
139	0	0	0	0	0	0	0	196	988
4		12	10	7	4				



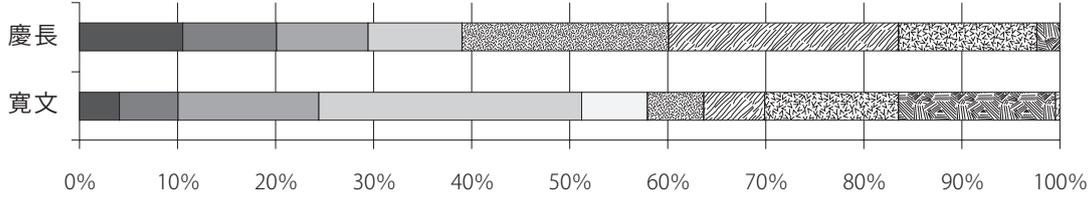
33 加賀美中条（南アルプス市鏡中條）

①慶長6年（1601）11月20、22～26、29日
寛文4年（1664）7月6、11、18、21、23、25～晦日
延宝5年（1677）9月

②[慶長] 7 (7) / [寛文] 12 (12)
[延宝] 1 (?)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	83	74	73	76	0	164	184	111
寛文	0	112	165	391	742	182	152	138	349
石盛		19	16	13	9		13	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
19	0	0	0	0	0	0	0	784	9238
425	12	11	29	32	15	0	0	2755	25185
5		13	10	7	5				



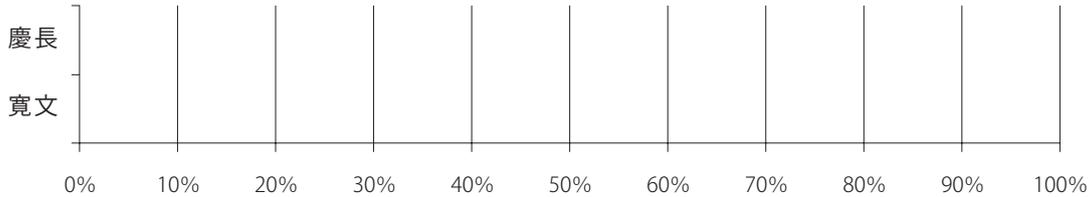
34 山寺（南アルプス市山寺）

①貞享5年（1688）5月25日

②[貞享] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文									
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
								0	0



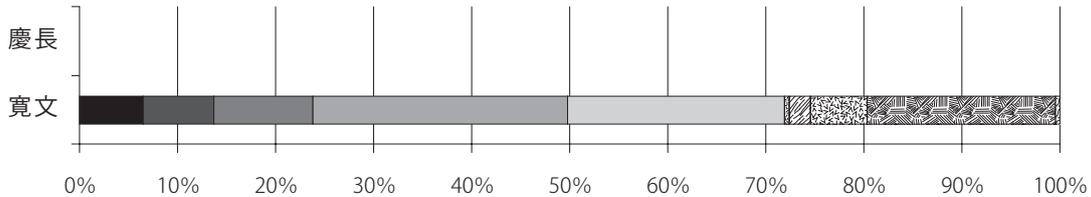
35 一之瀬(南アルプス市上市之瀬・下市之瀬)

①寛文11年（1671）8月1～4、6～10日
貞享5年（1688）6月5日
元禄16年（1703）3月、10月

②[寛文] 9 (9) / [貞享] 1 (1)
[元禄] 3 (?)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文	196	223	317	806	682	0	1	1	1
石盛	19	18	15	12	8		12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
1	0	19	62	179	595	14	0	3097	32135
4		12	10	7	4				



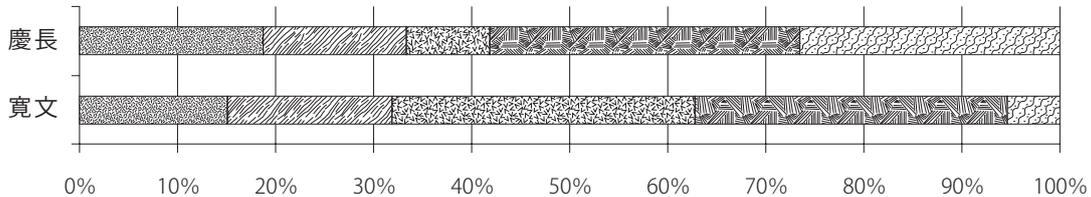
36 鋳物師屋（南アルプス市下市之瀬）

①慶長6年（1601）10月10日
寛文12年（1672）8月2日

②[慶長] 1 (1) / [寛文] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	0	0	0	0	0	71	56	32
寛文	0	0	0	0	0	0	94	103	191
石盛							11	10	6

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
120	101	0	0	0	0	0	0	380	2215
198	33	0	0	0	0	0	0	619	4068
4	2	11	10	6	4	2			



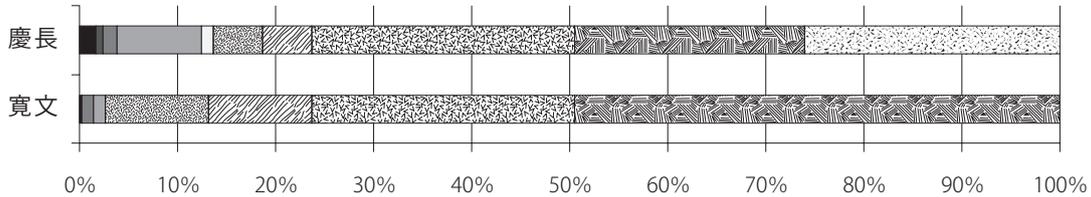
37 下宮地 (南アルプス市下宮地)

①慶長6年(1601)9月28日
寛文4年(1664)8月7、9、11日
貞享5年(1688)4月18日

②[慶長]2(2) / [寛文]3(3)
[貞享]1(1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	6	2	5	31	0	4	18	18	95
寛文	1	0	5	5	0	0	46	46	117
石盛	17		11	9			11	10	6

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
83	92	0	0	0	0	0	0	354	1716
215	0	0	0	0	0	0	0	435	2645
4		11	10	6	4				



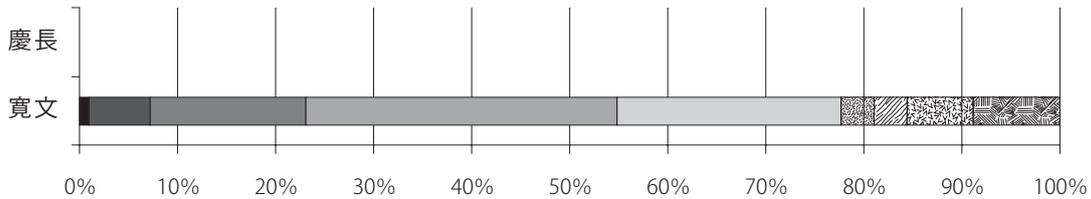
38 江原 (南アルプス市江原)

①寛文11年(1671)7月20~26日

②[寛文]7(7)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文	19	137	340	682	490	0	34	17	47
石盛	19	18	15	12	8		12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
							0	0	
130	0	39	56	101	58	0	0	2150	23425
4		12	10	7	4				



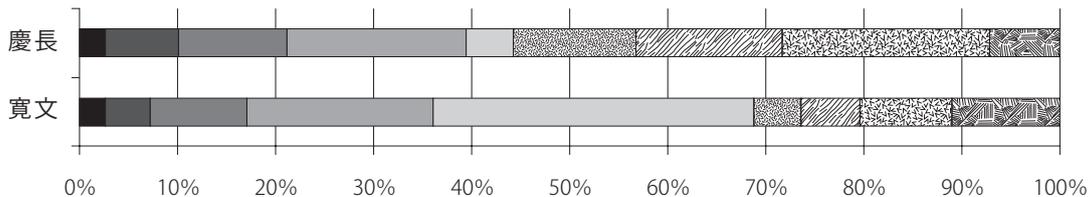
39 加賀美 (南アルプス市加賀美)

①慶長6年(1601)11月15~23日
寛文12年(1672)7月24~8月10日
貞享5年(1688)6月4日

②[慶長]9(9) / [寛文]12(12)
[貞享]1(1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	28	80	119	197	50	0	132	159	225
寛文	77	126	281	546	935	0	134	173	266
石盛	19	18	15	12	8		12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
75	0	3	0	4	1	0	0	1073	11638
318	0	0	0	0	0	0	0	2856	28450
4		12	10	7	4				



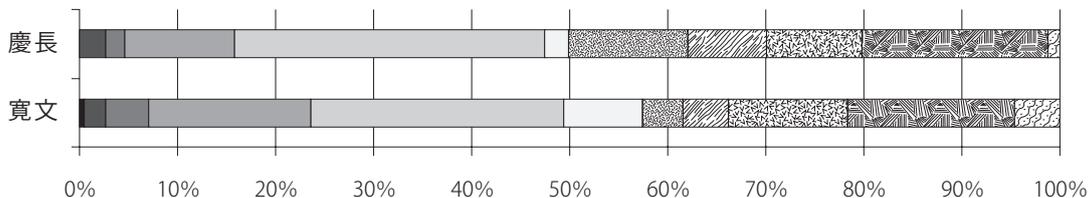
40 藤田 (南アルプス市藤田)

①慶長6年(1601)9月晦日、10月1~3、5~8日
寛文12年(1672)7月24~29日、8月1~10日
宝永元年(1704)9月

②[慶長]9(9) / [寛文]22(23)
[宝永]1(1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	35	26	147	416	32	26	9	5
寛文	24	91	205	730	1158	359	178	215	534
石盛	19	18	16	12	9	6	13	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
85	5	133	96	124	164	12	0	1315	12062
770	206	0	0	0	0	0	0	4470	39380
5	3	13	10	7	5	3			



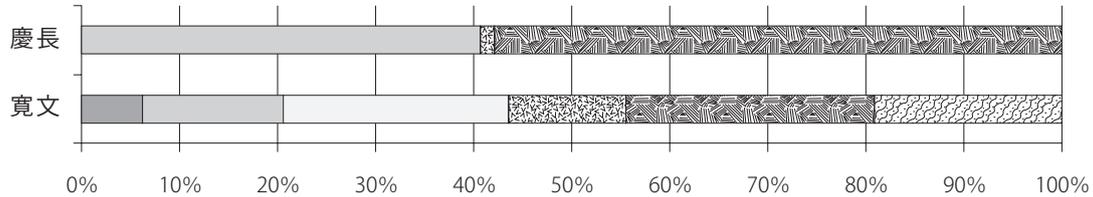
41 浅原 (南アルプス市浅原)

①慶長6年 (1601) 11月6日
寛文12年 (1672) 8月11、12日
貞享5年 (1688) 4月8日
宝永元年 (1704) 9月

②[慶長] 1 (?) / [寛文] 3 (3)
[貞享] 1 (1) / [宝永] 3 (3)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	0	0	0	33	0	0	0	1
寛文	0	0	0	20	48	76	0	0	40
石盛				10	7	3			7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
19	0	0	0	0	28	0	0	81	473
84	63	0	0	0	0	0	0	331	1590
5	2			7	5	2			



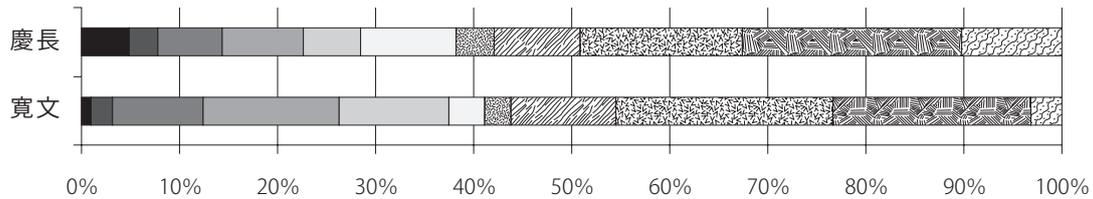
42 川上 (南アルプス市川上)

①慶長6年 (1601) 10月8日
寛文12年 (1672) 7月26~29日
貞享5年 (1688) 4月16日

②[慶長] 2 (2) / [寛文] 4 (4)
[貞享] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	13	8	18	23	16	26	4	16	32
寛文	8	20	78	118	96	30	23	91	189
石盛	17	16	14	10	6	4	11	10	6

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
40	25	7	8	13	21	3	0	273	1962
171	28	0	0	0	0	0	0	852	6461
4	2	11	10	6	4	2			



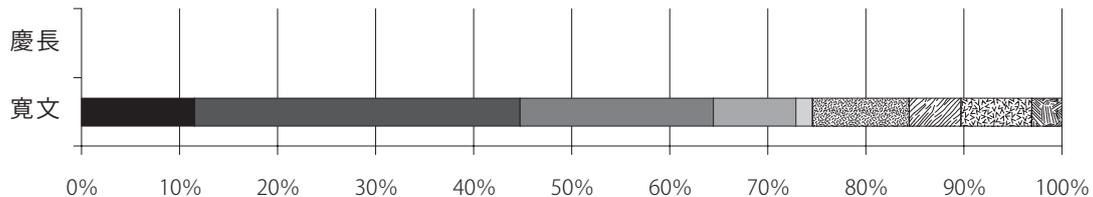
43 鮎沢 (南アルプス市鮎沢)

①寛文9年 (1669) 8月25日~9月2日
貞享5年 (1688) 4月18日

②[寛文] 7 (7) / [貞享] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文	80	234	137	60	12	0	58	12	7
石盛	20	19	16	13	9		13	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
							0	0	0
3	0	10	25	44	19	0	0	701	10847
5		13	10	7	5				



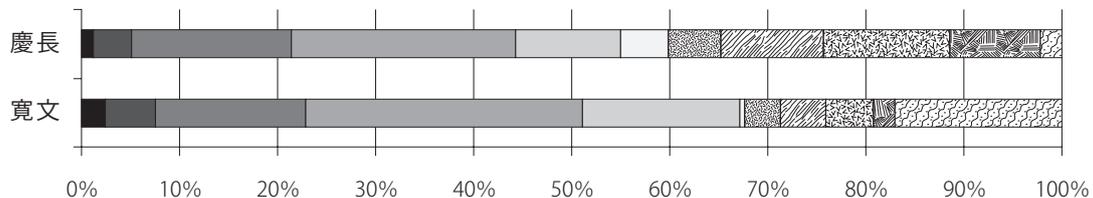
44 田嶋 (南アルプス市田嶋)

①慶長6年 (1601) 10月2~5日
寛文12年 (1672) 7月20~25日

②[慶長] 4 (4) / [寛文] 6 (6)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	8	27	112	155	73	34	36	72	88
寛文	36	79	234	432	246	4	57	70	76
石盛	19	18	15	12	8		12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
62	16	0	0	0	0	0	0	683	6778
34	260	0	0	0	0	0	0	1528	14820
4		12	10	7	4				



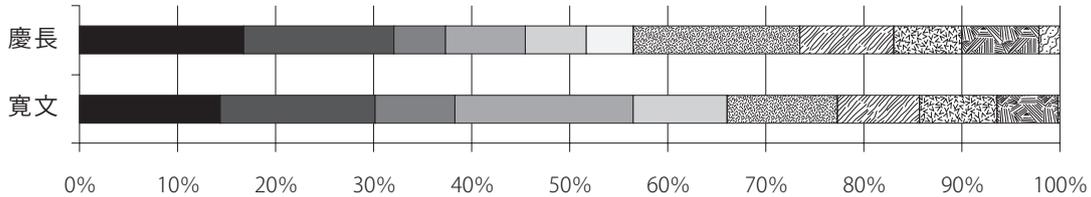
45 古市場（南アルプス市古市場）

①慶長6年（1601）10月6、7日
寛文12年（1672）8月4～6日
貞享5年（1688）4月17日

②[慶長] 3 (3) / [寛文] 3 (3)
[貞享] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	66	61	21	32	25	19	68	38	27
寛文	61	68	35	78	41	0	49	36	33
石盛	21	19	16	14	9		15	11	9

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
32	8	0	0	0	0	0	0	397	5459
27	1	0	0	0	0	0	0	429	6211
7		15	11	9	7				



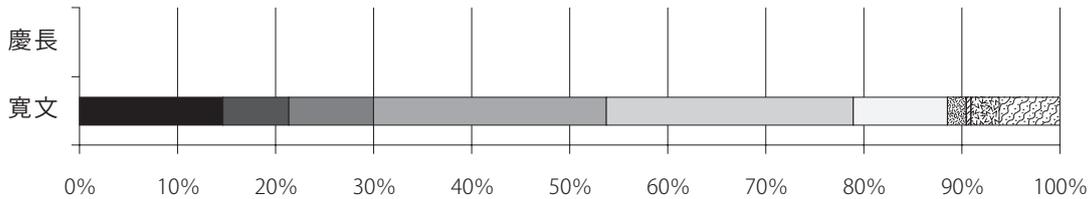
46 大師・南大師（南アルプス市大師）

①寛文11年（1671）7月10～13、17、18日
貞享5年（1688）4月17日

②[寛文] 6 (6) / [貞享] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長									
寛文	152	71	91	248	265	101	0	0	0
石盛	21	20	17	14	10	7	15	12	9

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
								0	0
0	0	19	5	30	140	66	0	1188	14707
6	4	15	12	9	6	4			



47 清水（南アルプス市清水）

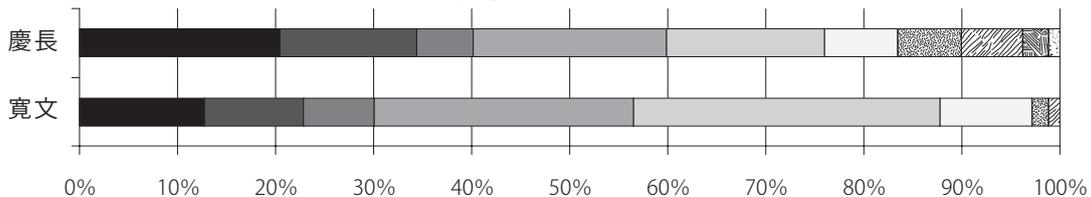
①慶長6年（1601）10月13、14日
寛文12年（1672）7月27～29日
貞享5年（1688）4月17日

②[慶長] 2 (2) / [寛文] 3 (3)
[貞享] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	38	26	11	37	30	14	0	0	0
寛文	41	33	24	86	102	31	5	4	0
石盛	20	19	15	12	9	7	13	10	

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
0	0	12	12	5	0	0	2	187	2507
0	0	0	0	0	0	0	0	326	4079
		13	10						

※その他は永田



48 西南湖（南アルプス市西南湖）

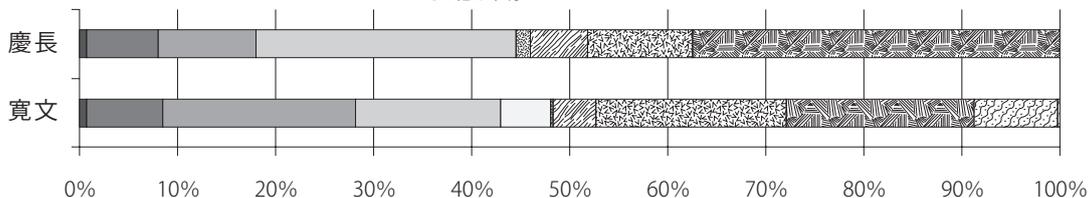
①慶長6年（1601）10月晦日、11月1、2、4、5日
寛文12年（1672）8月6～13日
宝永5年（1708）2月

②[慶長] 6 (6) / [寛文] 8 (?)
[宝永] 2 (?)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	6	54	74	198	0	0	14	5
寛文	0	31	331	825	627	209	10	191	810
石盛									

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
5	0	10	29	75	275	0	0	745	0
814	354	0	0	0	0	4	1	4207	0

※その他は不明



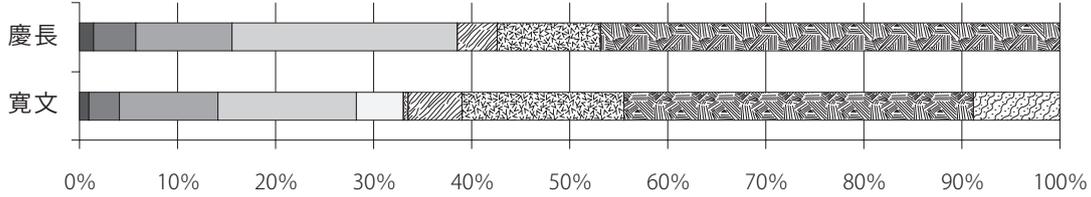
49 東南胡 (南アルプス市東南湖)

①慶長6年 (1601) 10月29、晦日、11月1、2、4、5日
寛文12年 (1672) 8月4~17日
貞享5年 (1688) 4月9日

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	15	44	106	243	0	0	2	1
寛文	0	28	98	304	437	146	0	1	0
石盛		18	16	12	8	4	12	10	8

②[慶長] 6 (6) / [寛文] 15 (15)
[貞享] 1 (1)

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
2	0	0	40	111	493	0	0	1057	8476
0	4	14	167	506	1093	267	0	3065	23067
6	3	12	10	8	6	3			



50 落合 (南アルプス市落合)

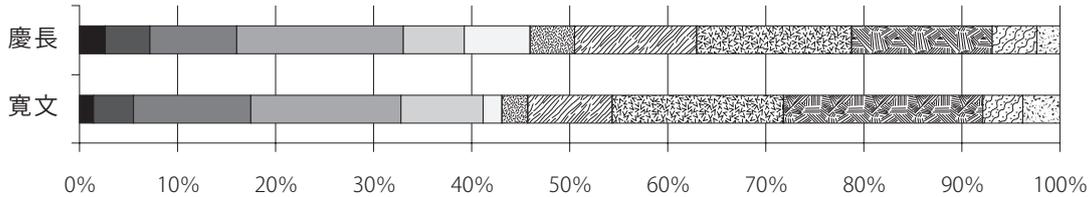
①慶長6年 (1601) 10月7~9、11~13日
寛文12年 (1672) 7月25日~8月8日
貞享5年 (1688) 4月17日

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	34	58	113	218	81	88	56	157	204
寛文	37	124	344	443	243	55	77	247	507
石盛	19	18	15	12	8	4	12	10	7

②[慶長] 7 (7) / [寛文] 15 (15)
[貞享] 1 (1)

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
181	60	1	3	1	3	0	29	1287	12214
590	115	0	0	3	0	0	111	2896	27571
4	2	12	10	7	4	2	22		

※その他は藪田(井田)



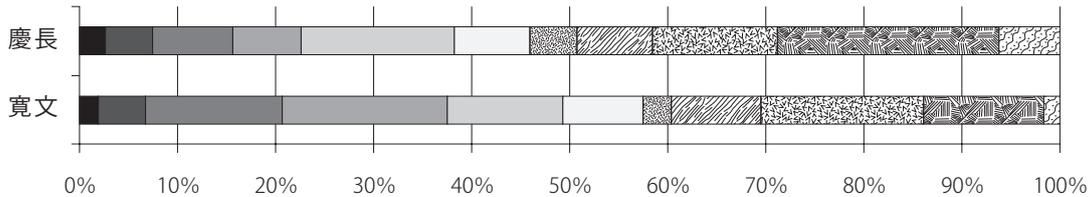
51 荊沢 (南アルプス市荊沢)

①慶長6年 (1601) 10月13~16日
寛文12年 (1672) 8月9~13日
貞享5年 (1688) 4月17日

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	19	36	59	52	115	56	35	58	93
寛文	26	65	192	233	164	111	41	125	230
石盛	20	19	16	13	9	4	13	10	7

②[慶長] 6 (6) / [寛文] 6 (6)
[貞享] 1 (1)

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
166	46	0	0	0	0	0	0	735	6597
168	23	0	0	0	0	0	0	1378	14078
5	3	13	10	7	5	3			



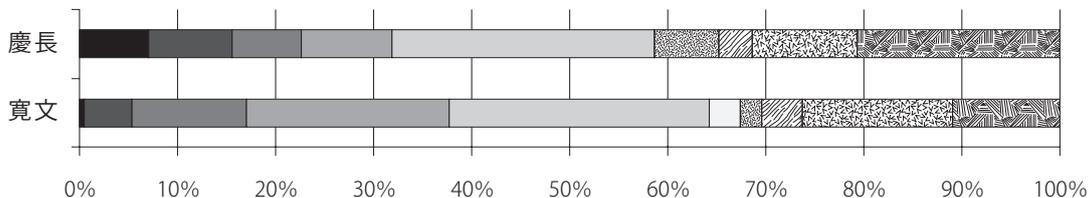
52 宮沢 (南アルプス市宮沢)

①慶長6年 (1601) 10月15~17日
寛文12年 (1672) 8月14~18日
貞享5年 (1688) 4月17日

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	42	52	41	56	160	0	17	19	33
寛文	6	59	142	249	319	37	26	50	187
石盛	19	18	15	12	8	4	12	10	7

②[慶長] 3 (3) / [寛文] 5 (5)
[貞享] 1 (1)

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
75	0	23	1	30	50	0	0	599	5922
132	0	0	0	0	0	0	0	1207	11643
4		12	10	7	4				



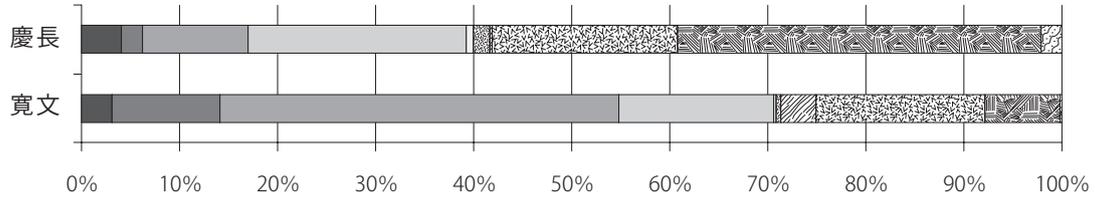
53 戸田・戸田新町（南アルプス市戸田）

- ①慶長6年（1601）10月20～22日
 寛文12年（1672）7月18、19、21～25日
 延宝9年（1681）8月20、21日
 貞享5年（1688）4月17日

- ②[慶長] 3 (?) / [寛文] 7 (8)
 [延宝] 4 (?) / [貞享] 1 (1)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	35	18	94	194	6	1	0	8
寛文	0	66	248	905	354	6	9	78	384
石盛		18	15	12	8	3	12	10	7

下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
51	7	14	2	155	271	12	0	868	6265
166	6	1	0	4	2	0	0	2229	22918
4	2	12	10	7	4	2			



54 和泉（南アルプス市和泉）

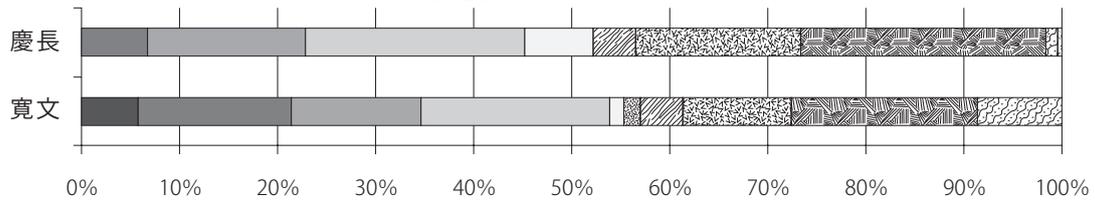
- ①慶長6年（1601）10月17日
 寛文12年（1672）7月28日～8月6日
 貞享5年（1688）4月18日
 宝永5年（1708）2月、同8年（1711）2月

- ②[慶長] 3 (3) / [寛文] 8 (8)
 [貞享] 1 (1) / [宝永] 2 (2)

地目	麦田	上田	中田	下田	下々田	田	上畑	中畑	下畑
慶長	0	0	17	41	57	18	0	11	43
寛文	0	104	279	240	342	26	34	76	199
石盛		17	14	11	7	2	10	8	6

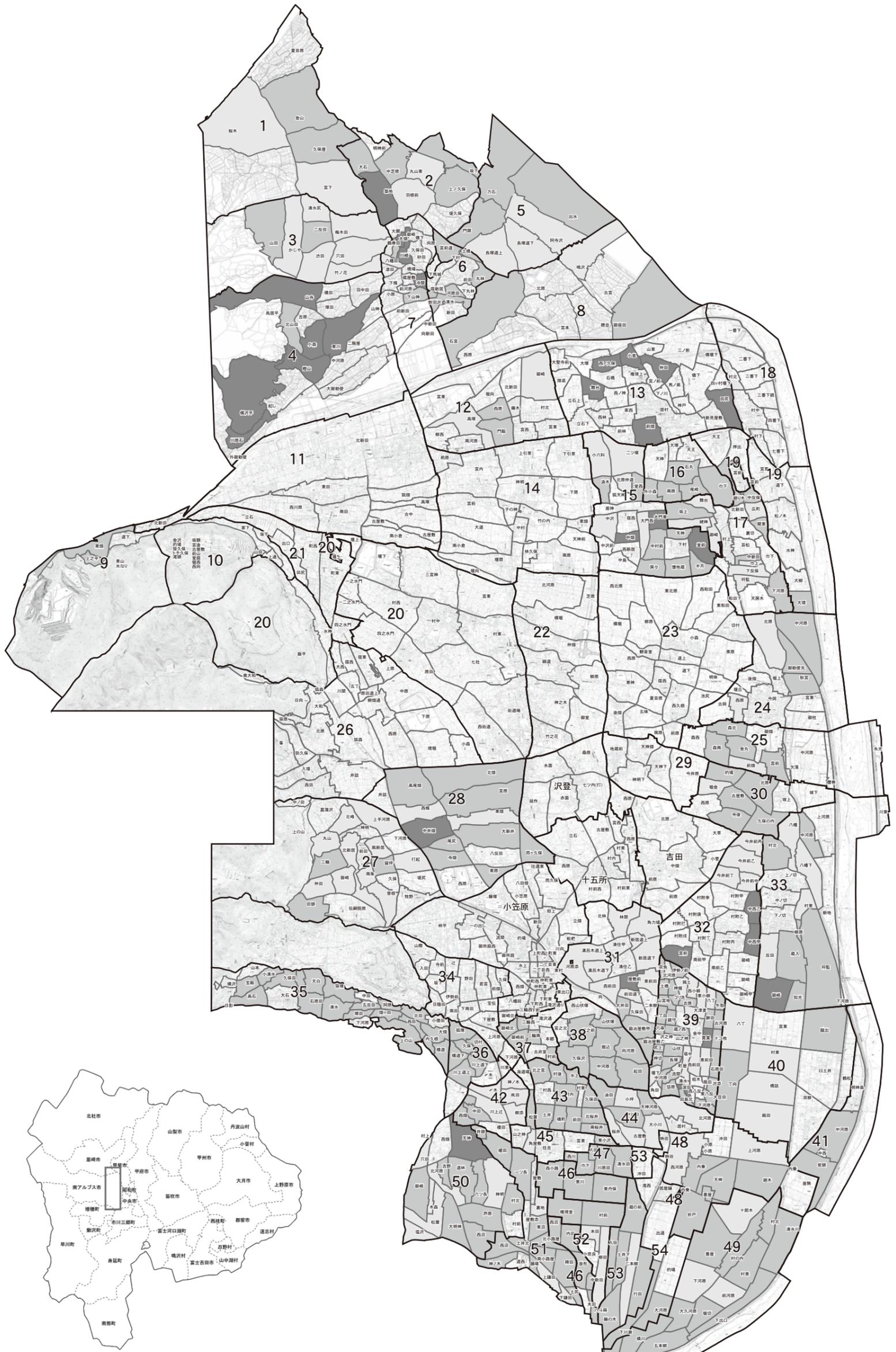
下々畑	畑	上畠	中畠	下畠	下々畠	畠	その他	合計	石数
64	3	0	0	0	0	0	1	255	1729
341	155	0	0	0	0	0	0	1796	14421
4	1	10	8	6	4	1			

※その他は荒田



旧大字（旧村）名

- 1 上條北割
- 2 上條東割
- 3 上條中割
- 4 上條南割
- 5 下條東割
- 6 下條中割
- 7 下條西割
- 8 下條南割
- 9 駒場
- 10 築山
- 11 有野
- 12 六科
- 13 野牛島
- 14 百々
- 15 上八田
- 16 榎原
- 17 徳長
- 18 上高砂
- 19 下高砂
- 20 飯野
- 21 飯野新田
- 22 在家塚
- 23 西野
- 24 上今諏訪
- 25 下今諏訪
- 26 曲輪田
- 27 上宮地
- 28 桃菌
- 29 上今井
- 30 下今井
- 31 十日市場
- 32 寺部
- 33 加賀美中条
- 34 山寺
- 35 一之瀬
- 36 鑄物師屋
- 37 下宮地
- 38 江原
- 39 加賀美
- 40 藤田
- 41 浅原
- 42 川上
- 43 鮎沢
- 44 田嶋
- 45 古市場
- 46 大師・南大師
- 47 清水
- 48 西南胡
- 49 東南胡
- 50 落合
- 51 荊沢
- 52 宮沢
- 53 戸田・戸田新町
- 54 和泉



- 慶長検地帳に見える小字名
- 寛文検地帳に見える小字名
- 慶長検地帳・寛文検地帳の両方に見える小字名

図2 検地帳記載字名図

1000 500 0 1000m

3 分析結果

本研究では、御勅使川扇状地及び釜無川右岸に所在する54か村の検地帳のデータを分析し、土地の利用状況や字名の変化について考察した。この結果を以下にまとめる。

まず、前節で分析した検地帳のデータから、各村ごとの田畑（畠）の比率を比較すると、田地の比率が高い村は、上條北割・上條中割・上條南割・下條東割・下條中割・上高砂・下高砂・徳長・上今諏訪・一之瀬・江原・加賀美・鮎沢・田嶋・古市場・大師・清水・宮沢・戸田、一方、畑（畠）地の比率が高い村は、上條東割・六科・上八田・榎原・桃藪・十日市場・寺部・下宮地・川上・東南胡があげられる。このうち田地の比率が高い村は、竜岡台地や釜無川河岸段丘の崖下に広がる御勅使川扇状地の扇端部、また滝沢川・坪川流域に所在する。これらの地域は、湧水の利用や河川からの取水が容易であり、水利に適した地形的特徴がある。一方、畑（畠）地の比率が高い村は、御勅使川扇状地の扇中央部・釜無川右岸の自然堤防上に位置し、河川の伏流や用水路の安定的な維持という条件の影響を受けやすい。このように、各村が立地する地形的状況が土地利用の差異に表れている。

次に、検地帳に記載された耕地の小字名に注目すると、慶長・寛文検地帳に見える小字名が現存する地域は図2のとおりである。これらは、①竜岡台地、②釜無川右岸の河岸段丘、③滝沢川・坪川扇状地に位置しており、少なくとも17世紀初頭以降、安定的な耕地としての土地利用が比較的可能であったと判断される。一方、和泉村は、慶長・寛文検地帳が現存するが、それらに記載された小字名は継承されていない。また下宮地・浅原・清水の各村は、慶長検地帳が現存するものの寛文検地帳に記載された小字名が継承されている。下宮地村を除く各村は、釜無川右岸や滝沢川扇状地扇端部の低地に立地し、水害の影響を受け土地利用の継続性が困難であり、大幅な小字名の変更が生じたことが考えられる。

ところで、調査地域の土地利用について検討する上で、重要な要素を占めるのが徳嶋堰の築造である。同堰は上田井村（葦崎市）で釜無川から取水し、曲輪田新田村（南アルプス市）に至る全長約17kmの用水路であり、寛文3年（1663）に着工、同7年（1667）までには完成したが、台風による破損を経て同10年（1670）に改めて完成したという。

延宝・貞享検地帳には、徳嶋堰の利用によって新たに検地帳に帳付された耕地が記載されており、この状況は図3のとおりである。このうち、有野・百々・飯野・飯野新田・在家塚・西野・曲輪田の各村は、慶長・寛文検地帳がなく延宝・貞享検地帳が現存している。これらの村は、徳嶋堰築造により水利に変化が生じ、それ以前に開発された耕地の利用に影響が及んだ結果、慶長・寛文期の小字が消滅し、新たな小字が継承されたと考えられる。

このうち、六科村の小字高塚・御崎は、慶長・寛文・延宝・貞享、また高塚の東に接する西原・門脇は、寛文・延宝・貞享、そして西原の東に接する藤木は、慶長・寛文・貞享の検地帳にそれぞれ記載されている。当該地域は、六科将棋頭によって水害を防いだ地域であり、従来、徳嶋堰から分水する後田堰の築造まで耕地開発がなされなかったと考えられている。しかし、慶長期以降継続して小字名が検地帳に記載されているため、これらの土地は、17世紀初頭以降、継続的に耕地利用がされており、現在の将棋頭の前身となる堤防によって維持されていたと判断される。

特に、六科将棋頭の内側に位置する高塚の検地帳に記載された地目別筆数をあげると、慶長（下畑2、下々

畑10、永荒1)、寛文(下畑2、下々畑1)、延宝(上毛田2、中毛田8、下毛田54、下々毛田23、田17、下畑4、下々畑24)、貞享(中田1、下田44、下々田7)となっている。すなわち、慶長・寛文期には下畑・下々畑が確認されるが、延宝・貞享期には上田・中田を含む田地へと変化している。延宝・貞享検地は「徳嶋堰下新田畑」「徳嶋堰下付新田」を対象としており、慶長・寛文検地に記載された畑地が田地に変更されたとは必ずしも断言できない。しかし、寛文4年(1664)の検地で耕地筆数が減少したのは、この間の徳嶋堰築造により土地利用に影響が生じ、高塚の耕地が検地帳に記載されなかったためであると考えられる。したがって、延宝検地帳に記載された高塚の田地は、従来の畑地が徳嶋堰の灌漑により田地へと変貌した土地も含まれていたことが推測される。

以上のような高塚の土地利用は、御崎・西原・門脇・藤木でも同様であることから、当該地域に共通することが考えられる。17世紀初頭から継続した耕地開発と徳嶋堰築造にともなう畑地から田地への変貌という二つの特徴が、当該地域の景観を形成したといえよう。

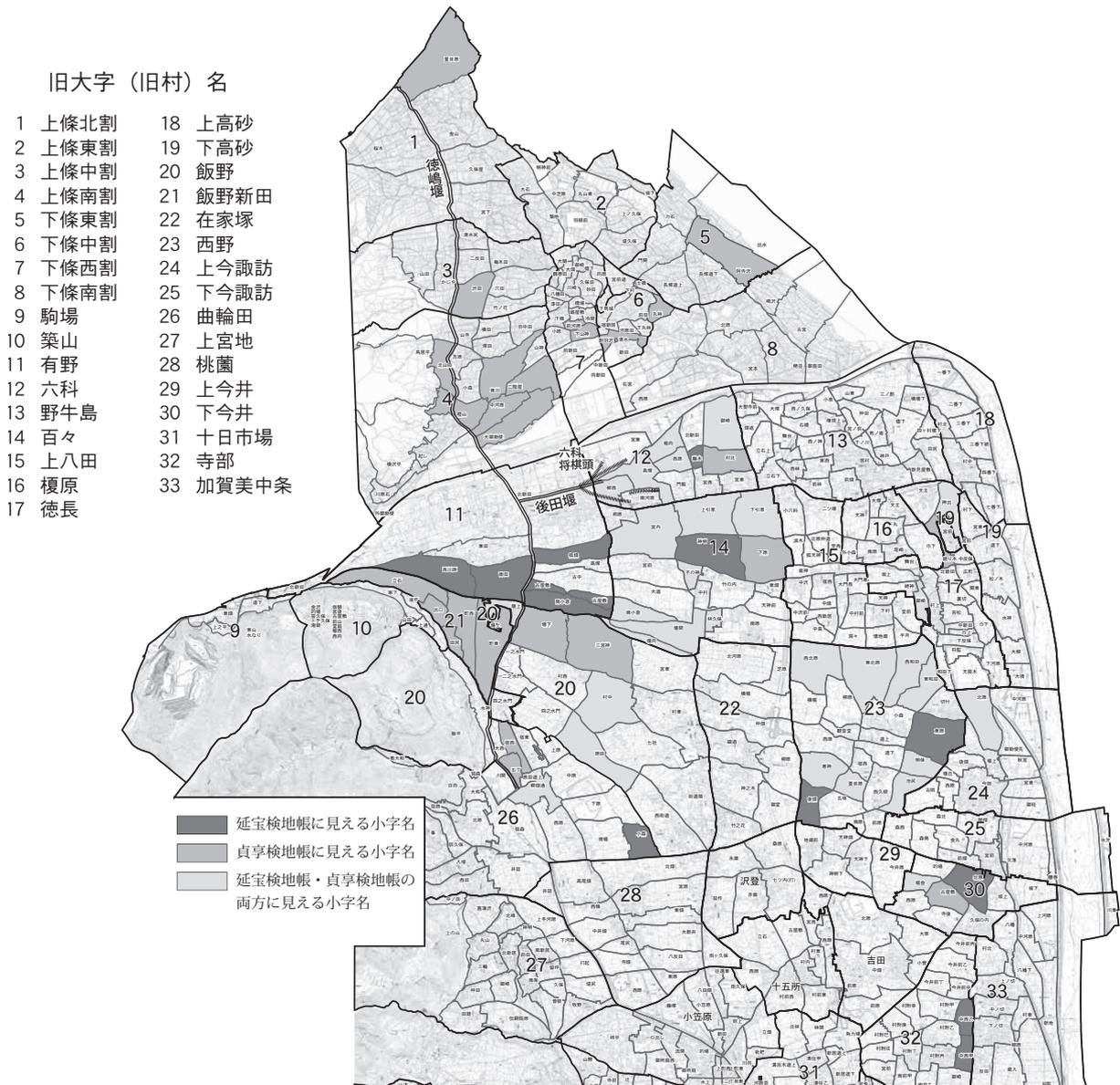
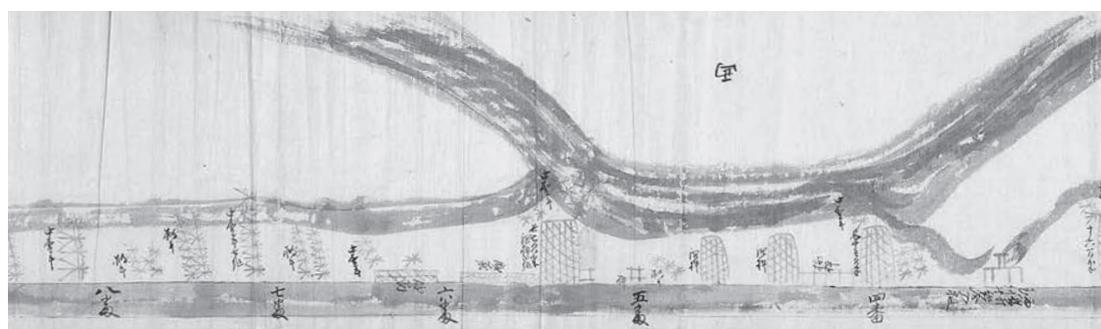
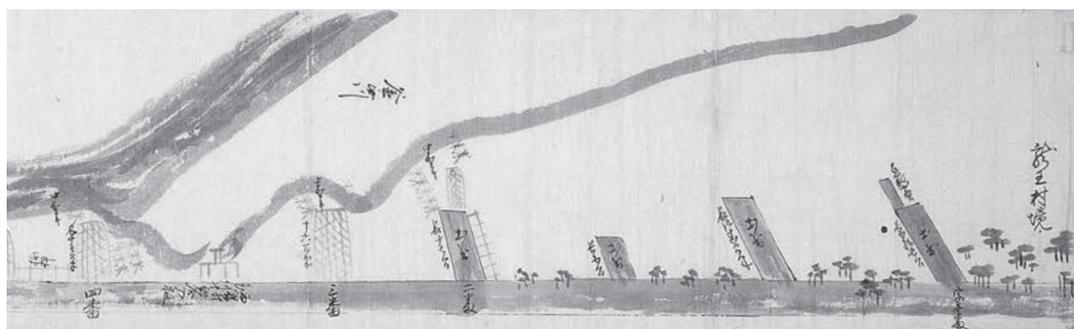


図3 徳嶋堰関係検地帳記載字名図

第三章 特 論



「西八幡堤絵図」（江戸～明治時代、山梨県立博物館蔵 [新海家文書]）
に描かれた釜無川の堤防と牛柵類の設置状況

静岡県における近世治水用牛柁類の展開と山梨県国中地域との比較

畑 大介

はじめに

近世の静岡県内の河川には、様々な種類の牛柁類が設置されていたことが当時の史料から把握できる。それら牛柁類がどのようにしてもたらされたのかについて考える際、参考になるのが「御普請一件」⁽¹⁾や『地方凡例録』⁽²⁾といった治水工法を伝える文献史料である。年不詳の「御普請一件」には「元来棚牛・大聖牛・尺木牛・胴木牛・尺木垣などは、甲斐国に往古より仕来候を、享保年中より諸国に用る也」と記され、寛政6年(1794)跋の『地方凡例録』もほぼ同様の記述をしつつ、古来甲州で用いられていた牛類として胴木牛の代わりに棚木牛と菱牛を挙げている点と、「享保年中以前は余国には余り無かりしに」としてそれらの牛類が享保以前にも余国に少しは存在したことを含めている点が異なっているが、両文献はいずれも甲斐国で用いられていた牛類が諸国に導入されていったとしている。

本稿ではその技術伝播を検証する第一歩として、山梨県に隣接する静岡県内の河川において実際にどのような牛柁類が設置されてきたのかを調べ、山梨県国中地域の状況と比較検討してみたい。

1 静岡県内の各河川の状況

用いた史料は『市町村史』や静岡県史編纂収集資料等⁽³⁾の仕様帳・目論見帳・出来形帳のほか、流出について書き上げたものなどで、実際にその牛柁類の設置が確認できるものや、設置された可能性が高いと考えられるものを主としている。個々の出典については、()内の地名等を参考にさせていただきたい。

天竜川(図1)

本流では菱牛・大聖牛・大菱牛・沈柁・中柁がみられる。菱牛は享保6年(1721)の月村をはじめとして1810年代にかけて舟明村・小川村・北鹿嶋村といった旧天竜市域で確認でき、松之木嶋村(旧豊岡村)では大聖牛・沈柁とともに弘化3年(1846)の川除普請仕様帳に登場する。また1850年代以降は七蔵新田・池田村・永島村の旧浜北市・旧豊田町域で造られ、大菱牛も安政3年(1856)以降同じ地域で造られている。沈柁は明和5年(1768)の舟明村(旧天竜市)が古い例で、1810年代以降、北鹿嶋村・舟明村・池田村・高園村・西鹿嶋村・松之木嶋村・川口村・永島村など旧天竜市・旧浜北市・旧豊岡村・旧豊田町域でみられる。中柁は天保11年(1840)以降、池田村(旧豊田町)で造られている。

支流では、菱牛・中聖牛・沈柁・中柁・片柁などが造られた。菱牛は寛政元年に山東村(旧天竜市)の二俣川で確認でき、文政11年(1828)に篠原村(旧春野町)の杉川で中柁とともに流失している。中聖牛は明和2年に小川村(旧天竜市)の気田川、安永2年(1773)・同8年に浦川村(旧佐久間町)の大千瀬川、沈柁は寛政7年に片柁とともに大谷村(旧天竜市)の二俣川で確認できる。片柁は古くは安永2年から同8年にかけて浦川村の大千瀬川・相川にみられる一方、文化13年(1816)に久保田村(旧春野町)の気田川で造られた。その他、旧佐久間町域の大千瀬川・相川には安永7年に行柁、文久3年(1863)に貳間柁などもみられる。

ちなみに信濃国内の天竜川本支流では、笈牛・菱牛・大聖牛・中聖牛・川倉・大枠・中枠・続枠・片枠・合掌枠などの牛枠類が確認できる(4)。

太田川(図2)

本流では菱牛と沈枠が確認できる。菱牛と沈枠は、文化14年に深見村(袋井市)、文政3年に牛飼村(森町)で造られ、菱牛は文政11年に森町村でも確認できる。弘化4年上諸井村(旧浅羽町)目論見帳には古川倉がみえるが、支流の原野谷川であろうか。

大井川(図3)

本流では、棚牛・笈牛・菱牛・大聖牛・中聖牛・沈枠がみられる。棚牛は古くは享保3年に弁財天前細島(島田市東町)地先に造られている(『大井川町史』)。棚牛・菱牛・大聖牛の享保年間の動向は、相川村(旧大井川町)の川村文書で知ることができ、大聖牛は享保18年に造られ、菱牛は翌19年にかけて流出や設置の記載がみられる。また大聖牛は、文政12年に北河原新田(島田市)でも造られている(静岡県史編纂収集資料)。中聖牛は安永9年と安政2年に笹間瀬村(旧川根町)で、沈枠は享保13年に

図1 天竜川本支流における牛枠類の時期的推移

1 本支流		1700	1750	1800	1850 (西暦)
牛枠類					
菱牛			-	-	-
大聖牛			-	-	-
中聖牛			-	-	-
大菱牛			-	-	-
沈中	枠		-	-	-
片	枠		-	-	-

2 本流		1700	1750	1800	1850 (西暦)
牛枠類					
菱牛		-	-	-	-
大聖牛			-	-	-
中聖牛			-	-	-
大菱牛			-	-	-
沈中	枠		-	-	-
片	枠		-	-	-

3 支流		1700	1750	1800	1850 (西暦)
牛枠類					
菱牛			-	-	-
中聖牛			-	-	-
沈中	枠		-	-	-
片	枠		-	-	-

図2 太田川本支流における牛枠類の時期的推移

1 本支流		1700	1750	1800	1850 (西暦)
牛枠類					
菱牛				-	-
川倉				-	-
沈	枠			-	-

2 本流		1700	1750	1800	1850 (西暦)
牛枠類					
菱牛				-	-
沈	枠			-	-

3 支流		1700	1750	1800	1850 (西暦)
牛枠類					
川倉					-

図3 大井川本支流における牛枠類の時期的推移

1 本支流		1700	1750	1800	1850 (西暦)
牛枠類					
棚牛		-	-	-	-
笈牛		-	-	-	-
菱牛		-	-	-	-
大聖牛		-	-	-	-
中聖牛		-	-	-	-
沈	枠	-	-	-	-

2 本流		1700	1750	1800	1850 (西暦)
牛枠類					
棚牛		-	-	-	-
笈牛		-	-	-	-
菱牛		-	-	-	-
大聖牛		-	-	-	-
中聖牛		-	-	-	-
沈	枠	-	-	-	-

3 支流		1700	1750	1800	1850 (西暦)
牛枠類					
笈牛			-	-	-
菱牛			-	-	-
中聖牛			-	-	-

牛尾村（旧金谷町）と安政7年に横岡村・同新田（同）で確認できる。

支流では、笈牛・菱牛・中聖牛などがみられる。笈牛は宝暦11年（1761）に笹間村（旧川根町）の笹間川と文化元年に番生寺村（旧金谷町）の大代川、菱牛は文化14年に番生寺村・竹下村（旧金谷町）の大代川、中聖牛は安政2年に笹間瀬村の笹間川で確認できる。

安倍川（図4）

1810年代以前の状況は把握できないが、本流には棚牛・笈牛・中聖牛がみられる。内匠村（静岡市）では文政11年から天保5年にかけて、棚牛・中聖牛・笈牛が確認できる。支流の藁科川では水見色村（静岡市）において文政9年に棚牛が、同10年から安政3年にかけて笈牛が造られている。

興津川（図5）

棚牛が薩埵村（旧清水市）の宝暦8年と明和3年の史料にみえる。また棚牛は天明8年に八木間村、寛政元年に中宿村でも確認できる（静岡県史編纂収集資料）。

由比川（図6）

寛政元年に入山村で棚牛が造られている。

富士川（図7）

本流では棚牛・大聖牛・

図4 安倍川本支流における牛柶類の時期的推移

		1700	1750	1800	1850	(西暦)
牛柶類						
棚牛						
笈牛						
中聖牛						

1 本支流

		1700	1750	1800	1850	(西暦)
牛柶類						
棚牛						
笈牛						
中聖牛						

2 本流

		1700	1750	1800	1850	(西暦)
牛柶類						
棚牛						
笈牛						

3 支流（藁科川）

		1700	1750	1800	1850	(西暦)
牛柶類						
棚牛						
笈牛						

図5 興津川における牛柶類の時期的推移

		1700	1750	1800	1850	(西暦)
牛柶類						
棚牛						

図6 由比川における牛柶類の時期的推移

		1700	1750	1800	1850	(西暦)
牛柶類						
棚牛						

図7 富士川本流における牛柶類の時期的推移

		1700	1750	1800	1850	(西暦)
牛柶類						
棚牛						
大聖牛						
橋大橋牛						
大川倉						
沈中鳥居						

* 富士川ないし潤井川

図8 狩野川本支流における牛柶類の時期的推移

		1700	1750	1800	1850	(西暦)
牛柶類						
沈小						
柶						
柶						

1 本支流

		1700	1750	1800	1850	(西暦)
牛柶類						
沈小						
柶						

2 本流

		1700	1750	1800	1850	(西暦)
牛柶類						
沈小						
柶						

3 支流（木瀬川）

		1700	1750	1800	1850	(西暦)
牛柶類						
沈小						
柶						

楯杵・大楯杵・大川倉・沈杵・中杵が確認できる。富士川か潤井川かははっきりしないが、宝永3年（1706）に岩本村（富士市）で棚牛が造られている。棚牛と大聖牛は寛政元年に蒲原宿でも確認できる（静岡県史編纂収集資料）。文政11年の「渡辺利左衛門手記」によると古来富士川の堤防には棚牛のみを用いていたが、利左衛門の進言で大聖牛を使ったところ効果があり、他の村々でも用いるようになったという（『蒲原町史』）。蒲原宿・松岡村（富士市）の状況は「塩坂家文書」で把握でき、蒲原宿では文政11年に大聖牛と沈杵が造られた一方、松岡村では安政5年（1858）に大聖牛・沈杵・中杵に加えて大川倉・大楯杵・楯杵が造られ、それら牛杵類の多くは明治以降も引き継がれていった。

狩野川（図8）

旧伊豆長岡町域では、寛政4年に南江間村で沈杵が造られ、享和3年（1803）に古奈村で小杵が確認できる。その他、寛政3年に南江間村では埋杵もみられる。支流の木瀬川では、伏見村（清水町）で寛政6年に沈杵と石杵が、同7年に続杵がみられる。

2 種類ごとの設置状況

『市町村史』や静岡県史編纂収集資料等の治水・利水関係史料によると、近世から近代初頭にかけての静岡県内の河川では棚牛・笈牛・菱牛・大聖牛・中聖牛・沈杵・中杵をはじめとする牛杵類が設置されてきたことわかる（表1）。この情報を補強するため、静岡県内の牛杵類についての記述がみられる史料をいくつか紹介したい。

先にふれた「御普請一件」には棚牛と大聖牛の設置河川がみられ（表2）、棚牛は表1にみられない天竜川にも造られたとする。また棚牛は瀬戸川やその支流の朝比奈川などで広く用いられていたことがわかる。一方大聖牛は天竜川・大井川・富士川のみであり、これは表1と一致する。

江戸時代末に編纂された河川改修の技術書である『治河要録』⁽⁵⁾には、棚牛・笈牛・大聖牛・沈杵・椽牛が登場する（表3）。笈牛は五貫嶋辺の富士川の支流に設置されているとあり、表3の棚牛・笈牛・大聖牛・沈杵の情報を表1は含んでいる。椽牛は、明治8年の天竜川（二俣村）でも確認できる⁽⁶⁾。

表4に明治3年から10年にかけて破損したり修繕された牛杵類を示す⁽⁷⁾。明治に入ってから情報であ

表1 静岡県内の河川ごとの牛杵類

河川名	本支流	牛杵類																
		棚牛	笈牛	菱牛	大聖牛	中聖牛	大菱牛	楯牛	大楯牛	大川倉	川倉	沈杵	中杵	小杵	続杵	片杵	鳥居杵	
天竜川	本流				○	○			○				○	○				
	支流				○		○						○	○				○
太田川	本流				○								○					
	支流										○							
大井川	本流	○	○	○	○	○							○					
	支流		○	○		○												
安倍川	本流	○	○			○												
	支流	○	○															
興津川	本流	○																
由比川	本流	○																
富士川	本流	○			○				○	○	○		○	○				○
	支流												○		○			
狩野川	本流												○		○			
	支流												○			○		

るが、牛柶類の種類は幕末から継続して用いられるケースが多いので参考にした。とくに大井川以東の駿河・伊豆地域の中小河川の状況を知ることができる点が重要である。安倍川の本支流および興津川で沈柶が用いられているが、これは表1にない情報であり、実際に江戸時代まで使用がさかのぼる可能性がある。大井川の柶牛および藁科川の柶牛の一部は「鞍掛柶牛」と記され、伊豆地域の中柶・小柶の多くは「水刳」を冠するものが多い一方、「前囲」を冠するものもみられる。伊豆半島では主に中柶が用いられてきたと推測される。柶牛は静岡県内では広く用いられたが、「御普請一件」(表2)と明治以降の状況(表4)を比較すると、次第に使用されなくなったのであろうか。

『市町村史』や静岡県史編纂収集資料等の治水・利水関係史料で把握できる設置時期について、まとめた(図1～8を合計した)のが図9である。図によると柶牛がもっとも早い一方、17世紀前半には、菱牛・大聖牛・沈柶も用いられた。天竜川の大菱牛や富士川の楯牛・大楯牛・大川倉・鳥居柶は、幕末以降に使用されるようになったのであろう。鳥居柶は明治になって大井川と富士川の本流でもみられるようになり、大菱牛もこの時期普及したことがわかる(表4)。静岡県内の河川で18世紀以降、伝統的に用いられた牛柶類として、柶牛・笈牛・菱牛・大聖牛・中聖牛・沈柶を挙げておきたい。

3 山梨県国中地域との比較

山梨県国中地域の牛柶類の状況⁽⁸⁾(表5)と比較してみたい。まず静岡県と山梨県国中地域に共通する牛柶類として、柶

表2 「御普請一件」の牛柶類

河川名	牛柶類	
	柶牛	大聖牛
天竜川(遠江)	○	○
吉川	○	
大井川		○
瀬戸川	○	
朝比奈川	○	
安倍川	○	
藁科川	○	
興津川	○	
由比川	○	
富士川(駿河)	○	○

表3 「治河要録」の牛柶類

河川名	牛柶類					
	柶牛	笈牛	大聖牛	沈柶	中柶	椽柶
天竜川(遠江)				○		
大井川	○		○	○		
安倍川	○	○				
富士川(駿河)	○	○	○	○	○	○

表4 明治3～10年に破損したり修繕された牛柶類

河川名	牛柶類												
	柶牛	笈牛	菱牛	大聖牛	中聖牛	大菱牛	大笈牛	楯牛	大楯牛	沈柶	中柶	小柶	鳥居柶
大井川	○			○				○	○	○	○		○
瀬戸川							○				○		
朝比奈川							○			○			
安倍川				○		○				○	○		
足久保川							○			○	○		
藁科川	○			○		○				○	○		
丸子川・逆川			○									○	
巴川・庵原川他										○			
興津川							○			○			
由比川							○				○		
富士川				○				○	○	○	○		○
芝川										○			
稲子川							○				○		
潤井川							○				○		
狩野川											○	○	
境川												○	
青野川											○		
仁科川											○		
大川											○	○	
白田川											○		
河津川											○		
稲生沢川											○		
岩科川											○		

表5 山梨県国中地域の河川ごとの牛柶類(註(8)文献より)

河川名	牛柶類 本支流	牛垣	桐木牛	棚牛	尺木垣	笈牛	尺木牛	菱牛	大聖牛	中聖牛	大川倉	川倉	沈柶	大柶	中柶	小柶	
		釜無川	本流	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
	支流	○	○	○		○		○			○					○	○
笛吹川	本流			○		○		○			○	○	○			○	○
	支流	○		○		○	○	○								○	○
荒川	本支流			○		○		○			○					○	○
富士川	本流	○		○		○		○	○	○			○	○	○		
	支流	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○

図9 静岡県における牛柶類の時期的推移

牛柶類	1700				1750				1800				1850 (西暦)			
	棚牛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
笈牛																
菱牛																
大聖牛																
中聖牛																
大菱牛																
大楯牛																
大川倉																
沈柶																
中柶																
小柶																
続柶																
片居柶																

図10 山梨県国中地域における牛柶類の時期的推移 (註(8)文献より)

牛柶類	1700				1750				1800				1850 (西暦)			
	牛垣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
桐木牛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
棚牛																
大棚牛																
尺木垣																
笈牛																
尺木牛																
菱牛																
大聖牛																
中聖牛																
大菱牛																
大笈牛																
大川倉																
沈柶																
大柶																
中柶																
小柶																
続柶																
合掌柶																

牛・笈牛・菱牛・大聖牛・中聖牛・沈杵・中杵・小杵などが挙げられる。一方、山梨県国中地域にあって静岡県にないものは胴木牛・尺木垣・尺木牛・大杵等であり、静岡県にあって山梨県国中地域にないものは楯牛・大楯牛・片杵・鳥居杵などである。牛杵類の種類ごとの有無は、今後の調査等によって見直されるケースもあると思われるが、両地域において、共通するものとしなないものがあることは事実であろう。「はじめに」で示した「御普請一件」の記述に従うと、静岡県内の棚牛・大聖牛は山梨県側からもたらされたことになる。その一方で、尺木牛・胴木牛・尺木垣は静岡県内の河川では普及しなかったのか。牛杵類にはそれぞれ特性があり、河川の規模や状況に応じて用いる牛杵類の種類が決められたため、静岡県内の河川において適した牛杵類が採用されたということであろうか。大杵は山梨県内では釜無川本流や富士川本支流といった規模の大きな河川に限定的に使用されているが、それらに匹敵する大河川は静岡県内にもいくつもあるにもかかわらず、大杵が用いられないのはどのような事情によるものか。静岡県内では大杵と中杵の中間の体積をもつ沈杵が広く使用されており、大杵の代わりを沈殿が果たしたのであるだろうか。大杵や尺木牛・胴木牛・尺木垣などの甲斐の牛杵類のうち、静岡県内の河川に適したものがあっても、人為的に取捨選択され実際には普及しなかったものもあるであろう。

最後に両地域に共通する牛杵類の時期的推移をみてみたい（図9・10）。棚牛は両地域において早くから使用されている。菱牛は山梨県国中地域では1750年代からであるが、静岡県ではそれよりも早く1720年代からみられる。把握した事例数が山梨県国中地域の方が圧倒的に多いので単純に比較できないが、中杵の導入は山梨県国中地域に比べ、静岡県内は遅れるのであろうか。大菱牛・大川倉・川倉は両地域において1830年代以降と、遅くなって登場する。

おわりに

静岡県内の河川における近世牛杵類の状況をまとめ、山梨県国中地域と比較してきた。両地域とも牛杵類の情報は18世紀以降に限られるが、共通する牛杵類が少なからず存在することを把握した。このことは両地域間において何らかの技術の交流があったことを示唆しており、「御普請一件」の甲斐国の牛類が享保年中より諸国でも用いられたという記述を尊重すると、山梨から静岡へと伝わった牛杵類も多いであろうか。ただし、享保年中以前の甲斐国における牛杵類の展開については史料が乏しくはっきりしないのが現状であり、この技術伝播を証明するためには、まず17世紀代の甲斐国の実態がさらに細かく把握されなければならない。また「御普請一件」では享保以降に伝わったとされる棚牛が、宝永3年に岩本村（富士市）で造られており、実際には享保以前に伝播したのもあったと考えられる。この点においては、「はじめに」でふれた『地方凡例録』の記述の方が正確である。

今回は情報量的には静岡県内の牛杵類の概要を示したにすぎず、さらに多くの史料を収集してより詳細な実態を把握し、特徴等について検討する必要がある。また本稿では牛杵類の名称のみを問題にしてきたが、名称は同じでも地域によって規模や構造が異なることもありえるため、両地域の牛杵類の仕様についても比較する必要がある点を課題として挙げておきたい。

註

(1) 古島敏雄・安芸皎一校注『近世科学思想上』（日本思想大系62、岩波書店、1972年）。

(2) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』下巻(近藤出版社、1969年)。

(3) 河川ごとにつぎに示す。

天竜川：『天竜市史』史料編一(1974年)、史料編二(1975年)、史料編四(1977年)、上巻(1981年)。『佐久間町史』史料編三下(1969年)。『春野町史』資料編二(1991年)。『豊田町誌』資料集近世編(Ⅲ)(1994年)。『浜北市史』浜北と天龍川(1988年)。『豊岡村史』資料編一(1992年)。

太田川：『袋井市史資料』第二巻(1975年)。『森町史』資料編三(1993年)。『浅羽町史』資料編二(1996年)。

大井川：『大井川町史』中巻(1991年)。『金谷町史』資料編二(1993年)。『川根町史』近世史料編第二巻(1994年)、近世史料編第四巻(1999年)。静岡県史編纂収集資料09001-1-5。

安倍川：『静岡市史』近世史料一(1974年)。

興津川：『清水市史資料』近世二(1967年)。静岡県史編纂収集資料09006-15-81B、86014-4-K16A。

由比川：静岡県史編纂収集資料43013- -14D。

富士川：『富士市史』上巻(1969年)。『蒲原町史』(1968年)。静岡県史編纂収集資料41003-1-07B・10B。吉村久夫「塩坂家文書」(『仮題 富士川治水に関する古記録の集成』、1917年)。

狩野川：『伊豆長岡町史』中巻(2000年)。『清水町史』資料編Ⅳ(2000年)。

(4) 拙稿「信玄堤と伊那の治水事業」(『治水と築堤・高遠石工』伊那市ほか、2009年)。

(5) 知野泰明ほか校注・執筆『川除仕様帳・積方見合帳・治河要録・通潤橋仕法書』(日本農書全集65、農山漁村文化協会、1997年)。

(6) 『天竜市史』史料編七(1984年)。

(7) 『明治初期静岡県史料』第二巻(静岡県立中央図書館蔵文庫、1968年)をもとに、富士川については註(3)の塩坂家文書の情報を付け加えた。

(8) 拙稿「甲斐の国中地域における近世治水用牛柶類の展開」(『中近世 甲斐の社会と文化』岩田書院、2005年)。

近世御勅使川流域における川除普請の一事例

西川 広平

はじめに

前近代における甲斐国の治水事業を扱った先行研究では、これまで釜無川流域を対象とした考察が中心を占めてきた。すなわち、戦国時代に実施された竜王信玄堤の築造をめぐる戦国大名武田家の領国支配体制及び地域社会の状況や⁽¹⁾、戦国時代から江戸時代半ばに至るまでの釜無川の流路変遷などが研究されている⁽²⁾。

一方、釜無川の支流である御勅使川流域の治水史研究については、江戸時代末期に編纂された『甲斐国志』に記載されている、竜王信玄堤と連動した石積出・将棋頭・堀切・十六石の効果をめぐって、主に考古学分野からそれを否定する指摘が発表されているほか⁽³⁾、御勅使川の流路変遷などが考察されている⁽⁴⁾。

しかしながら、文献史学の立場から、御勅使川流域の治水の状況に触れた先行研究はほとんどなく、釜無川流域と比較して、これまでに十分な考察はされていない。そこで本稿では、江戸時代の御勅使川流域における治水事業の展開について、御勅使川扇状地の扇頂部に位置する有野村に設けられた堤防を対象に考察する。

1 有野堤の機能

御勅使川に形成された扇状地の扇頂部に位置する南アルプス市駒場地区・有野地区には、「石積出」と呼ばれる石積の堤防が遺されている。石積出について『甲斐国志』には、「上流駒場・有野ニ石積出ヲ置キ、駿流ヲ激シテ斜ニ東北ヘ向ハシム、(省略)又六科村西ニ圭角ノ堤ヲ築キ、流ヲ兩派ニシテ以テ水勢ヲ分ツ、是ヲ将棋頭ト云、其突流シテ釜無河ニ会スル所ニ、大石ヲ並置テ水勢ヲ殺グ、釜無河ノ水ト共ニ順流シテ南方ニ趣カシム、於是暴流頓ニ止ミ、竜王村ノ堤ヲ築テ、村里ヲ復スルコトヲ得タリ」と記載されている⁽⁵⁾。

すなわち、石積出は、御勅使川の水流を北東方向に向わせる役割を持ち、釜無川との合流点に至るまでの御勅使川流域に設けられた将棋頭・大石(十六石)とともに、「竜王村ノ堤」(竜王信玄堤)に向かう水流を弱め甲府盆地の村々を水害から守る治水のシステムが、戦国時代に造られたことが紹介されている。この内容は、江戸時代以来、甲斐国の治水技術の代表的な事例として伝えられてきた。

駒場地区・有野地区の地内に遺る石積出は、現在一番堤から五番堤までの5本の堤防が確認されているが、享保14年(1729)の「御勅使川除危難ヶ所御見分願」(『白根町誌』資料編、168号文書)に有野村の川除として「壺出ヨリ六出し迄」と記されていること、また宝暦4年(1754)の「在方御普請帳」(山梨県立博物館蔵[甲州文庫])には、有野村より上流で洪水が発生すると、同村より下流域の21か村が水害を受けるため、同村には大石を用いた強固な堤防が築造されたとの記述があることが指摘されている⁽⁶⁾。

このように、石積出は、御勅使川扇状地に所在する21か村の水害を防ぐ治水の要であり、強固な堤防が築造されて18世紀前半に6本の堤防が存在していたことを確認できる。

こうした状況は江戸時代に作成された絵図にも表現されている。すなわち、「有野村堤絵図」(巻頭図版2、山梨県立博物館蔵[千野家文書])には、有野村に設けられた石積出と御勅使川扇状地の村々が描かれているが、上円井村(韮崎市)において釜無川から取水し、曲輪田新田村(南アルプス市)までの御勅使川扇状

地の村々を灌漑した寛文7年（1667）竣工の徳嶋堰や、同堰が御勅使川の地下を通過する際、途中で一部地上を流れて後田堰を分水するために設けられた柵型堤防、そして六科村の将棋頭などが描かれている。また明治31年（1898）に廃絶された前御勅使川が、「損地」として表現されている。

そして図中には、御勅使川扇状地にある有野村ほか22か村の村名が枝郷の飯野新田・十五所・沢登とともに記載されているが、これらの村々は、石積出によって御勅使川の水害から守られた有野村及びその下流域の21か村とまさしく一致する。

したがって、堤防を描いた絵図からも、石積出は、『甲斐国志』が指摘するような、御勅使川の流路を北東に変え竜王信玄堤に向かう水流を弱めるための堤防ではなく、御勅使川扇状地の村々を水害から守るための堤防であったことが読み取れる。

2 承応年間における有野堤復旧の普請

上記で紹介した、石積出に代表される有野村の地内に設けられた堤防の普請に関する文献史料は、有野地区の矢崎真里家文書の中に現存する。ここでは、関係する文献史料をとおして、有野村の堤防普請について考察する。

【史料1】「江戸幕府奉行人連署状」（巻頭図版4、矢崎真里家文書）※実際の古文書の改行箇所を／で表した。

覚

甲州西郡みてい河筋／有野村之堤、去年秋中／洪水之節令破損候、如此／以前御領・私領共、水下之／郷村貳拾壹ヶ村より／人夫出之御普請仕へし、／郷村之目録別紙有之、／自今已後茂堤破損之／時分者、右之通無遅滞／人足可出之者也、

承応三年	次左衛門（印）
三月十六日	源左衛門（印）
	蔵人（印）
	豊後（印）
	伊豆（印）

右郷村御領・私領共

史料1は、承応3年（1654）年3月16日、「去年秋中」に「みてい河」（御勅使川）流域にある有野村の堤防が洪水により破損し、その復旧工事のため水害の被害を受ける21か村から人夫を動員するように命じた古文書である。連署している人物のうち、「次左衛門」は江戸幕府勘定奉行の村越吉勝、また「源左衛門」は同役の曾根吉次、「蔵人」は同役の伊丹勝長、「豊後」は老中の阿部忠秋、「伊豆」は同じく老中の松平信綱を指しており、幕閣の中樞から発給されていることが判明する。史料1からも、御勅使川扇状地の扇頂部に位置する有野村の堤防は、扇状地の村々を水害から守る役割を果たしていたことがわかる。

ところで、永禄6年（1563）と推定される亥年の7月6日、八幡（甲斐市西八幡）・篠原（甲斐市）・徳行・西条（昭和町）・万歳・石田惣郷・高島・西飯田・大下条・中下条・上条・金竹・牛匂・天狗沢・保坂惣郷の各郷から人足を集め、「当水」を退かせるよう指示した武田家朱印状が、甲斐市富竹新田の保坂家文書中に現存する⁽⁷⁾。

本文書は、竜王村（甲斐市）が、その地内に設けられた竜王信玄堤を水害から守るため、周辺の村々に人

夫の動員を催促できるよう、武田家に要請して発給された朱印状であると考えられている⁽⁸⁾。

史料1も本文書と同様に、文書の所蔵者が居住し、御勅使川の堤防が地内にある有野村が、水害の被害を受ける21か村から人夫を動員できるよう、幕府に要請して発給された古文書であると判断され、水害に際しての地域における復旧対応は、江戸時代前半においても戦国時代と類似した内容で行われていたことがうかがわれる。

また、安永9年(1780)6月の西八幡村(甲斐市)明細帳に掲載されている承応3年3月付の「御証文之写」には、「甲州中郡西八幡村江前釜無川押懸堤少々破損之由ニ候処、此以前御領・私領共ニ水之下郷村四拾六ヶ村より人足出之御普請可仕候」とあり⁽⁹⁾、史料1と同じ発給者により西八幡村ほか46か村に人足の動員が指示されている。

このことは、史料1に見える御勅使川の水害と同時に、御勅使川と合流する釜無川においても水害が発生したことを裏付けており、御勅使川と釜無川における水害発生との連動性を確認できる。一方、有野村の堤防については、史料1とほぼ同時期に作成された次の史料が現存する。

【史料2】「有野村堤御普請人夫差出水下二十二か村覚書」(巻頭図版5、矢崎真里家文書)

覚

一	三百式拾六石九斗九升六合	西郡筋	百々村
一	式百三拾四石七斗四升三合		上八田村
一	七拾壺石七斗三升六合		六科村
一	九拾九石八升		榎原村
一	三百式拾三石八斗五合		上高砂村
一	五百式拾三石式斗六升四合		下高砂村
一	五百式拾式石八斗五升九合		徳永村
一	七拾石八斗四升六合		筑山村
一	四百七拾六石四斗四升式合		飯野村
一	式百九拾九石四合		在家塚村
一	式百九拾式石八斗四升		西野村
一	式百四拾三石式斗三升九合		上今諏訪村
一	式百式拾四石壺斗六升		下今諏訪村
一	百九石六斗七升式合		上今井村
一	百三拾五石三斗壺升		下今井村
一	四百五石六斗式合		曲輪田村
一	式百四拾壺石六升		桃園村
一	五百五拾壺石式斗壺升		吉田村
一	五百式拾五石六升		寺辺村
一	三百拾六石式斗三升七合		小笠原村
一	五百六拾四石六斗三升六合		十日市場村
一	百九拾石三斗四合		有野村

高合六千七百四拾八石壺斗五合 式拾弍ヶ村分
右是ハ有野村堤切申候へハ、水下之田地悉損亡／仕ニ付、此以前も此式拾弍ヶ村より人夫出之／御普請
仕来候、以上、
承応三年三月廿七日 桜井忠左衛門（印）
御勘定所

史料2は、甲斐国西郡筋（甲府盆地西部）の内、御勅使川流域の22か村の村高を書き上げ、承応3年3月27日付で幕府の勘定所に提出された覚書である。文書中には、有野村の堤防が洪水により決壊した場合、田地に被害を受けるため、以前よりこの22か村から人夫を動員して堤防の工事を行ってきたことが記されている。なお、史料2を作成した桜井忠左衛門は諱を政良と言ひ、慶安4年（1651）に甲斐国内で約15万石を領した徳川綱重の勘定役となった人物である⁽¹⁰⁾。「御勘定所」は史料1をふまえると、幕府の勘定所に該当すると思われる。

先述した史料1の文書中には、「郷村之目録別紙有之」と記載されており、有野村にある堤防の復旧工事のため人夫が動員された21か村の村名を列記した目録が、史料1に添付されていたことを確認できる。

史料2は、史料1の11日後に作成されたものであり、日付の相違から史料1の「郷村之目録」そのものには該当しないが、「郷村之目録」と同内容の文書であり、「郷村之目録」の内容を保証するために提出されたものであると考えられる。

続いて史料3は、史料1・史料2と一括して伝来した古文書である。

【史料3】「西郡筋有野村川除御訴詔之村々書立」（巻頭図版6、矢崎真里家文書）

（表紙）「西郡筋有野村川除御訴詔之村々書立」

一 西郡筋みてい川之／御川除、去年申之大／水ニて押切申ニ付、大分／之御川除ニ御座候間、御／助人足不被下候者、仕留／申儀罷成間敷之由有／野村方御訴詔被申上候、／彼村方申上通、みてい／御川除押切申候得者、／我々村共皆流ニ罷成／申候間、御助人足可被下候、／為其水下之村々加判／仕御訴詔申上候、以上、

加藤長太夫様
赤井権右衛門様 御知行 百々村（印）
永田伝右衛門様

（以下、上八田・六科・榎原・上高砂・下高砂・徳長・筑山・飯野・在家塚・西野・上今諏方・下今諏方・上今井・下今井・曲輪田・桃藺・吉田・寺辺・小笠原・十日市場の二十か村の知行主・代官と村名・印を記載）

酉之
三月廿日

史料3は、酉3月20日付で「みてい川」（御勅使川）の「御川除」（堤防）が、前年の申年に洪水により決壊し、その修復が大規模となったため、有野村が「御助人足」の支援を幕府に要請した際、それに同調した村々の要請を記した古文書である。年代は不明であるが、各村の知行主や代官には、下高砂村の代官として史料3

に記載されている平岡岡右衛門（道益）ほか、『寛政重修諸家譜』から徳川綱重の家臣であることが判明する者がおり、承応3年（午年）の3年後にあたる明暦3年（1657）に該当する可能性が高い。

また史料3には、百々村他20か村が署名しているが、これらの村々は、御勅使川の堤防が決壊すると、洪水により集落や耕地が流失することが記されており、史料1・史料2と同様に水害を被る地域の村々によって、有野村の堤防が維持されていた状況を確認できる。

特に、史料3の文書中に「大分之御川除ニ御座候間、御助人足不被下候者、仕留申儀罷成間敷之由」と記されている点は注目される。史料1では、幕府の指示により、有野村の要請で御勅使川扇状地の21か村から人夫が動員されていたことを確認できたが、史料3の文言により、動員された21か村の村々自身が「御助人足」による有野村の堤防普請を幕府に要請していたことがわかる。

このように、堤防普請への「御助人足」派遣は、有野村のみならず人夫の派遣元となる御勅使川扇状地の21か村自身が主体的に幕府に要請して実施されたのではないだろうか。すなわち、洪水の被害を受ける村々自身が堤防普請の必要性を認識していたとともに、自普請としてではなく、幕府の公的な普請として自村からの人足動員を働きかけていたことがうかがわれる。そして、その背景には、有野村の堤防を維持し続けた御勅使川扇状地の村々によるネットワークが形成されていたといえよう。

ところで、史料1・史料2・史料3は、いずれも「勅使川訴詔状 三通」と記された題箋が付き、箱裏に「御川除御証文箱 有野村」と記されている木箱に一括して収納されていた（図1）。また、包紙には「水宮神社古書参通」とあり、これらの古文書が水宮神社に保管されていた時期があったことがわかる。

水宮神社（図2）について、『甲斐国志』には、「御勅使川ノ上流ナルヲ以テ此祠ヲ立テ下流十三村 飯野・在家塚・西野・上下今井以北ノ諸村 ノ鎮守トス、七月二十三日ヲ祭日トシテ堤防ノ基址一・二・三ノ出シト云フ処ニ神贖ヲ納ム」と記されている⁽¹¹⁾。すなわち、有野村に鎮座する水宮神社は、御勅使川の水神として史料1・2・3に関係する御勅使川扇状地の21か村に含まれる村々によって崇拝され、これらの村々の連携を維持する機能を持っていたことがうかがわれる。

このことから、史料1・史料2・史料3は、御勅使川の堤防普請に際して、村々から人夫を動員する根拠となるべき古文書として有野村の人々から重視され、このため、治水に関わる御勅使川扇状地の村々の信仰を集めた水宮神社に保管されたと考えられる。



図1 史料1・2・3が収納されていた木箱



図2 水宮神社

おわりにかえて－延享4年御手伝普請と御勅使川流域

以上、有野村の堤防普請を事例にして、近世における御勅使川扇状地の治水の状況を考察した。この結果、17世紀半ばにおける御勅使川の堤防普請においても、16世紀後半に実施された釜無川流域に位置する竜王

信玄堤の普請と同様に、御勅使川扇状地の村々による地域社会のネットワークが機能しており、水害を被る村々が主体的に堤防工事を担ったことが明らかとなった。

また、石積出に代表される有野村の堤防が、御勅使川扇状地の治水にとって重要な役割を果たしていたことを改めて確認したが、このことは、その後の当該地域における治水事業にも表れている。

すなわち、延享4年(1747)8月19日夜半、甲斐国内で洪水が起きて各地の堤防が決壊し、国中地域に大きな被害が生じて、全体で400人を超す死者が発生した事件が起きた⁽¹²⁾。

この水害からの復旧工事のため、鳥取藩及び岡藩が幕府から御手伝普請を命じられ、鳥取藩が甲府盆地周辺の国中地域、岡藩が富士川流域の河内地域をそれぞれ担当した。

この時、御勅使川扇状地一帯は鳥取藩の担当地域となったが、同藩の記録である「寛延元年控帳」延享5年(1748)4月7日条⁽¹³⁾によると、鳥取藩が担当した国中地域の337か村のうち、3か村では普請が困難を極めたが、普請場を幕府に引き渡して江戸に撤収できるよう尽力した結果、3月25日までに全ての普請を終えて幕府の役人に届け出たという。

特に、東南胡村・上高砂村・有野村において、3月14日の洪水等により再度普請を行う必要が生じたため、普請を終了する期日を延期したとのことである。

ここに記された釜無川と笛吹川との合流点に近い東南胡村(南アルプス市)、及び御勅使川・前御勅使川が釜無川と合流する付近に位置し、竜王信玄堤の対岸に所在する上高砂村(同)と並んで、有野村が普請の難場となった3か村に該当することを確認できる。

承応年間から約1世紀を経た18世紀半ばにおいても、御勅使川流域の治水事業は甲斐国全域の中でも特に重視されていたのである。

註

- (1) 柴辻俊六「戦国期の水利灌漑と開発」(『民衆史研究』11、1973年)、後に同著『戦国大名領の研究－甲斐武田氏領の展開－』(名著出版、1981年)に再録。秋山敬「甲斐における中世～近世初頭の川除普請とその担い手」(『武田氏研究』17、1996年)。笹本正治「古代・中世の治水」(『山梨県堤防・河岸遺跡分布調査報告書』山梨県教育委員会、1998年)、後に同著『災害文化史の研究』(高志書院、2003年)に再録。平山優「戦国期における川除普請の技術と人足動員に関する一考察－甲斐国を事例として－」(『武田氏研究』31、2005年)。
- (2) 安達満『近世甲斐の治水と開発』(山梨日日新聞社、1994年)、川崎剛「釜無川の流路変遷について」(『武田氏研究』13、1994年)。
- (3) 斎藤秀樹「六科将棋頭・下条南割将棋頭についての一考察」(山梨郷土研究会・山梨県考古学協会・武田氏研究会第1回合同シンポジウム『信玄堤の再評価 資料集』2004年)。
- (4) 今福利恵「御勅使川流路の変遷と地域の様相」(前掲註(3)資料集)。
- (5) 『甲斐国志』卷之三十一 山川部第十二「御勅使川」項(大日本地誌大系45『甲斐国志』第二卷、雄山閣、1970年)。
- (6) 山下孝司「御勅使川・釜無川の治水遺跡」(前掲註(3)資料集)。
- (7) 『山梨県史』資料編4中世1(山梨県、1999年)1273号。
- (8) 拙稿「戦国期における川除普請と地域社会－甲斐国を事例として－」(『歴史学研究』889、2012年)。
- (9) 『山梨県史資料叢書 村明細帳』巨摩郡編Ⅱ(山梨県、1999年)45号。
- (10) 『甲斐国志』卷之百 人物部第九「桜井忠左衛門政良」項(大日本地誌大系47『甲斐国志』第四卷、雄山閣、1972年)、『新訂 寛政重修諸家譜』第15(続群書類従完成会、1965年)。
- (11) 『甲斐国志』卷之六十七 神社部第十三「水ノ宮明神」項(大日本地誌大系46『甲斐国志』第三卷、雄山閣、1971年)。
- (12) 市川大門町郷土資料集6『市川大門町一宮浅間宮帳』(市川大門町教育委員会、2000年)。
- (13) 第I章「文献史料の調査」2の史料8を参照。

釜無川流域微地形分析（その2） —甲府盆地西部—

村石 眞澄

はじめに

小論は河川流路や耕地利用の変遷を明らかにするために空中写真の分析と地図情報を統合した地形情報を提供するものであり、釜無川東側を対象として微地形分析を加えた村石（2010）に引き続くものである。

対象とした地域は、南北に流れる釜無川を境に、西側は御勅使川や滝沢川などが形成した傾斜をもった典型的な扇状地であり、東側は扇状地ではあるが傾斜が緩やかで甲府盆地の氾濫原ともいえ、地形的に大きな違いをもっている。巻頭図版7の等高線の密度からもその差は明らかである。そこで釜無川東岸は空中写真の実体視による微高地と低地の地形分類を行い、西岸の扇状地部分については、東岸を含めて空中写真の画像処理による地形分析を加えた。

また今回は、地形情報に世界測地系の座標を与え、G.I.S.（Geographic Information System 地理情報システム）アプリケーションを利用して分析を行った。その理由は、これまで空中写真や新旧の地形図を重ね合わせての照合作業に Adobe Illustrator を利用していたが、データ容量が過大となり、コンピューターの処理能力の限界に達したとと地理情報の操作環境の向上のためである。

1 釜無川東岸の地形分類

釜無川東岸は、前回の報告（村石2010）を継続した手法で微地形分類を進めた。地形分類の手法を以下に記す。まず1962年に国土地理院が撮影した1万分の1の空中写真（CB-62-10X）を実体視し、微地形の概要の把握を行った。実体視でまず注目したのは微高地である。典型的な微高地は、宅地が集中する古い集落であり、中心に家屋が密集し、その周囲に写真上で地表面の質感が粗い畑が取り巻くものである。大日本帝国陸地測量部作成の旧版の2万分の1地形図（「松嶋村」明治21年測量、明治41年5月中央東線鉄道補測、「甲府」明治21年測量、明治41年5月中央東線鉄道補測など）で確認すると、明瞭な微高地の多くは新しくとも明治時代から続く古い集落であり、周辺に社寺が存在するものが大半である。現地踏査においても、典型的な微高地の中心には土蔵を備える屋敷が存在することが多かった。

しかし、家屋が集中する“微高地状”の土地であっても、幹線道路沿いなどには、本来は水田などの低地であったが人工的な盛土により、幹線道路と同様に高い土地となっているものも存在する。幹線道路から見ると、宅地は路面と同じ高さになっているが、宅地背後は一段低い水田となっている場合である。そこで、周辺の微高地と低地の配置や流路方向などから判断して、不自然な高まりは微高地から除外した。具体的には、水田などの低地へ流路方向と直交するように突き出している宅地などである。

ただし、竜王河原宿は、ほぼ東西方向の旧河道に対して、横断する方向に発達しており、現地踏査でも中央の道とこれに接する屋敷地は微高地状に高くなっていることが確認できる。人工的な盛土により造成された土地と考えられるが、ここでは歴史的な宿が形成されているので微高地に含めた。

空中写真を実体視して判読し、新旧の地形図を参照し、さらに現地踏査を重ね地形分類を行った。この

地形情報を2万5千分の1地形図（国土地理院発行の数値地図25000[地図画像]）にコンピューター上で加筆した。具体的には、数値地図25000を基本として、空中写真を分割して歪みを補正して取り込み、Adobe Illustrator を使用して、地形分類図を描画した。また、大日本帝国陸地測量部作成の旧版の2万分の1地形図もデジタルスキャナーで読み込み、縮尺を1/25000に調整し、オルソ化（正規化）して参照した。新旧の地形図の白地は透過画像とすることにより、空中写真の上に、現在の2万5千分の1地形図、明治時代の旧版地形図の情報を参照した。

また、現地踏査に際しては、インターネット上の Google マップで衛星写真や地図を参照し、現土地利用、土地区画などの最新の情報を確認した。

荒川扇状地

水田区画などの南北に沿った地割が顕著である。概ね、貢川がこの荒川扇状地の末端を東流し、これより北側は、釜無川の影響を受けないために区別した。

現地踏査により、微高地内の比高差を観察すると、微高地の末端に比高差の大きい水田が接している例も見られ、南北の連続性も弱く、かつ東西方向にも起伏をもち、モザイク状に高い部分と低い部分が入り乱れて配置されていることも多い。氾濫がもたらした自然堤防というよりも、土石流などの堆積物のまとまりが微高地を形成した主な原因と考えられる。

用水路は高い土地と高い土地を結ぶようにして、できるだけ水位を低下させないように設けられ、微高地は用水路の流路とも関連するものと思われる。

微高地高位面

ほとんどが古くから集落として利用されている。微高地と周囲の低地との地表面の比高差が数十センチ程度であっても、発掘調査で確認すると腐植土・耕作土を取り除いた地山の地盤高は、数倍以上のことが多い。明治21年測量の陸地測量部の旧版2万分の1地形図でも集落と表現されている場所が大半である。空中写真では大きな微高地上の家屋の周囲は、水田と異なり微妙な起伏をもった質感が粗い畑となっていることが多い。また、数メートル間隔の明るい点が集合する果樹園と思われる土地も認められる。こうした微高地上に立地する集落間を結んで道が伸び、この道沿いの水田を戦後に宅地化した土地も存在するが、本来的に微高地でないことが判明したものは除外した。具体的には、微高地と低地の配置の検討から、河道方向に直交方向に水田（低地）に突き出すような宅地、写真の判読により道に接する以外の3方向が水田で囲まれているもの、現地踏査で道の高さの盛土が確認できたものを除外した。前述のように、明治時代以前など古く開発されたものはここでは取り除いていない。

微高地低位面

微高地高位面の周囲にみられる畑や果樹園などが中心で、宅地が点在する場合もある。柳葉状に古い宅地が連続するが、実体視で高さを認められない。しかし、白っぽく乾いた土地が連続することから、微高地であると判断した土地などである。

低地

微高地（高位面・低位面）以外の土地である。水田であっても水捌けが悪く湿った土地であり、細長く旧河道と考えられるものも多い。微高地（低位面）との比高差は明瞭でない場合が大半である。中央市付近では、発掘調査により低い微高が発見される場合があり、埋没している微高地の存在に留意する必要がある。



図1 釜無川流域画像解析

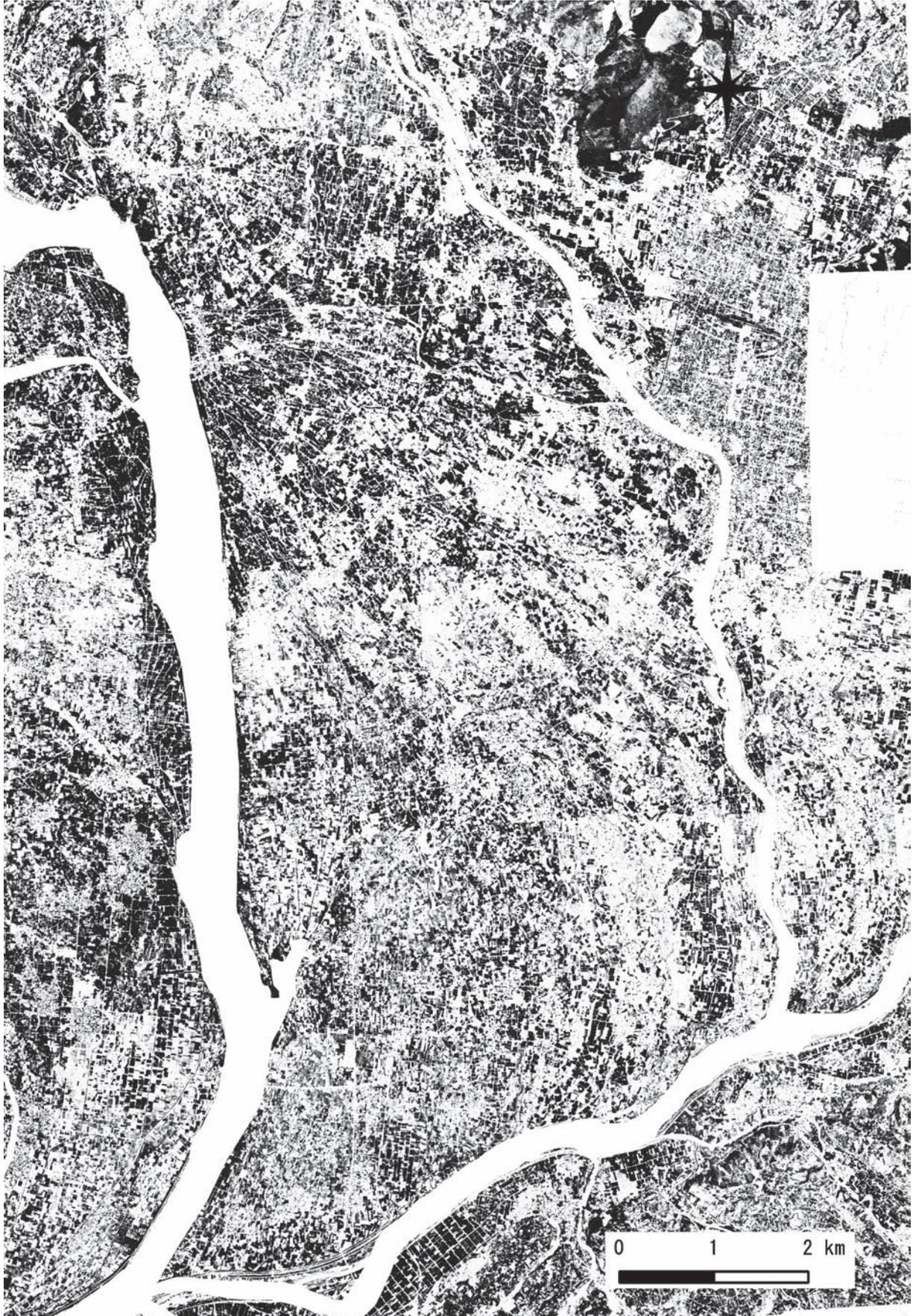


図2 釜無川流域画像解析

2 空中写真の画像処理分析

釜無川西岸の典型的な傾斜をもった扇状地でも、部分的には旧河道や微高地は認められるが、傾斜や河道の大小など変異が大きい。このため、同一年の撮影の空中写真であっても撮影条件や印画紙焼付けのバラつきもあり、多くの空中写真を判読し広範囲に渡り微妙な差を肉眼で安定して分類することが難しい。そこで、前回報告の村石2010では、釜無川東岸北半部分の空中写真の画像処理分析を行った手法を対象範囲全域に拡大して分析を行った。国土地理院が1962年に撮影した1万分の1の空中写真（CB-62-10X）51枚をデジタルスキャナーによりコンピューターに取り込み、画像の明るさやコントラストを調整し、それぞれ写真ごとに写真上に見える道路と国土地理院提供の基盤地図の「道路縁」と一致する部分を要所要所で見つけて重ね合わせオルソ化を行い、これらを合成して一枚の画像データとし画像処理を行った。ベースマップとした国土地理院の基盤地図情報は、国土地理院のHP上で座標を持ったデジタルデータとして配布されており印刷物をスキャンした場合に生じるレンズの歪みがなく、また「道路縁」は2万5千分1地形図の道路とよく一致するものであり、一定の基準に沿った適切な地図と言える。

この作業は、国土地理院の基盤地図情報の「道路縁」を shape 形式（世界測地系の平面直角座標8系の座標を付加したもの）に変換したデータを Adobe Illustrator CS4（プラグイン「PlugX-Shape4」を利用）で予め読み込み、歪みのない「道路縁」に空中写真を読み込み重ね合わせた。空中写真をすべて貼り込んだ後に、一連の画像として明暗や階調を補正した。最終的に、一枚の画像したものを Adobe Photoshop CS4 により、グラデーションマップを生成したものである。微高地など乾いた土地で明るく見える高い土地を膨張色である赤色系とし、地下水位が高く水捌けが悪い低地は黒色系に調整した。巻頭図版7は、このグラデーションマップの上に、地形分類、明治期河川域、水涯線（基盤地図による現在のもの）、1m間隔の等高線を重ねたものであり、図1・2釜無川流域画像解析図は空中写真情報のみをグレースケール画像に変換したものである。釜無川東岸では、等高線に直交する柳葉状の微高地とその間の旧河道と思われる細長い低地の存在が読み取れる。そして注目されるのが、釜無工業団地付近の塊状の明るい土地である。釜無川西岸にはより大きな明るく乾いた土地が広がっており、御勅使川が押し出してきた扇状地性の堆積物の一部と思われる。遺跡分布図と照合してみると、遺跡が希薄な部分に当たる。現在の釜無川に分断されているが、御勅使川の影響が及んでいることが判る。

3 明治期の河川域の抽出

大日本帝国陸地測量部作成の旧版の2万分の1地形図から明治期の河川域の抽出を行なった。フリーでオープンソースの地理情報システムである「Quantum GIS」（以下、略称 QGIS）を利用してオルソ化を行なった。ベースマップとして国土地理院より2012年から順次提供が始まった電子地形図25000（座標データが付加された2万5千分の1地形図、前述の基盤地図情報「道路縁」とも整合性が高い）を読み込み、QGISのツール「GeoReferencer」を利用して、旧版の2万分の1地形図に記された道路交差点と現在の交差点と同一と特定できる地点を4～8点程度をマウスで指定し、自動的に縮小拡大や回転処理を加え貼り込みを行なった。川に架かる橋はランドマークとしては有効であるが、位置を変えて架け替えが行なわれている場合が多い、これに対して古い集落では古い道路がそのまま利用されていることが多く、寺社の位置を参考にして、新旧の地形図で一致する交差点を見出すことが比較的容易であった。旧版の2万分の1地形図は、明治21年測量の「葦崎」「松嶋村」「小笠原」「鯉沢」「市川大門」、明治21年測量明治41年5月中央東線鉄道補測の「甲府」「石和」

を利用した。河川域は堤防を含めて川裏側の法下まで含め、堤防がない部分は砂礫の表現がある部分までとした。とくに御勅使川は、従来から指摘されているが明治21年段階まで旧河道が残っていたことがよく判る。今回の作業により旧版2万分の1地形図を最新の2万5千分の1地形図にオルソ化して重ね合わせているため、詳細な位置を図上で知ることができるようになった。

また中央市域が大田和付近で笛吹川南岸に及んでいることはよく知られているが、明治21年にはまだ笛吹川が大きく南へ屈曲していることが判る。現平等川に沿って一旦南流した笛吹川よりも釜無川の河川堆積作用が勝っていたものと考えられる。

4 等高線の生成

国土地理院提供の基盤地図情報「数値標高モデル」の5mメッシュ標高（5m四方のメッシュの平均標高値）を基に、株式会社エコリスの「基盤地図情報標高DEM変換ツール Ver1.4」、QGISのツール「Gdal」を利用して1m間隔の等高線を生成した。数値標高モデルのデータは単純な地盤高ではなく構造物の標高を含むため中央自動車道、中部横断道路、新山梨環状道路の一部が描画されている。釜無川の東岸の等高線を観察すると、新山梨環状道路のやや北側を境として、竜王新町付近を頂点に等高線が整然と弧状をなし傾斜が緩やかながら扇状地が形成されていることが観察できるが、その南側では等高線が乱れ、荒川に加え笛吹川の影響を受ける土地となっていることが判る。このために微高地の形状も、北側は等高線に直交する整った柳葉状を呈するが、南側では不規則な形となっているものも目立つ。

5 QuatumGISの利用

図示していないものもあるが、ここで述べた地形情報はいずれも世界測地系の座標（平面直角座標8系）を与え、オープンソースの地理情報システムであるQGISを利用し分析を行なった。このメリットは、それぞれの地形情報に座標が付加されているため研究グループ内でもデータの共有性が高く、Illustratorで必須であった位置合わせが不要である。空中写真、新旧の地形図との照合など作業性も非常に高い。また、ハンディGPSによる踏査ルート情報も座標変換が必要であるが、重ね合わせが可能である。しかも、ライセンス料が不要であり、操作方法についてはインターネット上で多くの研究者や利用者から情報が発信されている。研究者がそれぞれ自分のパソコン上でQGISを利用することが可能となっている。以下のwebで利用方法が案内されている。マニュアルなど日本語環境も整ってきている。

<http://www.geopacific.org/> <http://www.qgis.org/en/site/index.html>

まとめ

空中写真の判読による地形分類、空中写真の画像処理分析、新旧の地形図、最新の地図情報などに平面直角座標8系の座標を与え微地形分析を行った。多くの地形情報を統合して検討ができる段階に到達したといえる。とくに明治21年測量の旧版地形図は古い土地利用の情報が一定の精度で記載されているので、今回オルソ化して共有化することのメリットは大きい。今後は、堤防遺跡をはじめとする遺跡分布、用水路、検地帳や字界の分析など関連の研究成果を統合し検討を加えたい。

註

村石眞澄 「釜無川流域微地形分析－甲府盆地北西部－」（山梨県立博物館調査・研究報告 4『信玄堤研究の新展開－甲斐の治水・利水と景観の変化－』山梨県立博物館、2010年、p86-89）。

まとめ

本報告書は、甲府盆地周辺地域を対象にして、人々が自らの生活基盤を守るために育んだ治水・利水技術の展開や、自然環境の変化の状況などについて考察した本研究の成果を掲載した。主な結果として、次のような点があげられる。

①甲斐国内や大井川・天竜川流域で用いられた治水・利水技術の代表的な存在である牛柵類の使用事例を確認した結果、笈牛・菱牛・川倉・大柵・中柵・沈柵・続柵・弁慶柵・合掌柵・片柵は、多摩川・酒匂川・相模川・入間川・荒川・利根川・鬼怒川・千曲川・豊川の上・中流域に使用されたことが確認された。また棚牛は、酒匂川・碓氷川・由比川・興津川の各流域、聖牛は、天竜川流域に大聖牛・中聖牛・小聖牛、富士川・大井川流域に大聖牛、多摩川流域に中聖牛の使用が確認された。特に、大井川・天竜川流域に牛柵類が広範に確認されるのは、河川勾配が急な地形的特徴の共通性に加えて、甲斐国出身の代官の現地赴任による人的なネットワークが影響したことが推測される。そして、甲斐国と並び天竜川流域を中心的な地域として、天竜川流域からその西方を流れる豊川や木曾川の各流域へと、牛柵類の使用が点的に伝播したと考えられる。

②近世の甲斐国内で実施された複数の治水事業の状況を考察した結果、17世紀半ばにおける御勅使川流域の有野村堤防の普請には、御勅使川扇状地に立地し水害を被る村落間のネットワークが機能していたことを明らかにした。また、18世紀半ばに実施された鳥取藩・岡藩による甲斐国御手伝普請では、釜無川・笛吹川合流点に近い東南胡村、及び御勅使川・釜無川の合流点に位置する上高砂村、御勅使川の扇頂部に位置する有野村が普請の難場となったことや、甲斐国内で使用されていた治水・利水技術との相違、そして資材の買い占めやインフレーションの発生、雇用の創出、物資の大量流入など経済的な現象が確認され、御手伝普請が様々な影響を甲斐国内に残したことを明らかにした。さらに、慶応3年（1867）に作成された甲斐国巨摩郡大野村絵図面について考察した結果、大野村地内に設けられた富士川の堤防の再建には、同村内に所在する本遠寺と関係が深い紀州藩主徳川家が関与したことを指摘した。

③御勅使川扇状地及び釜無川右岸に所在する各村の検地帳のデータを分析し、土地の利用状況や小字名の変化について考察した結果、各村が立地する地形的状況が、土地の利用形態の差異に表れていること、また御勅使川扇状地の扇頂部に所在する村々では、17世紀後半における徳嶋堰の築造によって水利関係や耕地の状況に大きな変化が生じ、慶長・寛文期に使用された小字名が消滅して、新たに付けられた小字名がその後継承されたことを明らかにした。そして、17世紀初頭から継続した耕地開発と徳嶋堰築造にともなう畑地から田地への変貌という二つの特徴が、当該地域の景観を形成したことを指摘した。

上記のように、本研究による成果は多岐に及んでいるが、総括として、治水・利水事業の実施やその技術の伝播は、甲斐国内外における人的・地域的なネットワークをふまえて展開していたことが注目される。

一方、今後の課題として、本研究で確認した各地域における牛柵類の使用事例を具体的に考察するとともに、周辺地域に広げてさらに使用事例を検出することや、検地帳の分析結果を遺跡分布等と比較して考察を深めることがあげられる。

今後、これらの課題を調査・研究するとともに、本報告書にまとめられた調査・研究成果を検証し、これからの治水・利水史研究に反映していきたいと考える。

執筆・作成分担

巻頭図版7「釜無川・御勅使川流域地形分類図」	……………	村石眞澄
巻頭図版8「旧大字・小字境界図」	……………	閨間俊明・田中大輔・西川広平
調査・研究の経緯と方針	……………	西川広平
調査・研究活動の記録	……………	西川広平
第I章		
1	……………	西川広平
2	……………	西川広平
第II章		
1	……………	西川広平
2	……………	閨間俊明・斎藤秀樹・田中大輔 西川広平・保阪太一
3	……………	西川広平
第III章		
1	……………	畑 大介
2	……………	西川広平
3	……………	村石眞澄
まとめ	……………	西川広平

平成22年度～25年度 日本学術振興会科学研究費補助金
若手研究(B)「前近代の治水・利水技術と環境変化に関する研究」報告書
研究代表者 西川広平 課題番号 22720259

山梨県立博物館 調査・研究報告10
甲斐の治水・利水技術と環境の変化

発行日 2014年3月24日
編集・発行 山梨県立博物館
〒406-0801
山梨県笛吹市御坂町成田1501-1
TEL 055-261-2631
印刷 株式会社 島田プロセス

